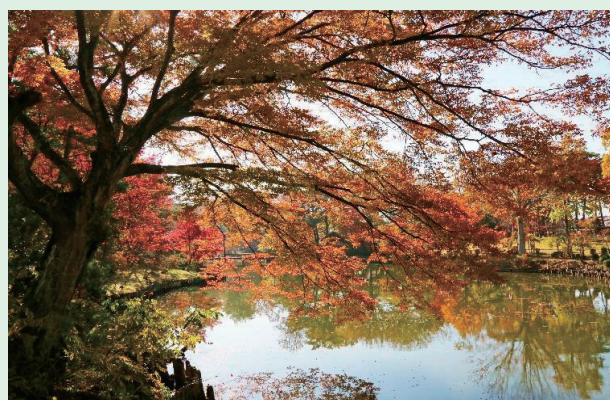
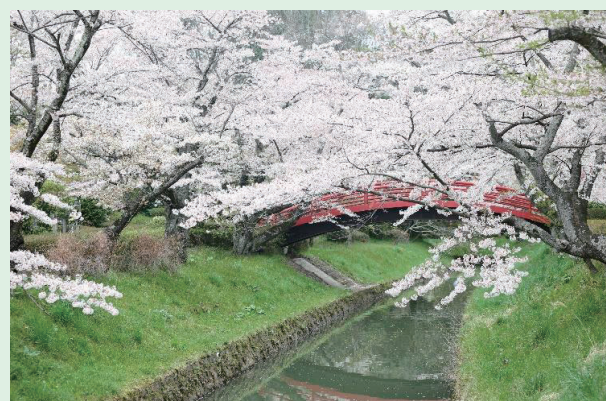


第3次須賀川市環境基本計画

中間改定



豊かな自然に恵まれた
持続可能な環境都市 すかがわ

令和4年3月
須賀川市

はじめに

「豊かな自然に恵まれた持続可能な環境都市 すかがわ」
の実現に向けて

須賀川市は、福島県のほぼ中央に位置し、北は郡山市、南東は石川郡、南西は岩瀬郡に隣接しています。西に那須連峰、東に阿武隈高地の山々に抱かれ、市内中心部を阿武隈川、釈迦堂川が流れる豊かな自然と穏やかな気候に恵まれたまちです。

長い歴史の中で、先人から伝えられ、培われてきた文化や伝統を受け継いで、今日まで発展を続けてきました。

わたしたちには、このかけがえのないふるさとの豊かな自然とともに、安全で持続可能な社会を次世代に引き継いでいく大きな責任があります。

本市では、我々の世代のこの大きな責任を果たすため、「須賀川市環境基本条例」に基づき、2018（平成30）年3月に、目指すべき環境像を「豊かな自然に恵まれた持続可能な環境都市すかがわ」とした「第3次須賀川市環境基本計画」を策定し、限りある資源の循環、持続的に発展する社会を目指し、市・市民・事業者の連携・協働により総合的かつ計画的に環境保全に関する施策を推進してきました。

この間、国連が掲げる「パリ協定」の実現のため、国が「2050年カーボンニュートラル達成」の脱炭素社会を目指すことを宣言したほか、「SDGs」や「地域循環共生圏」の理念の下、環境施策に対する更なる取り組みが求められるようになってきました。

このため、こうした社会情勢の変化に的確に対応し、本市の施策がより実効性の高いものとなるよう、国、県の各種計画と整合を図るとともに、これまでの取り組みの検証・評価を行いながら、本計画の中間改定を行いました。

今後も、目指すべき環境像の実現に向け、市・市民・事業者が一体となって、各種施策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き皆様のご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の中間改定にあたり、ご審議を賜りました環境審議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントにより貴重なご意見をいただきました多くの皆様に心より御礼申し上げます。

令和4年3月

須賀川市長

橋本克也



目 次

| | |
|-----------------------------------|----------|
| 第 1 章 計画の基本的事項 | 1 |
| 第 1 節 計画策定の趣旨 | 1 |
| 第 2 節 計画の対象とする環境の範囲 | 2 |
| 第 3 節 計画の期間 | 3 |
| 第 4 節 計画の位置付け | 3 |
| 第 5 節 計画の構成 | 4 |
| 第 6 節 計画の中間改定 | 4 |
| 第 2 章 市の概況と環境の現状 | 5 |
| 第 1 節 自然条件・社会条件 | 5 |
| 1 地勢 | 5 |
| 2 人口等 | 6 |
| 3 産業構成 | 7 |
| 4 土地利用 | 8 |
| 5 交通 | 9 |
| 第 2 節 環境の現状 | 10 |
| 1 植生・生物 | 10 |
| 2 緑地と水辺 | 11 |

| | |
|----------------|----|
| 3 歴史的文化資源 | 12 |
| 4 大気の状態 | 13 |
| 5 河川の水質 | 14 |
| 6 土壌汚染・地下水 | 15 |
| 7 騒音・振動 | 15 |
| 8 悪臭 | 15 |
| 9 廃棄物・リサイクル | 16 |
| 10 地球温暖化 | 18 |
| 11 再生可能エネルギー | 20 |
| 12 原子力災害 | 21 |
| 本市の原子力災害対策について | 22 |

第3章 目指すべき環境像 **26**

| | |
|--------------|----|
| 第1節 目指すべき環境像 | 26 |
|--------------|----|

| | |
|--------------------------|----|
| 第2節 目指すべき環境像を実現するための基本目標 | 27 |
|--------------------------|----|

第4章 環境施策の方向 **28**

| | |
|--------------------|----|
| 第1節 基本目標達成のための基本方針 | 28 |
|--------------------|----|

| | |
|---------------------|----|
| 第2節 基本目標達成のための施策と取組 | 29 |
|---------------------|----|

| | |
|-------------------|----|
| 1 自然環境と貴重な地域資源の保全 | 29 |
|-------------------|----|

| | |
|-----------------|----|
| 2 安全・安心な生活環境の保全 | 34 |
|-----------------|----|

| | |
|-----------------------|----|
| 3 低炭素で循環型のまちづくり | 42 |
| 4 環境学習と協働による環境保全活動の推進 | 50 |
| 5 エネルギーの効率的利用 | 56 |
| 本市の各種再生可能エネルギー導入について | 60 |

第5章 計画の推進 **64**

| | |
|-------------|----|
| 第1節 計画の推進体制 | 64 |
| 1 市の推進体制 | 64 |
| 2 環境審議会 | 64 |
| 3 広域的な連携 | 64 |
| 第2節 計画の進行管理 | 65 |
| 1 計画の進行管理 | 65 |
| 2 年次報告書の作成 | 65 |
| 3 指標一覧 | 66 |

資料編 **70**

| | |
|-------------------------|----|
| 資料1 須賀川市環境基本条例 | 71 |
| 資料2 須賀川市公害防止条例 | 76 |
| 資料3 本市の再生可能エネルギー賦存量について | 79 |
| 資料4 用語解説 | 81 |
| 資料5 市民・事業者の環境保全意識調査 | 91 |

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

わたしたちのまち須賀川は、花と緑に恵まれた美しい自然に抱かれ、歴史的、文化的遺産を受け継ぎ、今日までその恩恵を享受しながら着実な発展を続けてきました。

しかし、近年の都市化の進展、市民の生活様式の変化等に伴い、生活の利便性が高まる一方で、資源やエネルギーが大量に消費され、わたしたち一人ひとりの営みが直接的又は間接的に地球環境に影響を及ぼすまでに拡大しています。

今を生きるわたしたちは、この恵み豊かな環境が現在及び将来の世代の共有財産であることを深く認識し、今ある環境を保全し、さらにより良い環境を創造し、将来の世代に継承していく責務を有しています。

本市では、2000(平成12)年1月に「須賀川市環境基本条例」を施行し、これに基づき、「第1次須賀川市環境基本計画」を2000(平成12)年3月に、「第2次須賀川市環境基本計画」を2009(平成21)年3月に策定し、良好で快適な環境の保全及び創造を目指した施策を展開してきました。

この間、2011(平成23)年3月に発生した東日本大震災に起因する東京電力福島第一原子力発電所事故を契機として国内外で再生可能エネルギーの利用促進への機運が高まっていることや、2015(平成27)年に国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択された「パリ協定」に国際的に足並みをそろえた温室効果ガス削減の取組が推し進められるようになるなど、社会情勢は大きな変化が見られています。

これらの状況を踏まえ、市政運営の基本指針として、2017(平成29)年12月に策定された、須賀川市第8次総合計画「須賀川市まちづくりビジョン2018」の将来都市像「選ばれるまちへともに歩む自治都市 すかがわ」を環境面から実現することを目指し、新たな総合的・計画的な環境施策の方向性を示すため、「第3次須賀川市環境基本計画」を策定しました。

基本理念(須賀川市環境基本条例第3条)

- 環境の保全等は、市民が健康でゆとりある生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を確保し、及び向上させ、並びに将来の世代に継承されるよう適切に行わなければならない。
- 環境の保全等は、それぞれの地域特性に配慮し人と自然とが健全に共生できるよう適切に行わなければならない。
- 環境の保全等は、資源の適正な管理及び循環的な利用の推進により、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを旨として、市、事業者及び市民の適正な役割分担の下に自主的かつ積極的に行わなければならない。
- 地球環境の保全は、市、事業者及び市民がこれを自らの課題として認識し、あらゆる活動において積極的に推進されなければならない。

第2節 計画の対象とする環境の範囲

本計画の対象とする環境は、須賀川市環境基本条例第8条に規定されている施策の基本方針に基づき、わたしたちの身近な生活環境から地球規模の環境までを範囲とします。

| 対象範囲 | 主な項目 |
|--------|----------------------------------------|
| 自然環境 | 森林、農地、公園・緑地、水辺環境、野生生物 など |
| 生活環境 | 大気、水質、騒音、振動、悪臭、土壌環境、景観、歴史的文化的環境 など |
| 資源循環 | 廃棄物の処理、リサイクル など |
| 地球環境 | 地球温暖化対策 など |
| エネルギー | 省エネルギー、再生可能エネルギー |
| 地域環境活動 | 環境学習、環境情報の提供、市民・事業者・行政の協働の取組、環境保全活動 など |

施策の基本方針(須賀川市環境基本条例第8条)

市は、環境の保全等に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念に則り、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を将来にわたって良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性を確保するとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び回復を図り、人と自然が共生できる良好な環境を確保すること。
- (3) 緑化の推進、水辺地の整備、良好な景観の創造及び歴史的文化的遺産の保全を確保すること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進することにより、環境への負荷の低減を図るとともに、地球環境保全に貢献すること。

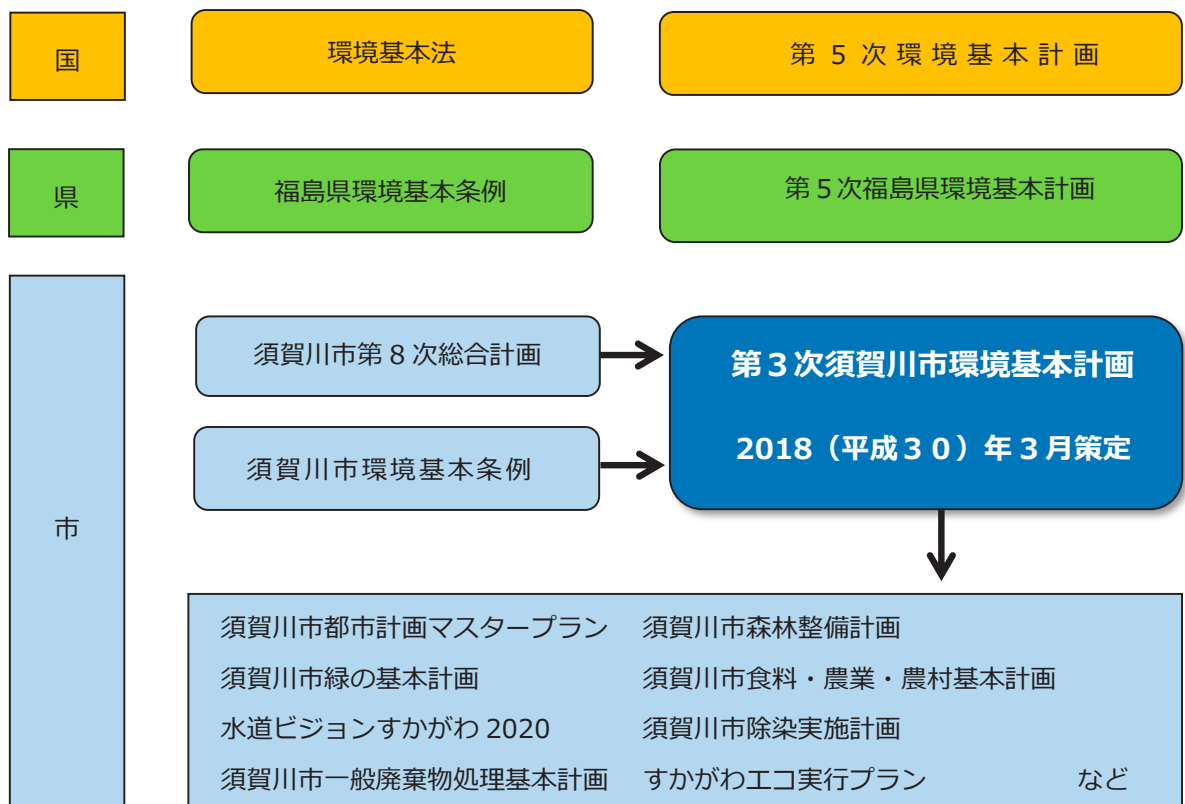
第3節 計画の期間

本計画の期間は、2018(平成30)年度を初年度とし、10年後の2027(令和9)年度を目標年度とします。

本計画期間中、本市を取り巻く環境の変化、環境問題や社会情勢の変化などに応じて、適宜情報収集や解析を行いながら点検・検証し、必要な場合は計画の見直しを行います。

第4節 計画の位置付け

「須賀川市環境基本条例」の基本理念を踏まえ、本市の最上位計画である「須賀川市第8次総合計画」との整合性を図り、目指すべき環境像の実現に向けて、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを基本とします。



第5節 計画の構成

| |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 計画の基本的事項 |
| <ul style="list-style-type: none"> 1 計画策定の趣旨 2 計画の対象とする環境の範囲 3 計画の期間 4 計画の位置付け 5 計画の構成 6 計画の中間改定 |
| 第2章 市の概況と環境の現状 |
| <ul style="list-style-type: none"> 1 自然条件・社会条件 2 環境の現状 |
| 第3章 目指すべき環境像 |
| <ul style="list-style-type: none"> 1 目指すべき環境像 2 目指すべき環境像を実現するための基本目標 |
| 第4章 環境施策の方向 |
| <ul style="list-style-type: none"> 1 基本目標達成のための基本方針 2 基本目標達成のための施策と取組 |
| 第5章 計画の推進 |
| <ul style="list-style-type: none"> 1 計画の推進体制 2 計画の進行管理 |

第6節 計画の中間改定

第3次須賀川市環境基本計画の中間年である2022(令和4)年において、現在の環境課題をめぐる国際的な潮流への対応や国県の動きを見据えながら、各施策の取組状況等を踏まえて、SDGsや地域循環共生圏の考え方を基に第4章「環境施策の方向」、第5章「計画の推進」の取組や目標値など、目指すべき環境像の実現に向けて、環境施策を効果的に推進するため必要な見直しを行いました。

第2章 市の概況と環境の現状

この章は、平成30年度の計画策定時に分析した内容を記載しているものですが、令和3年度の間改定に当たって一部変更（加筆・修正など）を行いました。

第1節 自然条件・社会条件

1 地勢

本市は、福島県のほぼ中央部に位置し（須賀川市役所は北緯37度17分、東経140度22分、海拔262m）、市域は東西37.9km、南北16.5km、面積は279.43km²と東西に長く、中心部にある市街地は南北に馬の背のように伸びた丘陵地に広がっています。

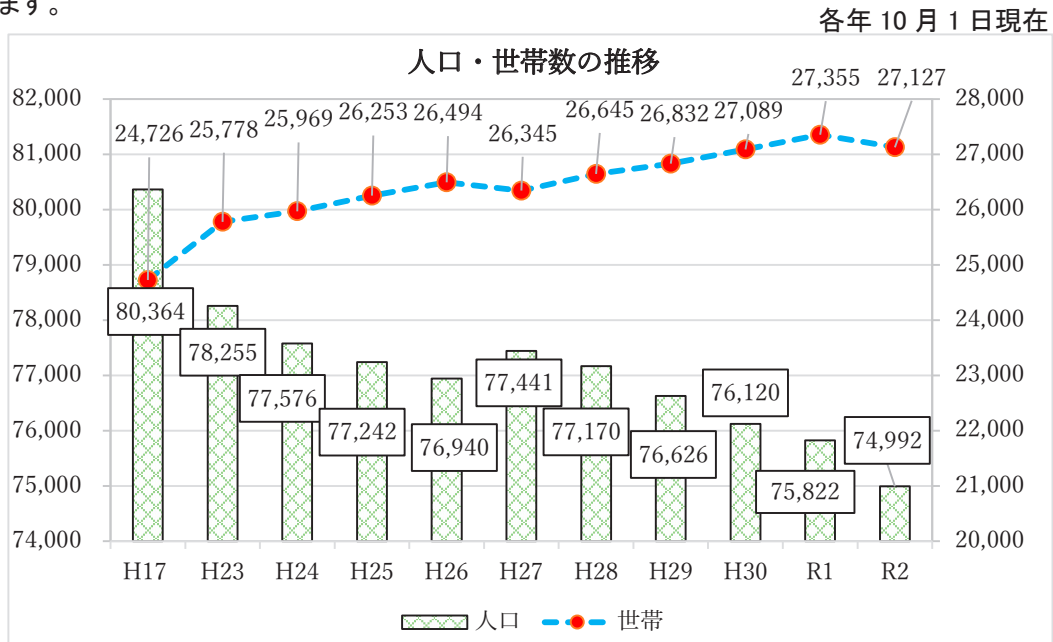
西に奥羽山脈、東に阿武隈高地の山並みを望み、釈迦堂川など東西の山々から多くの河川が合流した阿武隈川が市の中央部を南から北へ流れる、緑豊かな自然環境に恵まれたまちです。



2 人口等

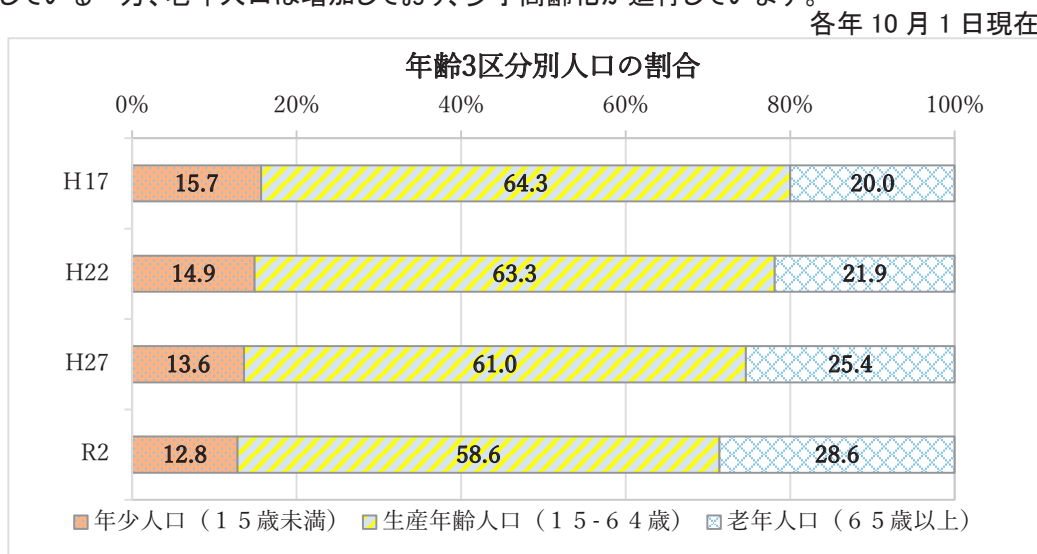
本市の人口は、2005(平成17)年の80,364人をピークに減少しており、2020(令和2)年10月1日現在、人口は74,992人、世帯数は27,127世帯となっています。

世帯数が年々増加傾向にある一方、一世帯当たりの人員は減少しており、核家族化が進んでいます。



資料: 国勢調査、福島県推計人口

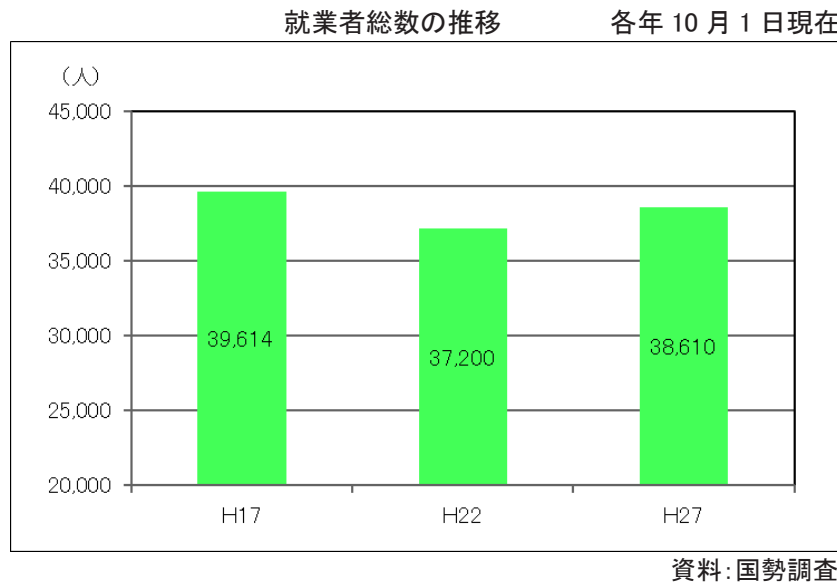
年齢3区別の人口をみると、2020(令和2)年時点で、年少人口の割合が12.8%、生産年齢人口が58.6%、老年人口が28.6%となっており、年少人口と生産年齢人口の割合は減少している一方、老年人口は増加しており、少子高齢化が進行しています。



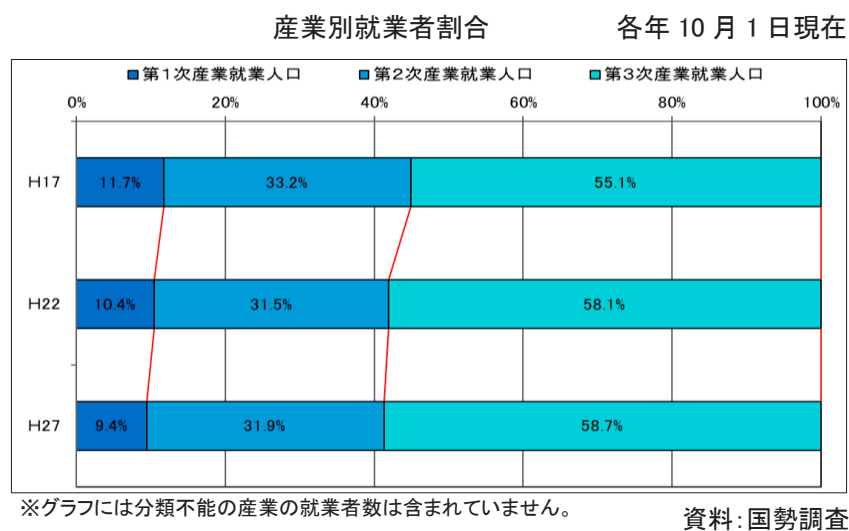
資料: 国勢調査

3 産業構成

2015(平成27)年の国勢調査によると、本市の15歳以上の就業者総数は、38,610人で、2010(平成22)年の37,200人と比べて増加しています。これは東日本大震災後、一時的に復興に関連する就業者が増えたことが理由であると考えられます。



部門別にみると、農業・林業などの第1次産業の就業者割合と、製造業や建設業などの第2次産業の就業者割合は減少が続いており、特に第1次産業の割合は、平成27年の調査では10%を割り込みました。一方で、サービス業などの第3次産業に就業する割合が増加しています。



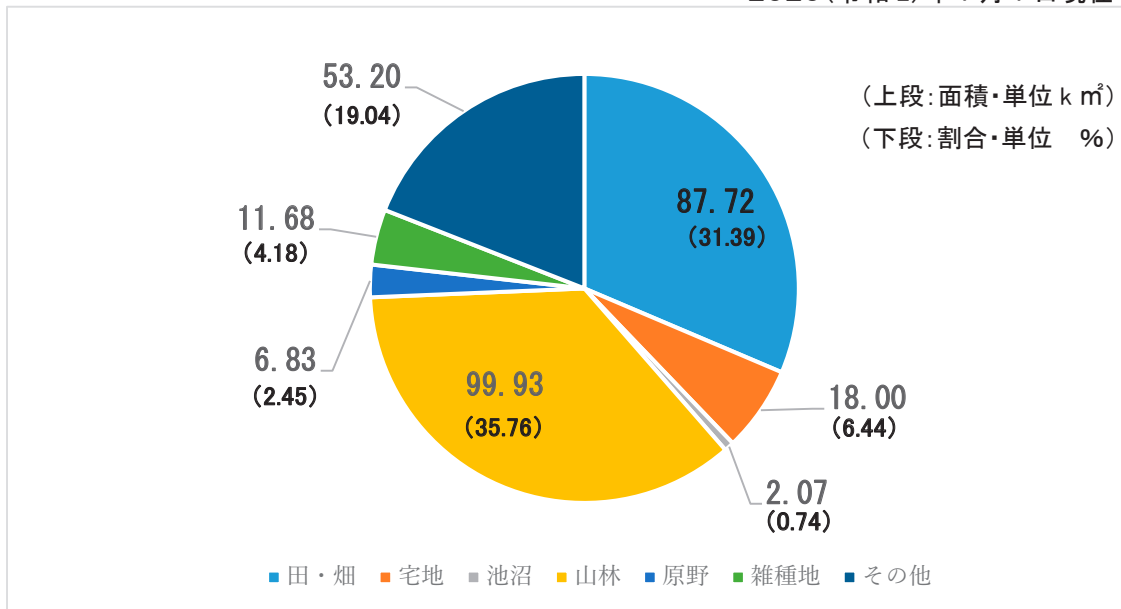
4 土地利用

本市は地理的な特徴から、西部、中央部、東部の3地域に大別できます。西部・東部地域は豊かな自然環境や森林資源と優良な農地に恵まれています。中央部は、人口密度が比較的高い地域で、市街化区域として行政、商業、教育、文化など多様な機能が集積した市の中心としての役割を担っています。

2020(令和2)年1月1日現在の地目別土地利用面積では、市域279.43km²のうち山林が約36%、田・畑が約32%であり、市域の6割以上を占めています。

本市の土地利用状況

2020(令和2)年1月1日現在

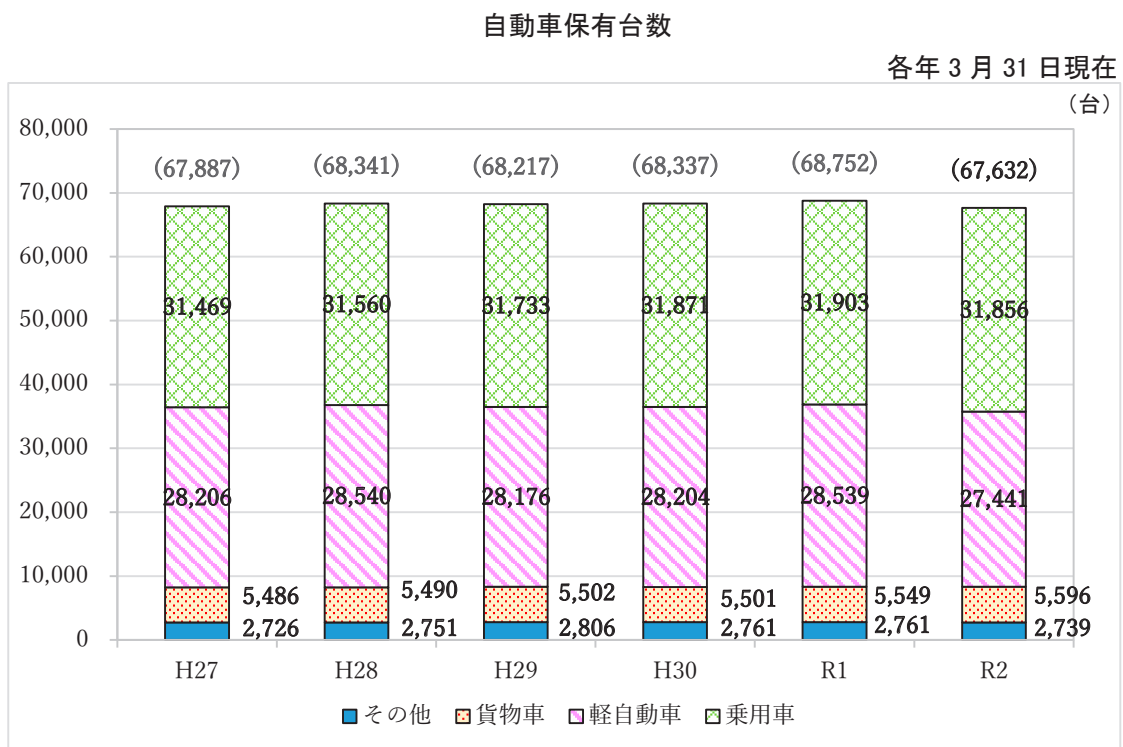


資料:須賀川市

5 交通

本市の主要な交通網は、市のほぼ中央を国道4号と東北本線が南北に走り、それと平行して西側には東北縦貫自動車道が通っています。また南東部には、福島空港が位置し、高速交通体系に恵まれた地域となっています。

市内における自動車保有台数は、2020(令和2)年度末現在67,632台で、前年度より若干減少しましたが、全体的にみると緩やかな増加を示しています。



資料：東北運輸局福島運輸支局、須賀川市

第2節 環境の現状

1 植生・生物

本市の全域で、アカマツやスギの植生が多く見られるとともに、西部地域においては、奥羽山系の1,000m級の山岳地帯の中にブナ、ミズナラ群落などの自然林、東部地域の蓬田岳周辺にはコナラを主体とした落葉樹の植生などを確認することができます。

また「福島県自然環境保全条例」に基づき、「自然環境保全地域」として「宇津峯山」、「緑地環境保全地域」として「古寺山」が指定されています。

福島県自然環境保全条例に基づき指定されている緑地の状況

| 保全地域種別 | 地域名 | 面積 | 所在地 | 指定年月日 | 保全対象 |
|----------|------|------------------------------|--------|----------------|-------------------|
| 自然環境保全地域 | 宇津峯山 | 355.60ha (うち須賀川市分 15.0ha) | 塩田地内 | 昭和50年 2月28日 | 変成岩類の盆地上構造ほか |
| 緑地環境保全地域 | 古寺山 | 13.44ha | 上小山田地内 | 昭和55年 6月13日 | 古寺山白山寺と一体となった自然環境 |

※宇津峯(峰)山:南北朝時代(14世紀半ば)に北畠顯信が立てこもった南朝方の拠点。

出典によって「宇津峰山」「雲水峯山」などさまざまな表記がされている。

本計画では、福島県自然環境保全条例及び指定文化財に従った記載をしている。

生物については、広い面積の森林を必要とするツキノワグマ、オオタカ、良好な水辺環境(河川、水田、農業用水、湿地など)にはササゴイ、イモリ、ツチガエル、スナヤツメなどが生息するなど、市内には豊かな自然環境が多く残されています。

また、市の中心部を流れる阿武隈川の水辺などは、鳥類にとっての良好な生息地となっており、市の鳥でもあるカワセミなどが見られるほか、魚類ではギンブナやニゴイといった種を見ることができます。

2 緑地と水辺

市内には、市民がスポーツやレクリエーションを楽しみ、身近な緑や自然環境と親しむことができる翠ヶ丘公園をはじめとした多くの公園が設置されており、市民の日常的な憩いの場として利用されています。

また、規模が大きく緑の豊かな公園は、災害時の避難場所や延焼遮断の役割も持っています。さらに、農地や森林などの緑は、市街地のまとまった緑とともに動植物の生育空間を創出し、本市の豊かな生態系の保全や、地球温暖化の防止にも重要な役割を担っています。

水辺に関しては、市内を流れる河川すべてが市中央部を北流している阿武隈川水系に含まれ、西からは江花川、釈迦堂川、滑川、東からは取上川や初瀬川など、11本の一級河川、24本の準用河川などが合流しています。また、本市の農業は稲作を中心として発展してきたため、多くの農業用水路が整備され、さらには猪苗代湖を水源として西部地域を灌漑する安積疏水や羽鳥湖からの羽鳥用水、阿武隈川から取水している浜田用水など、さまざまな水辺の環境が形成されています。

これらの水辺は、多くの動植物の生育空間として生態系を育む基盤となっており、田園風景や身近な水辺として人々に親しまれ、憩いの空間ともなっています。

しかし近年、防災や用水機能を優先した整備が進められたことから、動植物の生育や自然とふれあう空間には適さない構造となっている側面もあります。



釈迦堂川河川敷

3 歴史的文化資源

本市は、古代には石背国の中心として、鎌倉時代以降は二階堂氏の城下町として、さらに江戸時代以降は宿場町として栄えてきました。

本市には、さまざまな歴史的文化資源が数多く残され、地域の歴史文化を伝えるとともに、緑に囲まれた貴重な財産となっています。

自然環境に囲まれた指定文化財

| 番号 | 指定 | 種別 | 名称 | 所在地 |
|----|-----|-------|----------------|----------|
| ① | 国指定 | 史跡 | 宇津峰 | 塩田字雲水峯 |
| ② | 国指定 | 史跡 | 須賀川一里塚 | 一里坦・高久田境 |
| ③ | 国指定 | 史跡 | 米山寺経塚群 | 西川字坂の上 |
| ④ | 国指定 | 名勝 | 須賀川の牡丹園 | 牡丹園 |
| ⑤ | 県指定 | 天然記念物 | 古寺山の松並木 | 上小山田字古寺 |
| ⑥ | 県指定 | 天然記念物 | 永泉寺のコウヨウザン | 長沼字寺前 |
| ⑦ | 県指定 | 天然記念物 | 古館のサクラ | 榊衝字古館 |
| ⑧ | 県指定 | 天然記念物 | 護真寺のサクラ | 横田字北ノ後 |
| ⑨ | 市指定 | 天然記念物 | 勢至堂の大杉 | 勢至堂字平四郎 |
| ⑩ | 市指定 | 天然記念物 | 藤沼神社の大杉 | 江花字藤沼 |
| ⑪ | 市指定 | 天然記念物 | 志茂の大杉 | 志茂字桜堂 |
| ⑫ | 市指定 | 天然記念物 | 三嶽神社の白藤 | 小中字上ミ |
| ⑬ | 市指定 | 天然記念物 | 子安観音堂のヒイラギ | 榊衝字狐化 |
| ⑭ | 市指定 | 天然記念物 | 勢至堂のモリアオガエル生息地 | 勢至堂地内 |
| ⑮ | 市指定 | 天然記念物 | 永泉寺のシダレザクラ | 長沼字寺前 |
| ⑯ | 市指定 | 天然記念物 | 横田陣屋御殿桜 | 横田字北ノ後 |
| ⑰ | 市指定 | 天然記念物 | 奥州のつなぎ杉 | 矢沢字与藤治 |
| ⑱ | 市指定 | 天然記念物 | めおと杉 | 深渡戸字江持 |
| ⑲ | 市指定 | 天然記念物 | 牡丹園の大ケヤキ | 牡丹園 |
| ⑳ | 市指定 | 天然記念物 | 二階堂神社の大ケヤキ | 宮先町 |



4 大気の状態

福島県が設置している一般環境大気観測局(市役所南東側)では、二酸化硫黄、窒素酸化物、光化学オキシダント等の大気汚染の状況について常時監視を実施しています。

2019(令和元)年度の調査結果では、光化学オキシダント以外の物質は環境基準を達成しています。

本市における大気汚染物質観測データ【2019(令和元)年度福島県調査】

| 区 分 | | 測定値 | 環境基準 |
|---------------------------------|--------------|-------|--------------------------------------------------------------------------|
| 二酸化硫黄 (ppm) | 年平均値 | 0.000 | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下、 かつ1時間値が0.1ppm以下。 |
| | 日平均値の2%除外値 | 0.001 | |
| | 1時間値の最高値 | 0.006 | |
| 二酸化窒素 (ppm) | 年平均値 | 0.006 | 1時間値の1日平均値が0.04ppm～0.06ppm のゾーン内またはそれ以下。 |
| | 日平均値の98%値 | 0.016 | |
| | 1時間値の最高値 | 0.041 | |
| 浮遊粒子状物質 (mg/m ³) | 年平均値 | 0.011 | 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下、 かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下。 |
| | 日平均値の2%除外値 | 0.034 | |
| | 1時間値の最高値 | 0.065 | |
| 光化学オキシダント (ppm) | 昼間の1時間値の年平均値 | 0.033 | 1時間値が0.06ppm以下であること。 |
| | 昼間の1時間値の最高値 | 0.092 | |



福島県：一般環境大気観測局

5 河川の水質

河川等の水質汚濁の要因は、工場等からの排水や家庭からの生活排水が多くの部分を占めています。

工場等の事業者のうち、「水質汚濁防止法」及び「福島県生活環境の保全等に関する条例」で規定されている施設については、排出濃度が定められています。また、生活排水による汚濁負荷低減に向けて、公共下水道や農業集落排水処理施設への接続と合併処理浄化槽の設置が推進されています。

河川の水質に関しては、「環境基本法」に基づき BOD(生物化学的酸素要求量)や pH(水素イオン濃度)などの環境基準値が設定されていますが、本市の調査では、基準値をおおむね達成しており、近年河川の水質は改善傾向となっています。

BOD(生物化学的酸素要求量)の経年変化(年間平均値)

| 河川名 | No. | 調査地点 | 河川類型 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|-------|-----|---------|------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 稲川 | 1 | 釈迦堂川合流前 | (A類型) (2.0以下) | 1.8 | 2.2 | 1.5 | 1.7 | 1.5 | 1.8 |
| | 2 | 石の花橋地点 | | 1.3 | 2.2 | 1.7 | 1.3 | 1.2 | 1.0 |
| 江花川 | 3 | 布川橋地点 | (A類型) (2.0以下) | 1.3 | 0.8 | 1.1 | 1.2 | 1.0 | 1.4 |
| | 4 | 富入橋地点 | | 1.2 | 1.0 | 1.0 | 1.5 | 0.9 | 1.1 |
| | 5 | 川原橋地点 | | 1.0 | 1.5 | 0.8 | 1.1 | 0.7 | 1.1 |
| 下の川 | 6 | 前田橋地点 | (B類型) (3.0以下) | 2.7 | 2.4 | 1.7 | 2.8 | 4.4 | 2.0 |
| | 7 | 鏡石町境界地点 | | 1.5 | 1.0 | 1.3 | 2.4 | 2.4 | 2.6 |
| 滑川 | 8 | 県道滑川橋地点 | (B類型) (3.0以下) | 1.5 | 1.0 | 1.3 | 1.8 | 2.3 | 1.5 |
| | 9 | 崖原橋地点 | | 0.9 | 0.8 | 0.8 | 1.1 | 1.1 | 1.3 |
| | 10 | 大橋地点 | | 1.0 | 0.6 | 0.8 | 1.1 | 0.8 | 0.9 |
| 岩根川 | 11 | 田中橋 | | 1.1 | 0.9 | 0.9 | 1.1 | 1.4 | 1.3 |
| 塩田川 | 12 | 廣表橋 | | 1.1 | 1.4 | 1.1 | 1.4 | 1.3 | 1.3 |
| 小倉川 | 13 | 鹿嶋橋 | | 0.9 | 1.0 | 1.2 | 1.1 | 1.1 | 1.4 |
| 取上川 | 14 | 関向橋 | | 1.1 | 1.1 | 1.1 | 1.3 | 0.9 | 1.2 |
| 初瀬川 | 15 | 初瀬大橋 | 1.0 | 0.8 | 1.1 | 1.2 | 1.2 | 1.2 | |
| 単純平均値 | | | | 1.3 | 1.2 | 1.2 | 1.5 | 1.5 | 1.4 |

資料:須賀川市

6 土壌汚染・地下水

土壌は、環境の重要な構成要素であるとともに、人間の生活の基盤として大切な役割を担っています。現在本市では、土壌汚染に関する報告はありませんが、地下水汚染と関係が深く、福島県が市内で実施している地下水調査では、環境基準を超える井戸も確認されていることから、今後これらの地域での土壌の状況についても把握する必要があります。

地盤沈下は、地下水の過剰汲み上げなどにより、地表面が徐々に沈下していく現象で、建築物や土木建造物等に被害を及ぼすものです。本市における被害は確認されていません。

7 騒音・振動

騒音の主な要因は、工場・事業場の機械類から発生するものや自動車、鉄道、航空機、建設工事に伴うものがあげられます。工場・事業場、建設工事からの騒音・振動は、「騒音規制法」や「振動規制法」及び「福島県生活環境の保全等に関する条例」により規制されています。

福島空港周辺の航空機騒音は環境基準を達成していますが、本市で実施している自動車交通騒音調査では、一部環境基準を達成していない状況も確認されています。

自動車交通騒音の調査結果

| 昼夜とも環境基準値以下の割合（道路種類別） | | | | | |
|-----------------------|------------------|---------|-------|-------|--------|
| 年度 | 評価区間延長 | 高速自動車国道 | 一般国道 | 県道 | 4車線市道 |
| R2 | 92 区間 169.8km | 95.3% | 75.4% | 99.9% | 100.0% |

資料：須賀川市

8 悪臭

悪臭の発生原因は、工場・事業場の事業活動によるもの、生活排水、畜舎やたい肥、野焼きの煙等があります。

市内には、「悪臭防止法」に基づく規制地域が定められており、工場・事業場等の事業活動に伴って発生する特定物質が規制対象となっています。

生活排水、畜舎やたい肥、野焼きの煙等の苦情については、必要に応じて関係機関などと連携し、発生源に対する指導等を行っています。

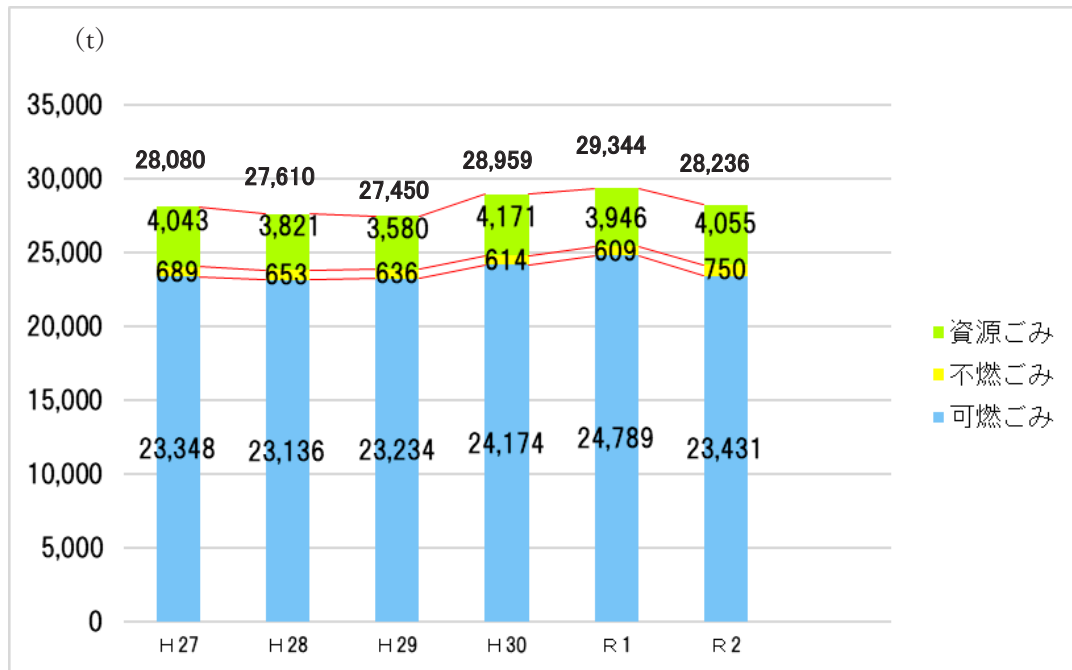
9 廃棄物・リサイクル

ごみの排出量は、平成23年度(34,372トン)と、平成24年度(29,990トン)は東日本大震災に伴う災害廃棄物の一時的な排出の影響はありましたが、現在は、東日本大震災以前の水準に戻っています。

2020(令和2)年度の状況は、市民一人1日当たりの可燃ごみ排出量841gで、前年度886gと比較すると45g減少していますが、基準値2016(平成28)年と比較すると20g上まわっています。

なお、上記の原因としては、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業系可燃ごみが減少したものの家庭系可燃ごみが増加したことが要因と考えられます。

ごみ排出量



資料:須賀川市

本市では、廃棄物の資源化を推進するため、びん類・金属類、ペットボトル、食品トレイ及び古紙類を資源物として区分する分別収集を実施しています。

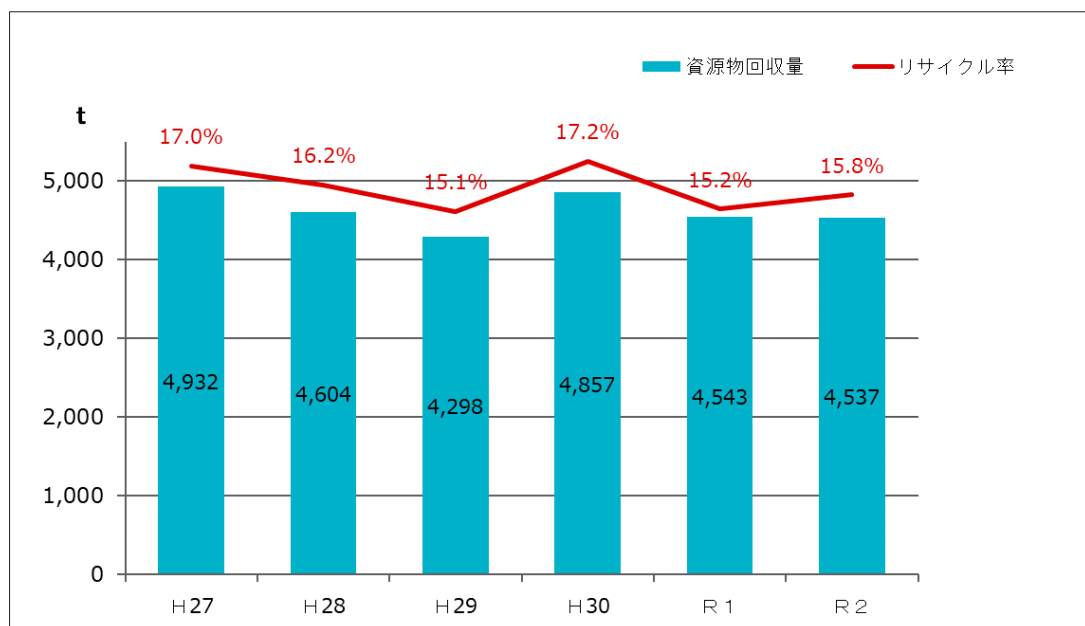
資源物については、市によるごみステーション収集に加え、自治会、子ども育成会など、集団回収を実施する団体に対する奨励金制度を設けるなど、リサイクルの推進に努めています。

資源物の回収量(集団回収分を含む)とリサイクル率は、おおむね横ばいの傾向にあります。

2020(令和2)年度の状況は、リサイクル率15.8%で、前年度15.2%と比較すると0.6%増加し、基準値2016(平成28)年と比較すると0.4%減少しています。

なお、上記の原因としては、新型コロナウイルス感染症の影響により、ごみ排出量が増加したこと、自治会、子ども育成会など、集団回収を実施する団体の資源回収量が減少したことが要因と考えられます。

資源物の回収量とリサイクル率



資料: 須賀川市

10 地球温暖化

地球温暖化は、平均気温の上昇や局地的な大雨などの気候変動を引き起こし、自然災害の発生、農作物の生育などに悪影響を及ぼすため、現在、最も深刻な地球環境問題の一つとされています。

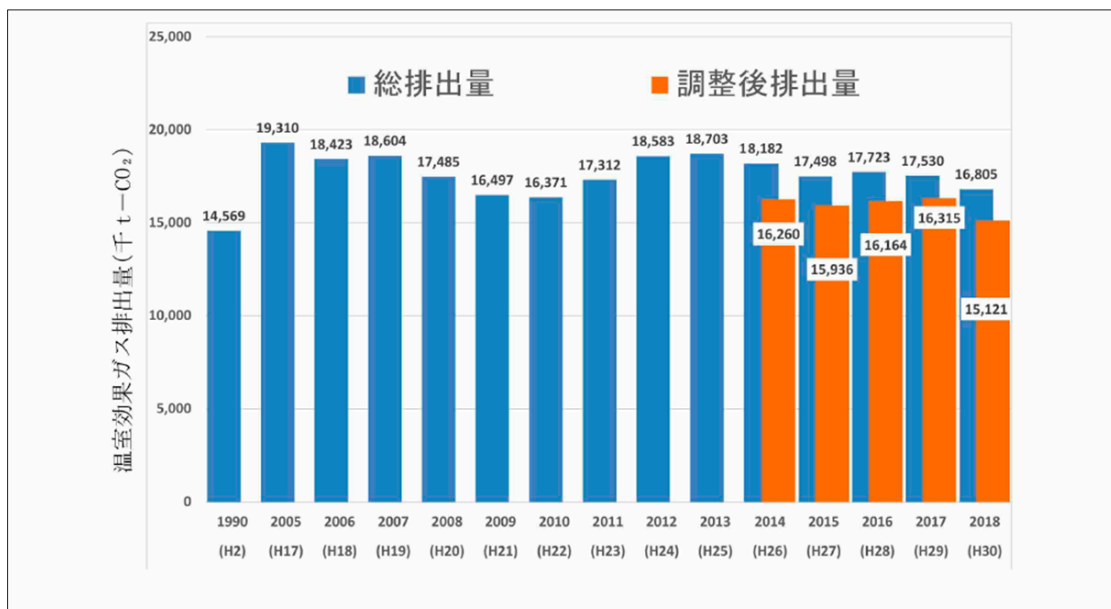
IPCC「気候変動に関する政府間パネル」の1.5℃特別報告書(2018年)において、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて1.5℃に抑えるためには、世界全体の人為起源二酸化炭素を2050年前後に正味ゼロに抑える必要があると公表されたことを契機に、2050年までの排出実質ゼロに向けた国際的な動きが加速しています。

また、2015(平成27)年の国連総会において、SDGs(持続可能な開発目標)が採択されました。

SDGsは、2016(平成28)年から2030(令和12)年までの国際目標で、17の目標とそれらに付随する169のターゲットから構成されており、環境・経済・社会の3つの側面を統合的に解決する考え方が強調されています。先進国を含めた国際社会全体が、将来にわたって持続可能な発展ができるよう、それぞれの課題に取り組むことが求められています。

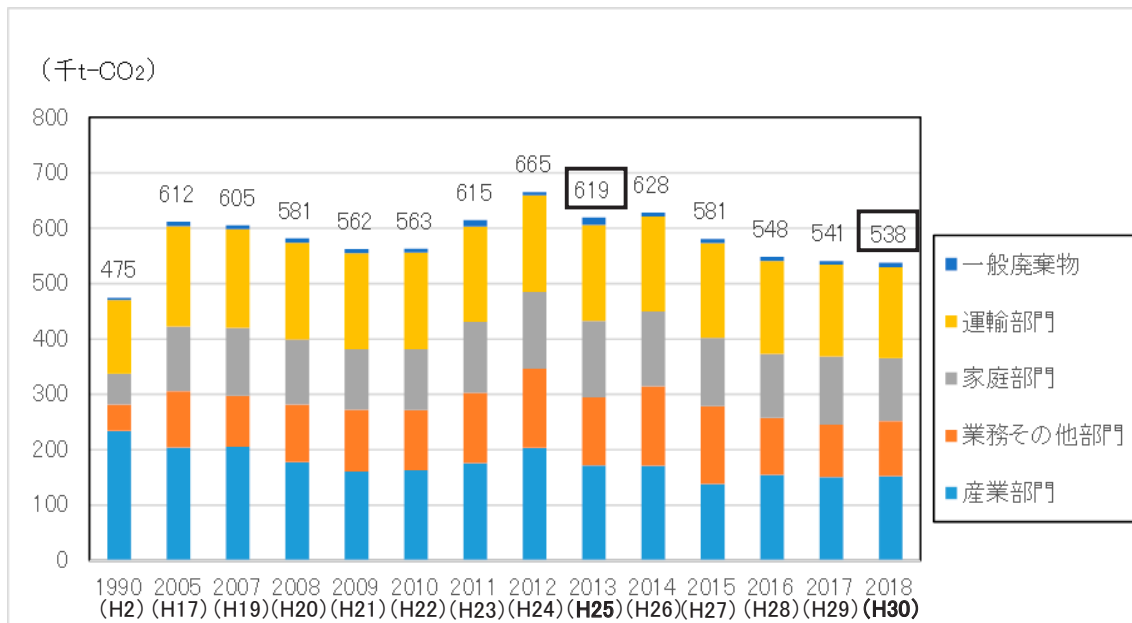
福島県では、地球温暖化対策と原子力依存からの脱却を両立するという困難な課題に取り組み、解決していくため、2013(平成25)年3月に「地球温暖化対策推進計画」を改定し、「福島議定書事業」等の取組が進められてきました。さらに2016(平成28)年3月に「再生可能エネルギー先駆けの地アクションプラン」を改定し、イノベーション・コースト構想、福島新エネ社会構想の具体化など、地球温暖化対策に関連する新たな動きが出てきたことから、2021(令和3)年12月に「福島県地球温暖化対策推進計画」の改訂が行われ、更なる地球温暖化対策に取り組んでいます。

福島県における温室効果ガス排出量の推移



資料: 福島県(「基準年度2013(平成25)年度の総排出量」と実質的な排出量である「調整後排出量」(森林吸収、再エネ導入等による削減分を総排出量から差し引いたもの)の比較)

本市の温室効果ガス排出量の推移



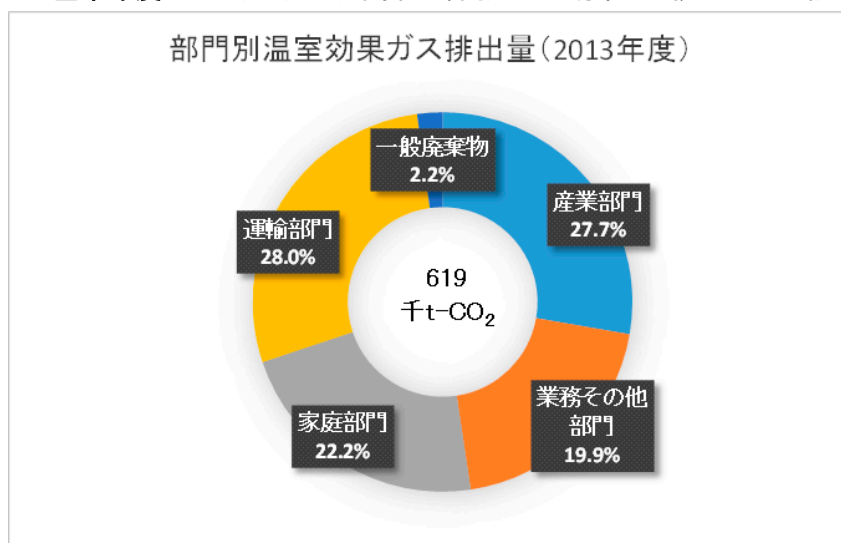
資料:環境省(按分法による「全国区町村部門別 CO₂排出量の現況推計値」)

本市からの温室効果ガス排出量は、微増減を繰り返しながら推移しており、2014(平成 26)年度以降は減少傾向です。直近の2018(平成 30)年度の排出量は、538 千 t-CO₂です。

なお、部門別温室効果ガス排出量の推移では、全体としてどの部門も減少傾向にあります。

基準年度である2013(平成 25)年度の部門別温室効果ガス排出量の619 千 t-CO₂内訳は、運輸部門と産業部門から約 28%、次いで家庭部門と業務その他部門から約 20%、一般廃棄物からの排出量が約 2%となっています。

基準年度 2013(平成 25)年度の部門別温室効果ガス排出量の内訳



資料:環境省(按分法による「全国区町村部門別 CO₂排出量の現況推計値」)

1.1 再生可能エネルギー

地球環境への負荷を軽減し、持続可能な社会を実現するためには、石油、石炭、天然ガス等の枯渇性エネルギーに依存しない、再生可能エネルギーの導入を一層推進していく必要があります。

さらに、東日本大震災に起因する東京電力福島第一原子力発電所事故以降、よりその方向性が強く求められており、福島県では、「再生可能エネルギー推進ビジョン」を改定し、地域の再生可能エネルギー資源を最大限に生かす取組を掲げています。

本市では、公共施設への太陽光発電システム設置の導入を進めるとともに、市民への導入促進を図るため、「住宅用再生可能エネルギー等システム設置」に対する助成制度を設けています。

住宅用太陽光発電システム補助実績

| 年 度 | 設置件数 | 設置出力 |
|-----|---------|------------|
| H21 | 72 件 | 283.6 kW |
| H22 | 123 件 | 503.5 kW |
| H23 | 129 件 | 565.4 kW |
| H24 | 248 件 | 1,149.1 kW |
| H25 | 190 件 | 889.3 kW |
| H26 | 211 件 | 1,062.6 kW |
| H27 | 140 件 | 687.6 kW |
| H28 | 110 件 | 564.8 kW |
| H29 | 91 件 | 482.5 kW |
| H30 | 129 件 | 698.1 kW |
| R1 | 100 件 | 558.8 kW |
| R2 | 91 件 | 503.0 kW |
| 累計 | 1,634 件 | 7,948.3 kW |

資料：須賀川市

1.2 原子力災害

東日本大震災に起因する東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射能汚染から、安全、安心な生活を取り戻すため、市内の環境放射線量の測定、公共施設・住宅地等の除染、ホールボディカウンタによる内部被ばく検査、農産物の放射性物質検査と風評被害対策などの取組を進めてきました。

なお、除染作業の際に発生した除去土壌等については、2015(平成27)年度から搬出作業が展開され、本市では、2021(令和3)年度末(令和4年3月)の搬出の終了をもって住宅等除染対策事業の完了としています。



積込場に一時保管をしている除去土壌等を10tダンプトラックに積み込み、中間貯蔵施設へ輸送(国が実施)

本市の原子力災害対策について

【放射線量の測定】

- ① 放射線量の測定状況
 - (1) 毎日測定(閉庁日を除く。市ホームページで公表)
 - (2) 月1回測定(市ホームページで公表)
 - (3) リアルタイム線量測定システム(原子力規制委員会)
 - (4) 放射線マップの作成
 - ② 放射線量計の貸出し
 - (1) 全町内会・区への貸与
 - (2) 個人への無償貸出し(各公民館において貸出し)
- ※放射線量の測定として、①～②が実施された。

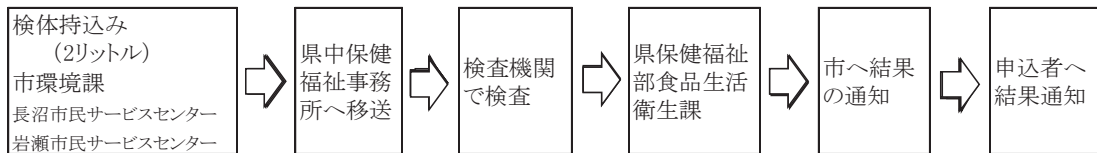
【放射性物質の除染】

- 須賀川市除染計画第1版(2012(平成24)年1月31日策定)
- 本市は、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故での放射性物質の拡散による健康と経済活動への影響を防ぎ、市民の不安を解消するため、市内の汚染状況を十分に把握し、効果的で効率的な除染を行いました。
- 須賀川市除染マニュアル(2012(平成24)年3月21日策定)
- 市民が除染を行う際の指針を示したものです。被ばく量をできる限り低減するために、身近な通学路や側溝、住宅の放射線量が比較的高い部分などについては、市民にできる範囲での協力をお願いしました。
- ① 小学校等の表土除去は、2011(平成23)年度に実施
 - ② 小中学校プールサイドの除染は、2012(平成24)年度に実施
 - ③ 農地等の除染は、2016(平成28)年度に実施
 - ④ 住宅地等は、2012(平成24)年度から2016(平成28)年度に実施
 - ⑤ 除去土壌等の中間貯蔵施設への輸送
- 須賀川市除染土壌等搬出方針(2017(平成29)年2月15日策定)
- (1) 除去土壌等搬出作業
 - (2) 搬出施設及び搬出量
- ⑥ 須賀川市線量低減化活動支援事業
- ※放射線物質の除染として、①～⑥が実施された。

【食品等の安全・安心対策】

- ① 水道水の放射性物質濃度検査
- ② 井戸水等の放射性物質濃度検査

検査の流れ



- ③ 農産物等の放射性物質濃度測定事業
 - ④ 米の全量・全袋検査
 - ⑤ 農作物の放射性セシウム吸収抑制対策
 - ⑥ 学校・保育所等給食用食材の測定
- ※食品等の安全・安心対策として、①～⑥が実施された。

【健康管理対策】

- ① 外部被ばく検査
 - (1) 個人線量の測定(積算線量計(バッジ式線量計)の配付)
 - (2) 電子式個人線量計の貸し出し
 - ② 内部被ばく検査
 - (1) 医療法人誠励会との協定(2011(平成23)年12月10日締結)
 - (2) ホールボディカウンタ車による内部被ばく検査
 - (3) ホールボディカウンタ検査費用の助成
 - ③ 甲状腺検査(県民健康調査:福島県、福島県立医大)
 - ④ 既存の健診対象外の県民に対する健康診査(県民健康管理調査:福島県)
- ※健康管理対策として、①～④が実施された。

【風評被害対策】

- ① 須賀川市物産展の開催
- ② イメージアップ戦略の展開

(1)ウルトラマン関連事業

○姉妹都市提携

2013(平成25)年5月5日、須賀川牡丹園で須賀川市とウルトラマンの故郷である「M78星雲光の国」との姉妹都市提携を行いました。

○主なモニュメント等の設置

姉妹都市提携記念のモニュメント設置(JR須賀川駅前広場)
ウルトラヒーロー2体、ウルトラ怪獣2体のモニュメント設置(松明通り)
横断幕、タペストリー設置(JR須賀川駅構内)
姉妹都市提携看板設置(須賀川アリーナ)
ウルトラヒーロー2体、ウルトラ怪獣2体のモニュメント設置(松明通り)
タペストリーの設置(JR須賀川駅構内、駅前通り)
街路灯へのシルエットシール装飾(松明通り)
ウルトラマンデザインの街路灯設置(JR須賀川駅前広場)
姉妹都市提携看板設置(空港アクセス道路)
ウルトラヒーロー3体のモニュメント設置(松明通り)
ウルトラの父のモニュメント設置(市庁舎前)
ウルトラマンデザインの街路灯設置(市庁舎駐車場)など

○「すかがわ市M78光の町」

姉妹都市提携を記念し、ウェブ上では仮想都市「すかがわ市M78光の町」を開設し、仮想住民登録の実施や町の名所紹介を行っています。住民登録をした方には、須賀川市内2か所で、光の町の住所を記載した住民票の発行サービス(有料)を行っています。

(2)須賀川市イメージアップ戦略支援補助金

市民の皆様や地域・事業者による、市外在住者に須賀川を知ってもらう、須賀川に来てもらう、須賀川を好きになってもらうための事業に対して、必要な経費の一部を補助することで、ふるさと須賀川に対する愛着や誇りを一層高めるとともに、交流人口の拡大や更なる地域の活性化を図ることを目的に実施していました。

【その他】

① 須賀川市環境放射線アドバイザー

(1)氏名 佐藤 理夫(さとう みちお)氏

(2)現職 福島大学 教授

共生システム理工学類 産業システム工学専攻

(3)委嘱年月日 平成23年8月8日(月)から令和3年8月7日(土) 5期(10年)

(4)アドバイザーの役割

- ・放射能に関する市民からの相談等に対するアドバイス
- ・放射線量の適正な測定へのアドバイス
- ・放射性物質の除染、放射線量の低減化へのアドバイス等

② 屋内こども遊び場運営事業

乳幼児を対象とした子育てサロンの機能を復旧させるとともに、さらに機能を充実し、就学前の子どもを対象とした「屋内こども遊び場」を須賀川市労働福祉会館内に設置し、子どもたちの健康と安心・安全の確保に努めることを目的に実施していました。

③ 須賀川市定住緊急支援事業

原子力発電所事故の影響により人口が流出し、地域の復興に支障が生じていると認められる地域において、子どもの運動機会の確保のための施設整備等により、子育て世帯が安心して定住できる環境を整え、地域の復興の促進を図ることを目的に実施していました。

第3章 目指すべき環境像

第1節 目指すべき環境像

先人たちから連綿と受け継がれる、花と緑に恵まれた豊かな自然環境に抱かれる本市は今、東日本大震災から着実に立ち上がり、「復興期」から「発展期」に向けて新たな段階を歩んでいます。

従来からの身の回りの環境保全対策や温暖化対策などの地球規模での課題対策に加えて東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う原子力災害で大きな影響を受けた本市の自然環境・生活環境の再生を確実なものとするには、経済的活力と環境の共生を両立する再生可能エネルギー推進など、新たな視点での取組が重要となっています。

第3次須賀川市環境基本計画においては、本市の自然特性や社会特性などを踏まえ、目指すべき環境像を

**豊かな自然に恵まれた
持続可能な環境都市 すかがわ**

と設定し、豊かな自然環境との共生を図り、環境への負荷をできる限り低減し、健全で持続可能な環境都市すかがわの実現に努めていきます。

2021(令和3)年度において、これまでの取組を見直すとともに、現在の社会情勢等に対する確に対応することで、持続可能なまちづくりを一層推進していくため、第3次須賀川市環境基本計画の中間改定を行いました。

第2節 目指すべき環境像を実現するための基本目標

本市の目指すべき環境像である

「豊かな自然に恵まれた持続可能な環境都市 すかがわ」

を実現するための基本的な方向性として、以下に掲げる5つの基本目標を設定し、市民、事業者

及び市が一体となって取り組んでいきます。

目指すべき環境像を達成するための基本目標

- ① 自然環境と貴重な地域資源の保全
- ② 安全・安心な生活環境の保全
- ③ 低炭素で循環型のまちづくり
- ④ 環境学習と協働による環境保全活動の推進
- ⑤ エネルギーの効率的利用


第4章 環境施策の方向

第1節 基本目標達成のための基本方針

目指すべき環境像を具現化していくため、5つの基本目標の達成に向けた各種施策を展開していきます。

なお、5つの基本目標ごとに SDGs(持続可能な開発目標)のターゲットを明確にするため、関連する主なアイコンを表示します。



| 凡 例 | |
|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
|  | 新たな基本方針を加える箇所(重点箇所) |
| 【新規】 | 新規の基本方針 |

第2節 基本目標達成のための施策と取組

1 自然環境と貴重な地域資源の保全



1-(1) 地域の緑や水辺の保全

【現況と課題】

本市は、西に奥羽山脈、東に阿武隈高地の山々に抱かれ、市域の約36%を山林が占めています。また、市街地には、翠ヶ丘公園をはじめとした多くの公園があり、緑に囲まれた良好な環境にあります。

さらに、阿武隈川、釈迦堂川、滑川、江花川をはじめとした大小さまざまな河川、そして市街地の親水空間など、多くの水辺に恵まれた自然環境は、生物にとって貴重な生息地であり、市民の憩いの場ともなっていることから、この豊かな環境を将来にわたって適切に守っていくことが必要です。

【基本方針】

森林や緑などの豊かな環境を守るため、適切な自然環境の保全に努めます。

また、河川等の水質調査を継続して実施し、水辺の美しい環境保全に取り組みます。

【目標値】

| 指標名 | 基準値 2016(H28) | 現状値 2020(R2) | 目標値 2027(R9) | 目標値の設定理由 |
|---------------------|------------------|-----------------|-----------------|----------------------|
| 公園の整備・維持管理に対する住民満足度 | 81.1% | 79.9% | ↗ | 計画的な維持管理により向上を目指します。 |

(※須賀川市第8次総合計画に係る市民アンケートによる)

| 指標名 | 基準値 2016(H28) | 現状値 2020(R2) | 目標値 2027(R9) | 目標値の設定理由 |
|-----------------|------------------|-----------------|-----------------|--------------------------|
| 耕作放棄地面積 (累計) | 482ha | 515.7 ha | 458ha | 基準値から5%程度の耕作放棄地解消を目指します。 |

(※須賀川市食料・農業・農村基本計画による)

市の施策や取組

① 自然や緑の保全

- ・ 森林徐間伐など適切な管理の意識啓発に努めます。
- ・ 公園や遊歩道など、自然とのふれあいの場の環境整備に努めます。
- ・ 農業関係機関と連携し、耕作放棄地の解消に向けた取組を推進します。
- ・ 市有林の適切な管理に努めます。

② 水辺環境の保全

- ・ 水辺(河川・水路等)の水質状況を把握するための水質調査を継続します。
- ・ 住民等による自主的な河川清掃活動を支援します。
- ・ ビオトープなど水辺の憩いの場の環境整備に努めます。

市民の環境配慮方針

- ・ 地域の道路や河川・水路等の環境美化活動、自然に親しむ活動に参加しましょう。
- ・ 敷地内の生け垣や庭木の緑を適切に管理しましょう。
- ・ 森林や水辺などに立ち入る際には、ごみは持ち帰りましょう。

事業者の環境配慮方針

- ・ 自然環境保全のため森林整備に努めましょう。
- ・ 遊休農地の利活用と耕作放棄地の解消に努めましょう。
- ・ 事業場の整備などの際には、敷地内の緑化などに努めましょう。



市民も参加した美化運動の様子



水路内を清掃する様子

1-(2) 生物多様性の保全

【現況と課題】

多くの生物は他の生物と共存することで、生物全体の調和を保ちながら生きています。

本市では、恵まれた緑や田園環境、水辺など、生物にとって快適な生息地が数多く存在しています。市西部の奥羽山脈にはツキノワグマやカモシカなどが見られるほか、水辺はカワセミなどの鳥類や魚類など、貴重な生物が生息しています。

こうした地域で従来から生息していた生物とその生息環境を適切に保全し、望ましい生物多様性を維持することが重要な課題となっています。

一方で、市内ではイノシシやカラス、ハクビシンなどの有害鳥獣による市民の住環境や農作物等への被害が深刻化しており、これらへの効果的な対策が求められています。

【基本方針】

生物にとって貴重な生息環境である豊かな自然と、在来生物の生息地を保全するため、在来生物や市民の生活環境に影響を及ぼす有害鳥獣類の捕獲、特定外来生物に関する情報提供などに取り組みます。

市の施策や取組

- ・ 国や県などが実施する市内の希少動物の調査に協力します。
- ・ 貴重生物の保全・保護の重要性について普及啓発に努めます。
- ・ 有害鳥獣の生息域や被害の情報を収集し、必要に応じて捕獲などの対応を行います。
- ・ 国や県と連携し、特定外来生物に関する情報提供や被害防止に向けた啓発を行います。

市民の環境配慮方針

- ・ 自然観察会や環境学習などに参加しましょう。
- ・ 貴重な動植物の保護活動に協力しましょう。
- ・ 外来種のペットや植物を、責任をもって管理し野生化させないようにしましょう。
- ・ 特定外来生物は移動させないようにしましょう。
- ・ 市が行う有害鳥獣被害防止の取組に協力しましょう。

事業者の環境配慮方針

- ・ 市民や行政などによる生物の生息地保全活動に協力しましょう。
- ・ 農薬・肥料を適正に使用し、生物の生育環境に配慮した農業活動に努めましょう。
- ・ 開発等の際には、周辺の野生生物への影響に配慮し、適切な保全対策を実施しましょう。
- ・ 市が行う有害鳥獣被害防止の取組に協力しましょう。



勢至堂地内:【モリアオガエル】市指定文化財(天然記念物)

1-(3) 歴史的文化資源の保全・活用

【現況と課題】

本市には、長い歴史の中で、先人たちが守り伝え、培われてきた貴重な文化資源が数多く残されています。緑豊かな自然環境に囲まれた歴史的遺跡・史跡などは、人々の心に安らぎと潤いを与えてくれることから、これらを適切に保全し、将来に受け継いでいくことが求められています。

【基本方針】

市内の歴史的文化資源の価値を市民が十分に理解できる環境づくりを行い、将来の世代への継承に努めます。

【目標値】

| 指標名 | 基準値 2016(H28) | 現状値 2020(R2) | 目標値 2027(R9) | 目標値の設定理由 |
|------------------------|------------------|-----------------|-----------------|--------------------------------|
| 文化財が市民に親しまれていると思う市民の割合 | 70.8% | 67.3% | ↗ | 文化財の周知啓発に一層努めることで、成果の向上を目指します。 |

(※須賀川市第8次総合計画に係る市民アンケートによる)

市の施策や取組

- ・ 自然環境に囲まれた歴史的文化資源の保全・継承に努めます。
- ・ 歴史的文化資源の価値について情報発信します。
- ・ 自然観光資源としての魅力の向上に努めます。

市民の環境配慮方針

- ・ 歴史的文化資源についての理解を深めましょう。
- ・ 歴史的文化資源の保全活動に参加しましょう。
- ・ 郷土の歴史に関心を持ち、歴史的文化資源の保全の必要性について理解しましょう。

事業者の環境配慮方針

- ・ 歴史的文化資源についての理解を深めましょう。
- ・ 歴史的文化資源の保全活動に協力しましょう。

2 安全・安心な生活環境の保全



2-(1) 良好な水環境の確保

【現況と課題】

良好な水資源を確保するためには、貴重な水源となる河川や地下水の水質保全が必要です。

本市の河川の水質については、ほとんどの調査地点で環境基準を達成している一方で、地下水に関しては環境基準を超える箇所が確認されています。

生活排水対策として、公共下水道や農業集落排水処理施設への接続と合併処理浄化槽の設置が推進されています。

【基本方針】

生活排水の適正な処理により良好な水質を維持するため、公共下水道や農業集落排水処理施設への接続促進や合併処理浄化槽の設置をさらに進めるとともに、定期的な監視や、汚染を防止するため事業者への指導や対策の啓発を行います。

【目標値】

| 指標名 | 基準値 2016(H28) | 現状値 2020(R2) | 目標値 2027(R9) | 目標値の設定理由 |
|-------------------|------------------|-----------------|-----------------|--------------------------------------|
| 水質のBODが基準値を上回った件数 | 0件 | 0件 | 0件 | 河川水質は、調査対象地点で水域ごとの環境基準を達成することを目指します。 |

(※須賀川市の環境による)

| 指標名 | 基準値 2016(H28) | 現状値 2020(R2) | 目標値 2027(R9) | 目標値の設定理由 |
|-----------|------------------|-----------------|-----------------|---------------------------------------------|
| 公共下水道水洗化率 | 79.7% | 80.7% | 81.5% | 整備が完了し地域の接続利用を働きかけることにより1.8%向上の81.5%を目指します。 |

(※市資料: 汚水処理普及状況資料による)

市の施策や取組

- ・ 河川・湧水の水質調査を行います。
- ・ 生活排水対策による河川の水質保全に努めます。
- ・ 農薬・肥料の適正使用を啓発し、水質汚濁防止を図ります。
- ・ 油流出等水質事故防止の啓発に努めます。
- ・ 近隣市町村等と連携し、水質浄化と汚染防止に取り組めます。

市民の環境配慮方針

- ・ 公共下水道・農業集落排水処理施設への接続、合併処理浄化槽の適正な維持管理に努めましょう。
- ・ 河川や水路に油やごみなどを流さないようにしましょう。
- ・ 農薬・肥料は適正に使用しましょう。

事業者の環境配慮方針

- ・ 法令などによる排水基準を順守しましょう。
- ・ 農薬・肥料などを適正に管理し、使用量削減に努めましょう。
- ・ 周辺住民等に対して、環境関連の情報や測定データの公表に努めましょう。
- ・ 排水処理、排煙処理等の公害防止設備を適正に維持管理しましょう。
- ・ 化学物質は適正に使用し、漏えい事故を防止しましょう。



長沼：藤沼ダム



岩瀬：滑川砂防ダム

2-(2) 安全な生活環境の保全

【現況と課題】

市内の大気観測局では光化学オキシダントが基準を超えることもありましたが、その他の観測物質は環境基準を満たしています。また、道路交通騒音に関しても、ほとんどの地点で基準を達成しています。

近年、工場等から発せられる従来型の公害への苦情件数は減り、日常生活から発生する身近な雑草繁茂や野焼きなどに対する苦情が多く寄せられるようになってきました。

【基本方針】

公害の未然防止に向けた事業者への適切な指導や、日常生活から発生する、騒音や振動・悪臭等の発生防止のための啓発に努めます。

【目標値】

| 指標名 | 基準値 2016(H28) | 現状値 2020(R2) | 目標値 2027(R9) | 目標値の設定理由 |
|--------------------------|------------------|-----------------|-----------------|----------------------------------|
| 大気の基準値を上回った日数(光化学オキシダント) | 27日 | — | 0日 | 光化学オキシダントの測定値が環境基準を達成することを目指します。 |

(※福島県資料:大気汚染測定結果による)

| 指標名 | 基準値 2016(H28) | 現状値 2020(R2) | 目標値 2027(R9) | 目標値の設定理由 |
|--------------------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------------------------------------|
| 生活衛生敷地管理(雑草、害虫等)に関する苦情件数 | 40件 | 44件 | 32件 | 空き地等の適正管理、病害虫駆除の周知徹底により現状値(過去3年平均)の2割減を目指します。 |

(※須賀川市の環境による)

市の施策や取組

- ・ 公害等未然防止のため、必要な調査を行います。
- ・ 騒音・振動・悪臭などの公害苦情に対し、迅速な対応に努めます。
- ・ 自動車交通騒音の調査を実施、実態把握と監視に努めます。
- ・ 家庭ごみの野外焼却禁止の啓発、指導に努めます。
- ・ 雑草繁茂などの住環境に影響を及ぼす空き家・空き地の現状把握に努め、適切管理の啓発を行います。

市民の環境配慮方針

- ・ 周辺の住宅環境に配慮し、夜間などの生活騒音防止に努めましょう。
- ・ 家庭ごみの野外焼却はやめましょう。
- ・ 自動車の空ぶかしはやめましょう。
- ・ 空き家・空き地を適切に管理しましょう。

事業者の環境配慮方針

- ・ 事業活動に伴う騒音・振動・悪臭等の発生抑制に努めましょう。
- ・ 周辺からの苦情などには速やかに対応しましょう。
- ・ 低公害型の機械・設備を導入し、環境に配慮した事業活動に努めましょう。
- ・ 排水処理、排煙処理等の公害防止設備を適正に維持管理しましょう。

2-(3) 原子力災害への対応

【現況と課題】

2011(平成23)年3月に発生した東京電力福島第一発電所の事故は、本市の自然環境と生活環境に極めて深刻な影響をもたらしました。市民の健康不安、農作物に対する風評被害など、10年経過した現在も多くの課題を残しています。

本市においては放射線量の低減を図るため、2012(平成24)年1月に「須賀川市除染実施計画」を策定(2012(平成24)年8月及び2016(平成28)年3月に改正)し、放射性物質による影響を受けた環境の回復と安全・安心な生活環境の再生に向けた取組を進めてきました。

除染の効果や自然減衰などで放射線量は徐々に低減していますが、一刻も早く市民の安全・安心を確保できるよう、対策を進めました。

【基本方針】

除去土壌等の中間貯蔵施設への搬出の取組を公表します。

【目標値】

| 指標名 | 基準値 2016(H28) | 現状値 2020(R2) | 目標値 2021(R3) | 目標値の設定理由 |
|-----------------|------------------|-----------------|-----------------|------------------------------------------|
| 搬出が完了した除去土壌等の割合 | 3.4% | 90.3% | 100% | 除染作業により発生した除去土壌等をすべて中間貯蔵施設へ搬出することを目指します。 |

(※須賀川市除染実施計画による)



市の施策や取組

- ・ 除去土壌等の中間貯蔵施設への搬出を完了します。
- ・ 国などの関係機関と連携し、公共施設や市内各地での放射線量モニタリング調査の測定値を、速やかに公表します。
- ・ 放射性物質に対する不安を解消できるよう、健康相談などに努めます。
- ・ 風評被害払しょくに向けて、関係機関・団体との連携した取組を進めます。
- ・ 身近な放射線量を把握するため、放射線測定器を貸出します。

市民の環境配慮方針

- ・ 公表された地域の放射線量を把握するとともに、安全性に対する理解を深めましょう。
- ・ 県や市が行う各種調査に協力しましょう。
- ・ 風評被害払しょくに向けて、正しい知識を学びましょう。

事業者の環境配慮方針

- ・ 公表された地域の放射線量を把握するとともに、安全性に対する理解を深めましょう。
- ・ 県や市が行う検査などに積極的に協力しましょう。
- ・ 風評被害払しょくに向けて、関係機関・団体との連携した取組を進めましょう。

2-(4) 市民との協働による環境保全活動への支援継続、積極的な 情報発信等による市民へのアプローチ強化

【現況と課題】

環境を守るうえでは、市民、事業者、市がそれぞれ役割を担い、推進していくことが重要となってきます。

市民、事業者、市が相互に協働・連携して環境保全活動に取り組んでもらうためには、市民のニーズを把握した情報発信が重要です。

【基本方針】

市民、事業者、市がそれぞれの役割を果たし、協働して推進に努め、環境保全活動と並行して循環型社会の構築に向けて、環境負荷低減の取組である「3R」活動を推進するため、市 HP や SNS 等による情報発信の強化と情報収集に努めます。

【目標値】

| 指標名 | 基準値 2016(H28) | 現状値 2020(R2) | 目標値 2027(R9) | 目標値の設定理由 |
|-------------------------------|------------------|-----------------|-----------------|--------------------|
| 環境分野における情報発信数 (市 HP、SNS 等) | — | 41件 | ↗ | 計画的な推進により向上を目指します。 |

市の施策や取組

- ・ 市主催のESD(持続可能な開発のための教育)環境学習や市 HP・SNS等により、的確な情報発信に努めます。
- ・ 環境学習を企画・運営し実施する環境保全団体の活動について情報発信に努めます。
- ・ 環境セミナー等のイベント開催を通じて、現在の環境状況や身近でできる環境保全の取組などの周知・啓発を行い、市民の環境意識の向上を図ります。

市民の環境配慮方針

- ・ 身近な水辺・里山及び生物多様性の保全への対応に努めましょう。
- ・ リサイクル【再生利用】はもとより、より環境負荷が少ない2R(リデュース【発生抑制】・リユース【再使用】)の取組に重点を置き、限りなくごみをつくらない、循環型社会への対応に努めましょう。
- ・ 市民や市、事業者間で交流・情報交換し連携に努め、地域や団体、市が開催する環境保全活動等に積極的に参加し、環境保全への理解を深めましょう。
- ・ 身近な環境問題について家族や友人などで話題にし、お互いに環境意識を高め、日頃から環境に配慮した行動につなげましょう。

事業者の環境配慮方針

- ・ 身近な水辺・里山及び生物多様性の保全への対応に努めましょう。
- ・ リサイクル【再生利用】はもとより、より環境負荷が少ない2R(リデュース【発生抑制】・リユース【再使用】)の取組に重点を置き、限りなくごみをつくらない、循環型社会への対応に努めましょう。
- ・ 市民や市、事業者間で交流・情報交換などの連携に努め、地域や団体、市が開催する環境保全活動等を積極的に支援しましょう。
- ・ 環境を重視した経営等を推進し、従業員の環境に配慮した行動の浸透を図りましょう。
- ・ ISO14001 などの環境マネジメントシステムを導入し、環境に配慮した事業活動を実施しましょう。
- ・ 環境に配慮して行った事業や取組について、積極的に情報を公開しましょう。

3 低炭素で循環型のまちづくり



3-(1) 温室効果ガスの排出量削減と温暖化への対応

【現況と課題】

国際的な専門家による IPCC「気候変動に関する政府間パネル」が2014(平成26)年に公表した第五次評価報告書によると、世界平均地上気温は、1880年から2012年までに0.85℃上昇しており、実際に突発的な豪雨の増加、気候の変動による植生の地域変化、農作物の収穫量の変化、平均海面の上昇等、すでに地球温暖化が原因と考えられる影響が見られるようになっています。さらに世界平均地上気温は、1850年から1900年の平均と比較すると、21世紀末までに1.5℃以上上昇するという厳しい予測がされています。

2015(平成27)年に開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択された「パリ協定」では、「産業革命前からの平均気温上昇を2℃未満に抑える」など長期目標を制定し、国内でも、この「パリ協定」の達成に向けて、2016(平成28)年5月に「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、温暖化防止対策に向けた総合的かつ計画的な取組を推進していくこととしています。

【基本方針】

地球温暖化の抑制に向けて、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの排出削減対策や吸収源対策を効果的に推進していきます。

【目標値】

| 指標名 | 基準値 2013(H25) | 現状値 2020(R2) | 目標値 2027(R9) | 目標値の設定理由 |
|----------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 市管理施設の二酸化炭素排出量 | 9,704t-CO ₂ | 8,879t-CO ₂ | 7,241t-CO ₂ | 第3期すかがわエコ実行プランにおける2027年度目標を目指します。 |

(※第3期すかがわエコ実行プランによる)



電気自動車による遊具の電源確保

市の施策や取組

- ① CO₂の排出削減
 - ・ エコカーを率先して導入し、エコドライブの普及啓発に努めます。
 - ・ 家庭でのエネルギー使用量削減対策を普及啓発します。
 - ・ 公共交通機関や自転車の利用を推進します。
- ② CO₂の吸収源対策
 - ・ CO₂吸収源としての適切な森林保全に努めます。
- ③ 地球温暖化への適応
 - ・ 家庭でできる温暖化対策の取組を啓発します。

市民の環境配慮方針

- ・ EV・FCV等の選択を検討しましょう。
- ・ 自動車の運転を控え、公共交通機関や自転車を利用しましょう。
- ・ 自動車を運転する際には、急発進・急加速をせず、アイドリングストップなどのエコドライブに努めましょう。
- ・ 山林の適切な管理、住宅敷地内の緑化に努めましょう。
- ・ 地産地消に努めましょう。

事業者の環境配慮方針

- ・ 環境負荷に配慮した製品づくりを心がけましょう。
- ・ 自動車を運転する際には、急発進・急加速をせず、アイドリングストップなどのエコドライブに努めましょう。
- ・ エネルギー使用量削減、生産性向上に取り組みましょう。
- ・ 事業場の敷地・屋上などの緑化に努めましょう。

3-(2) 資源の有効利用と廃棄物の適切な処理

【現況と課題】

わたしたちが生活するために必要とする資源には限りがあり、今後予測される世界の人口の増加に加え、現在のままの大量消費・大量廃棄型の生活を続ければ、近い将来、資源の枯渇につながる事となります。

国では「第5次環境基本計画」において、大量消費・大量廃棄型の社会から持続可能な循環共生型の社会への変革を掲げています。

本市でも「須賀川市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、廃棄物の分別処分を適切に実施して最終処分量を削減するとともに、資源の有効活用を進めるため、3R(リデュース、リユース、リサイクル、3つのRによる省資源利用)活動などの循環型社会の実現に向けた取組を進めています。

【基本方針】

「須賀川市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、廃棄物の発生抑制と資源の再利用を推進し、再資源化が可能な紙類、布類、ビン類、金属類の分別回収、再利用を徹底します。

【目標値】

| 指標名 | 基準値 2016(H28) | 現状値 2020(R2) | 目標値 2027(R9) | 目標値の設定理由 |
|-------------------|------------------|-----------------|-----------------|------------------------------------|
| 市民一人1日当たりの可燃ごみ排出量 | 821g | 841g | 713g | 須賀川市一般廃棄物処理基本計画の2027年度の目標値と同じとします。 |

(※一般廃棄物処理基本計画による)

| 指標名 | 基準値 2016(H28) | 現状値 2020(R2) | 目標値 2027(R9) | 目標値の設定理由 |
|-------------------|------------------|-----------------|-----------------|------------------------------------|
| リサイクル率 (再資源化率) | 16.2% | 15.8% | 17.0% | 須賀川市一般廃棄物処理基本計画の2027年度の目標値と同じとします。 |

(※一般廃棄物処理基本計画による)

市の施策や取組

① 廃棄物の発生抑制、資源の有効活用の促進

- ・ マイバグの持参によるレジ袋の使用量削減を推進します。
- ・ 過剰包装の抑制を普及啓発します。
- ・ 市の物品調達においては、エコ商品を積極的に導入する「グリーン購入」に努めます。
- ・ 家庭用電動生ごみ処理機等の導入を支援します。
- ・ 不法投棄やごみのポイ捨て防止のための啓発活動や監視に努めます。
- ・ 調理くずや食べ残しなどによる「食品ロス」の削減に向けた取組を推進します。

② 資源の再利用の推進

- ・ 分かりやすいパンフレットの作成などを通じ、ごみ分別の徹底を図ります。
- ・ 事業系廃棄物等の適切な再資源化を啓発します。
- ・ 資源物の集団回収等の自主的なリサイクル活動を支援します。
- ・ 宅配便を活用したパソコン・小型家電の回収に取り組みます。
- ・ 須賀川地方保健環境組合と連携し、ごみの中間処理や再資源化の設備を適切に整備し、ごみの減量化を進めます。

市民の環境配慮方針

- ・ 詰め替え品やリサイクル品など環境にやさしい「グリーン購入」に努めましょう。
- ・ 買い物時はマイバグを持参し、レジ袋の使用を控えましょう。
- ・ 資源ごみは適切に分別し、3Rに努めましょう。
- ・ 生ごみのたい肥化等に取り組みましょう。
- ・ 資源物の集団回収等に積極的に参加しましょう。
- ・ ごみのポイ捨てはやめましょう。
- ・ 買いすぎや食べ残しなどによる「食品ロス」を削減しましょう。
- ・ 宴会などで料理を食べきる時間を設ける「30・10運動」に取り組みましょう。

事業者の環境配慮方針

- ・ 過剰包装を減らし、ごみの減量化に努めましょう。
- ・ 販売者責任として資源ごみのリサイクルに取り組みましょう。
- ・ ペーパーレスなどを進め、発生ごみの減量に努めましょう。
- ・ 廃食用油・食品残さ等のリサイクルに努めましょう。
- ・ 建設工事にはリサイクル材を利用し、資源を有効に活用しましょう。
- ・ 産業廃棄物は適正な処理事業者等を通じ、最終処分まで監視・確認しましょう。
- ・ 「食品ロス」を削減して、食品廃棄物の発生を減らしましょう。



3-(3) 温室効果ガスの更なる削減、脱炭素化に向けた取組

(再生可能エネルギーの利用拡大、省エネルギー化の促進などの率先した行動等)

【現況と課題】

2018(平成30)年度の市内の温室効果ガス排出量(暫定値)は、538千トン-CO₂で、基準年度の排出量619千トン-CO₂と比べ、13%減少しています。

市の温室効果ガス排出量については、減少傾向にあるものの、国が掲げた「2030(令和12)年度温室効果ガス排出量を2013(平成25)年度比で46%削減」の達成には、多くの課題が山積しています。

しかしながら、脱炭素化に向けた温室効果ガス排出量の更なる削減が求められるなか、これらに密接に関連する再生可能エネルギーの導入、省エネルギー化の促進及びエネルギーの最適利用に向けた取組や気候変動の影響に対応するための適応策についても、取組の強化が求められています。

【基本方針】

地球温暖化の抑制に向けて、自然環境の保全に取り組み、温室効果ガスの更なる削減と脱炭素化に向けた取組を推進し、温暖効果ガス排出量を最終的に実質ゼロにすること(脱炭素化)の実現を目指します。

【目標値】

| 指標名 | 基準値 2013(H25) | 現状値 2020(R2) | 目標値 2027(R9) | 目標値の設定理由 |
|----------------|-------------------------|-----------------|-----------------|------------------------------|
| 温室効果ガス排出量(暫定値) | 619 千 t-CO ₂ | — | ↘ | 計画的な推進により温室効果ガス排出量の削減を目指します。 |

(※環境省資料:自治体排出量カルテによる)

(※須賀川市資料:須賀川市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】による)

市の施策や取組

- ・ 再生可能エネルギー設備の導入について推進します。
- ・ 快適で省エネなライフスタイルの普及・啓発に努めます。
- ・ 食品ロスやごみ削減の取組を推進します。
- ・ 豊かな水辺及び里山との共生に努めます。
- ・ 公民連携による取組を推進します。



再生可能エネルギー施設の見学



ごみの投げ入れ体験



豊かな水辺と里山

市民の環境配慮方針

- ・ 環境配慮型住宅などを選択し、ゼロカーボン推進に努めましょう。
- ・ EV・FCV等の選択を検討しましょう。
- ・ 普及啓発されている環境行動などの情報を知りましょう。
- ・ 脱炭素化に適合した企業への投資や製品を購入しましょう。
- ・ エネルギーの地産地消システムを利用しましょう。

事業者の環境配慮方針

- ・ 環境配慮型建築物などを積極的に導入し、ゼロカーボン推進に努めましょう。
- ・ EV・FCV等の選択を検討しましょう。
- ・ 環境行動などを広く普及啓発するための情報発信を行いましょう。
- ・ 脱炭素化に向けた取り組みを加速させましょう。
- ・ エネルギーの地産地消システムを利用しましょう。
- ・ 公民連携の構築に協力し推進しましょう。

4 環境学習と協働による環境保全活動の推進

4-(1) 環境学習と環境意識の啓発



【現況と課題】

持続可能な社会の実現のためには、市民や事業者に対して、さまざまな環境問題についての理解と関心を高め、課題解決に向けた意欲と行動を促す環境学習が大きな役割を担っています。

本市の豊かな環境を保全し、将来の世代に引き継ぐため、家庭や地域、学校・職場における環境学習の機会の充実を図っていく必要があります。

【基本方針】

家庭や学校、事業場内での環境に関する教育や研修の機会の充実を図り、市民、事業者に自主的な学習活動を一層推進する環境を整え、環境学習が体系的に行われるよう推進していきます。

市の施策や取組

① 環境情報の発信

- ・ 環境保全に関するパンフレットや年次報告書等により環境情報を発信します。
- ・ 各種イベント等の機会を利用し、環境保全の重要性をPRします。
- ・ 図書館などで環境に関する資料を充実させます。
- ・ 国や県の動向を把握し、環境に関する先進的な取組などの研究に努めます。

② 学校や市民への環境に関する学習機会の拡充

- ・ 学校・公民館等における環境学習の機会を積極的につくります。
- ・ 体験型による環境学習の場・機会を増やします。

市民の環境配慮方針

- ・ 環境に関するイベント、セミナー、体験学習などに積極的に参加し、環境保全のあり方について学びましょう。
- ・ 自然とふれあう機会を増やしましょう。

事業者の環境配慮方針

- ・ 社内外における環境に関するセミナーや勉強会に参加しましょう。
- ・ 従業員が環境学習やイベント等に参加できるよう配慮しましょう。



小学生を対象とした出前環境学習

4-(2) 協働による環境活動の推進

【現況と課題】

多様化した環境問題は、行政の対応だけでは解決は困難です。これらを解決していくためには、市民、事業者、市が相互に連携・協働して取り組む必要があります。

【基本方針】

環境保全活動を実施するためには、市民、事業者、市が相互に連携することが必要であり、こうした協働のための仕組みを構築します。

【目標値】

| 指標名 | 基準値 2016(H28) | 現状値 2020(R2) | 目標値 2027(R9) | 目標値の設定理由 |
|------------------|------------------|-----------------|-----------------|------------------------------------|
| 市民活動に参加している市民の割合 | 7.4% | 6.1% | ↗ | 市民活動サポートセンターを活用することにより、成果向上を目指します。 |

(※須賀川市第8次総合計画に係る市民アンケートによる)

市の施策や取組

- ・ 地域における環境保全活動等を支援します。
- ・ 学校、自治会などが実施する資源物の集団回収を支援します。
- ・ 環境分野での人材育成に努めます。
- ・ 環境分野での出前講座を企画します。
- ・ 環境保全活動を実施する団体との情報交換の場を設けます。
- ・ 大学、研究機関とのネットワークを構築します。
- ・ 市民・事業者と一体となった環境保全活動に取り組めます。
- ・ 公民連携による取組を推進します。

市民の環境配慮方針

- ・ 市や事業者などが開催する環境啓発セミナーや自治会などが実施する環境保全活動等に参加しましょう。
- ・ 資源物の集団回収等に積極的に参加し、環境保全への理解を深めましょう。

事業者の環境配慮方針

- ・ 市民や市、事業者間で交流・情報交換し連携に努めましょう。
- ・ 地域や団体、市が開催する環境保全活動等を積極的に支援しましょう。
- ・ 公民連携の構築に協力し推進しましょう。

4-(3) 持続可能な社会の実現に向けたSDGsの考え方の普及

【現況と課題】

多様化した環境問題を解決していくためには、SDGsの理念を基に、市民や事業者と協働・連携して取り組む必要があります。

また、協働・連携の担い手も多様化しており、それぞれの特徴を活かした柔軟な取組が必要となっています。

【基本方針】

複合的な視点による環境施策の展開や環境教育・学習の推進、市民や事業者との協働・連携の充実を図る取組への対応を推進します。

SDGsの更なる推進に向け、ESD(持続可能な開発のための教育)環境学習を通して環境への意識の向上と理解を深めることに取り組みます。

【目標値】

| 指標名 | 基準値 2016(H28) | 現状値 2020(R2) | 目標値 2027(R9) | 目標値の設定理由 |
|--------------------|------------------|-----------------|-----------------|--------------------|
| ESD 環境教育の 取組学校数 | — | 7校 | 16校 | 計画的な推進により向上を目指します。 |

| 指標名 | 基準値 2016(H28) | 現状値 2020(R2) | 目標値 2027(R9) | 目標値の設定理由 |
|----------------|------------------|-----------------|-----------------|--------------------|
| 環境セミナー等 開催数 | — | — | ↗ | 計画的な推進により向上を目指します。 |

市の施策や取組

- ・ SDGsの理念について推進するため、学校や公民館などにESD環境学習を実施します。
- ・ 様々な主体が協働で行う地域環境活動を推進するため、環境セミナー等の機会を創出します。
- ・ 環境セミナー等の開催により情報発信を行い、SDGsの普及に努めます。
- ・ 地域環境の伝承者の育成と活動する場所の創出に努めます。
- ・ 須賀川市 SDGs推進協議会と連携し、情報発信に努めます。

市民の環境配慮方針

- ・ ESD環境学習や環境保全活動等に積極的に参加し、SDGsへの理解を深めましょう。
- ・ SDGsの更なる推進に向け、環境セミナー等に参加し、環境保全活動等について理解を深めましょう。
- ・ 現代社会の課題を自らの問題としてとらえ、身近なところから取り組みましょう。
- ・ 家族や友人同士などで、SDGsについて話し合いましょう。
- ・ 須賀川市 SDGs推進協議会等で発信する情報を取り入れましょう。

事業者の環境配慮方針

- ・ 市民や市、事業者間で交流・情報交換し連携に努めましょう。
- ・ 地域や団体、市が開催する環境保全活動等に対する講師の派遣など、事業所としてできることがあれば、積極的に支援しましょう。
- ・ 従業員に対して、研修や啓発など、環境教育の機会を設けるよう努めましょう。
- ・ 須賀川市 SDGs推進協議会等で発信する情報を取り入れましょう。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



※SDGs: Sustainable Development Goalsの略。貧困や不平等・格差、気候変動などのさまざまな問題を根本的に解決することを目指す、世界共通の17の目標。

5 エネルギーの効率的利用



5-(1) 省エネルギー対策の推進

【現況と課題】

わが国の市民生活や経済活動に必要なエネルギー源は、そのほとんどを海外からの輸入に依存しており、エネルギー自給率は6.0%〔2014(平成26)年度〕にとどまっています。

また、エネルギー供給量全体に占める化石エネルギー(石油、石炭、天然ガス)の割合は原子力発電の全停止も重なり、94.7%〔2014(平成26)年度〕にのぼっています。

将来にわたり、持続可能な社会形成するためには、エネルギー利用のあり方を検討し、社会全体のエネルギー総需要を削減することが必要です。

【基本方針】

省エネルギーに関する情報提供、エネルギー効率の高い設備の普及促進を図り、家庭生活や事業活動における省エネルギーを一層推進していきます。

市の施策や取組

- ・ 省エネルギー対策の重要性について啓発に努めます。
- ・ 省エネ製品の導入を推進します。
- ・ 公共施設においては、率先して省エネ設備の導入を図ります。
- ・ クールビズ・ウォームビズなどに引き続き取り組みます。

市民の環境配慮方針

- ・ 電気・ガス・水道の使用量削減に努めましょう。
- ・ 自動車の運転を控え、公共交通機関や自転車を利用しましょう。
- ・ 自動車を運転する際には、急発進・急加速をせず、アイドリングストップなどのエコドライブに努めましょう。
- ・ 省エネ家電やエコカーなどの選択を検討しましょう。
- ・ ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)などの選択を検討しましょう。

事業者の環境配慮方針

- ・ 建物の断熱や採光に配慮し、エネルギー効率の向上に努めましょう。
- ・ 工場等の未利用排熱の活用を検討しましょう。
- ・ ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング)化に努めましょう。
- ・ 地産地消に努め、省エネルギーを図りましょう。

エコドライブ10のすすめ

エコドライブとは、燃料消費量やCO₂排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる“運転技術”や“心がけ”です。またエコドライブは、交通事故の削減につながります。燃料消費量が少ない運転は、お財布にやさしいだけでなく、同乗者が安心できる安全な運転でもあります。心にゆとりをもって走ること、時間にゆとりをもって走ること、これもまた大切なエコドライブの心がけです。エコドライブは、誰にでも今すぐに始めることができるアクションです。小さな意識を習慣にすることで、あなたの運転が変わり、社会が変わります。はじめてみましょう、エコドライブ。

1 ふんわりアクセル「Eスタート」

発進するときは、穏やかにアクセルを踏んで発進しましょう(最初の5秒で、時速20km程度が目安です)。日々の運転において、やさしい発進を心がけるだけで、10%程度燃費が改善します。焦らず、穏やかな発進は、安全運転にもつながります。

6 渋滞を避け余裕をもって出発しよう

出かける前に、渋滞・交通規制などの道路交通情報や、地図・カーナビなどを活用して、行き先やルートをおおまかしく確認し、時間に余裕をもって出発しましょう。さらに、出発後も道路交通情報をチェックして渋滞を避ければ燃費と時間の節約になります。たとえば、1時間のドライブで道に迷い、10分間余計に走行すると17%程度燃料消費量が増加します。

2 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転

走行中は、一定の速度で走ることを心がけましょう。車間距離が短くなると、ムダな加速・減速の機会が多くなり、市街地では2%程度、郊外では6%程度も燃費が悪化します。交通状況に応じて速度変化の少ない運転を心がけましょう。

7 タイヤの空気圧から始める点検・整備

タイヤの空気圧チェックを習慣づけましょう。タイヤの空気圧が適正値より不足すると、市街地で2%程度、郊外で4%程度燃費が悪化します(適正値より50kPa(0.5kg/cm²)不足した場合)。また、エンジンオイル・オイルフィルター・エアクリーナエレメントなどの定期的な交換によっても燃費が改善します。

3 減速時は早めにアクセルを離そう

信号が変わるなど停止することがわかったら、早めにアクセルから足を離しましょう。そうするとエンジンブレーキが作動し、2%程度燃費が改善します。また、減速するときや坂道を下るときにもエンジンブレーキを活用しましょう。

8 不要な荷物はおろそう

運ぶ必要のない荷物は車からおろしましょう。車の燃費は、荷物の重さに大きく影響されます。たとえば、100kgの荷物を載せて走ると、3%程度も燃費が悪化します。また、車の燃費は、空気抵抗にも敏感です。スキーキャリアなどの外装品は、使用しないときには外しましょう。

4 エアコンの使用は適切に

車のエアコン(A/C)は車内を冷却・除湿する機能です。暖房のみ必要なときは、エアコンスイッチをOFFにしましょう。また、冷房が必要なときは、車内を冷やしすぎないようにしましょう。たとえば、車内の温度設定を外気と同じ25℃に設定した場合、エアコンスイッチをONにしたままだと12%程度燃費が悪化します。

9 走行の妨げとなる駐車はやめよう

迷惑駐車はやめましょう。交差点付近などの交通の妨げになる場所での駐車は、渋滞をもたらします。迷惑駐車は、他の車の燃費を悪化させるばかりか、交通事故の原因にもなります。迷惑駐車のない道路では、平均速度が向上し、燃費の悪化を防ぎます。

5 ムダなアイドリングはやめよう

待ち合わせや荷物の積み下ろしなどによる駐車の際は、アイドリングはやめましょう(※1)。10分間のアイドリング(エアコンOFFの場合)で、130cc程度の燃料を消費します。また、現在の乗用車では基本的に暖機運転は不要です(※2)。エンジンをかけたらすぐに出発しましょう。

10 自分の燃費を把握しよう

自分の車の燃費を把握することを習慣にしましょう。日々の燃費を把握すると、自分のエコドライブ効果が実感できます。車に装備されている燃費計・エコドライブナビゲーション・インターネットでの燃費管理などのエコドライブ支援機能を使うと便利です。

データ出所：一般財団法人省エネルギーセンターなどの測定結果

※1: 交差点で自らエンジンを止める手動アイドリングストップは、以下の点で安全性に問題があるため注意しましょう。(自動アイドリングストップ機能搭載車は問題ありません)
 ・手動アイドリングストップ中に何らかのブレーキを踏むとブレーキの効きが悪くなります。
 ・慣れないと振動や騒音増大が生じます。またハブナーなどの部品寿命の低下によりエンジンが再始動しない場合があります。
 ・エアバッグなどの安全装置や方向指示器などが作動しないため、先頭車直後や車道での手動アイドリングストップは避けましょう。
 ※2: 20℃程度の極寒冷地など特別な状況を除き、走りながら暖めるウォームアップ走行で充分です。

エコドライブ普及連絡会
(警備庁、経済産業省、国土交通省、環境省)

エコドライブについて、さらに知りたい方はこちら
 →<http://www.challenge25.go.jp/practice/carlife/>

出典：エコドライブ普及連絡会

5-(2) 再生可能エネルギーの導入促進

【現況と課題】

東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機とし、福島県では「福島県震災復興計画」及び「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」において、再生可能エネルギーの飛躍的推進により、原子力発電に依存せず将来的にエネルギーの自給を可能とすることを目指し、地域の再生可能エネルギー資源を最大限に活用した取組を進めています。

本市では2009(平成21)年度より、住宅用太陽光発電システムの導入費用の一部を支援し、2016(平成28)年度からは、太陽光発電システムに加え、ホームエネルギーマネジメントシステム(HEMS)、家庭用蓄電池システム、地中熱利用システムへの支援を行っています。

また、2021(令和3)年度からは、V2Hシステムを対象とし、支援を拡大しています。

【基本方針】

「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」に基づき、原子力発電に頼らない社会を目指すため、安全・安心、そして環境への負荷がかからない再生可能エネルギーを推進していきます。

【目標値】

| 指標名 | 基準値 2016(H28) | 現状値 2020(R2) | 目標値 2027(R9) | 目標値の設定理由 |
|---------------------------|------------------|-----------------|-----------------|---------------------------|
| 住宅用再生可能エネルギー等システム設置補助利用件数 | 1,247件 | 1,634件 | 2,300件 | 年間当たりおおむね100件の導入助成を目指します。 |

(※須賀川市の環境による)

市の施策や取組

- ・ 住宅用再生可能エネルギー設備の導入を支援します。
- ・ 公共施設の整備・改修時は、再生可能エネルギー設備の率先導入に努めます。
- ・ 再生可能エネルギーへの関心を高めるため、産学官と情報を共有し、普及啓発に努めます。
- ・ 国や県のエネルギー施策を注視しながら、地域特性に合った再生可能エネルギーの調査・研究を進めます。
- ・ 再生可能エネルギーを活用したライフスタイルの提案・普及に努めます。

市民の環境配慮方針

- ・ 再生可能エネルギーについて理解を深めましょう。
- ・ 新築や改築の際には、太陽光発電などの再生可能エネルギー設備導入に努めましょう。

事業者の環境配慮方針

- ・ 再生可能エネルギー設備の積極的導入・普及に努めましょう。
- ・ 住宅購入者への再生可能エネルギーを活用したライフスタイルの提案に努めましょう。
- ・ 再生可能エネルギーについての理解を深め、人材育成に努めましょう。



大東公民館：太陽光発電パネル(18kw 設置)



須賀川市役所(駐輪場)：太陽光発電パネル(70kw 設置)

本市の各種再生可能エネルギー導入について

【社会情勢】

東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機とし、エネルギーをめぐる国内外の環境が大きく変化しました。

福島県においても、2012(平成24)年3月に「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」を改定し、環境と経済の両立を図りながら、国のエネルギー政策をリードする「再生可能エネルギー先駆けの地」の実現を目指すこととして、2040年頃を目途に、県内のエネルギー需給量の100%以上に相当する量を再生可能エネルギーで生み出すことを目標に掲げました。

本市でも、再生可能エネルギーの現状や重要性を十分に認識し、地域自治体としての役割を果たすため、率先して再生可能エネルギー導入の取組を進めていくこととします。

再生可能エネルギーの内訳

- 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（抜粋）
（定義）
第2条第4項
 - 一 太陽光
 - 二 風力
 - 三 水力
 - 四 地熱
 - 五 バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品以外のエネルギー源のうち、電気のエネルギー源として持続的に利用することができるものと認められるものとして政令で定めるもの

【本市の再生可能エネルギー】

①本市における再生可能エネルギー導入の状況

本市における再生可能エネルギーの導入は、福島空港メガソーラー発電所をはじめとした大規模太陽光発電施設が市内随所に建設され、さらには国の固定価格買取制度や各種導入助成制度などを契機として、一般家庭でも太陽光発電設備が急速に普及してきているほか、市内東西の高地において民間事業者による風力発電事業が計画されており、事業化に向けた各種調査が進められています。

このほかにも、温泉や工場などの排熱、農林畜産由来のバイオマス、農業用水などにおける小水力発電の資源活用が期待されていますが、現状では技術的、経済的な課題などから導入は進んでいない状況です。

②本市における再生可能エネルギー賦存量

本計画策定にあたり、調査推計した本市の再生可能エネルギーの賦存量は下記のとおりです。

須賀川市における再生可能エネルギーの推計結果

| エネルギー区分 | | 期待可採量 | | 潜在賦存量 | |
|---------|-------|------------|--------------|---------------|--------------|
| | | 熱量 GJ/年 | 電力量 MWh/年 | 熱量 GJ/年 | 電力量 MWh/年 |
| 太陽 | 太陽光発電 | - | 203,289 | 1,409,936,717 | 391,649,088 |
| | 太陽熱利用 | 3,101,093 | - | | |
| 風力 | 風力発電 | - | 29,602 | - | 566,483 |
| バイオマス | 森林資源 | 55,196 | 6,571 | 1,881,628 | - |
| | 農産廃棄物 | 455,283 | 54,200 | 650,404 | - |
| | 畜産廃棄物 | 19,531 | 2,325 | 27,901 | - |

※ 資料編に推計資料を明示

【基本方針】

福島県の「再生可能エネルギー推進ビジョン」において、各再生可能エネルギーについて、そのメリットと課題を分析しており、同様に本市におけるそれらの状況を、以下のとおり記載します。

①太陽光発電

福島県の日照時間は全国平均よりも短いものの、中通り地方は世帯数が多いことから、住宅向けの太陽光発電の更なる導入が期待されています。また、県内には未利用の土地が多く存在するため、メガソーラーに関しても期待される状況となっています。

本市では、住宅用太陽光発電設備の導入を支援するとともに、郊外の未利用地での大型太陽光発電設備の導入については、適正な土地利用や各種法規制等を踏まえつつ、推進の方向性を検討する必要があります。

②風力発電

本市を含む中通り地方の奥羽山脈、阿武隈高地においては、陸上風力事業の目安となる風速を得られる地域があります。

本市の東西の山間部での有望箇所では既に事業化が検討されており、自然環境保全、環境騒音等の課題が克服されれば、陸上風力発電導入の可能性が比較的高いと考えられます。

③水力発電

福島県では、会津地方中心に全国的にも水力発電量が大きい地域となっていますが、本市を含む中通り地方では大規模発電所の開発は難しい一方で、小規模の水力発電が期待されています。

本市では、冬季の河川流量が少ないため、年間を通じて安定した発電量を得られる立地は限られています。農業用水路等、身近な流水を活用した小水力発電導入の可能性が考えられます。

④地熱発電

福島県は、全国5位の温泉地数を有し、豊富な温泉資源を中心として、会津地方や中通り地方北部にかけて、地熱発電の賦存量が大きいと期待されています。

本市にもいくつかの温泉がありますが、地熱発電に十分な規模や温度を確保するのは難しい状況です。

⑤バイオマス発電、バイオマス熱利用

福島県は森林面積が大きく、水稲作付面積も全国で上位であり、バイオマス資源が豊富な地域とされています。

一方、本市での林業・畜産の生産規模からは、大規模な発電を行うための木質系・畜産系バイオマス資源を十分に確保することが難しいため、資源活用について広域的な取組が必要と考えられます。

⑥温度差熱利用

福島県は、浜通り沿いの海水や、一級河川での水温度差利用、下水温度差利用による発電の可能性が検討されています。

地中熱のさまざまな利用方法が各メーカーから提案され、本市において一般家庭用向けの設備導入に助成制度を設けています。

既存の温泉設備等において、一部の廃熱を利用しているところがあり将来的な可能性について検討を進めていきます。

【本市の再生エネルギー導入推進に向けて】

再生可能エネルギーは、枯渇性エネルギーへの依存から脱却する代替エネルギーとして将来的なエネルギーの安定供給に資するとともに、二酸化炭素排出量削減や環境に与える負荷が少ない、持続可能な社会の構築に大きく貢献するものです。

さらに再生可能エネルギーの導入により、新規産業・雇用の創出などにも多くの効果が想定されるとともに、災害時、緊急時の自立型・地域分散型のエネルギーとしても期待できるものです。

しかしながら現時点においては、出力の不安定性や高コスト、景観・自然環境・生活環境に与える影響などの課題を抱えていることもあり、これらの課題の克服に向けて、国・県、民間事業者などのさらなる技術開発・実証研究などを踏まえながら、率先導入・普及啓発・導入支援に取り組んでいきます。

第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

1 市の推進体制

環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内の横断的な組織として「須賀川市環境基本計画策定委員会」を設置し、委員会を中心として、本計画を策定しました。本計画推進にあたっては、関係各部署との緊密な連携のもとで、具体的な施策を展開していきます。

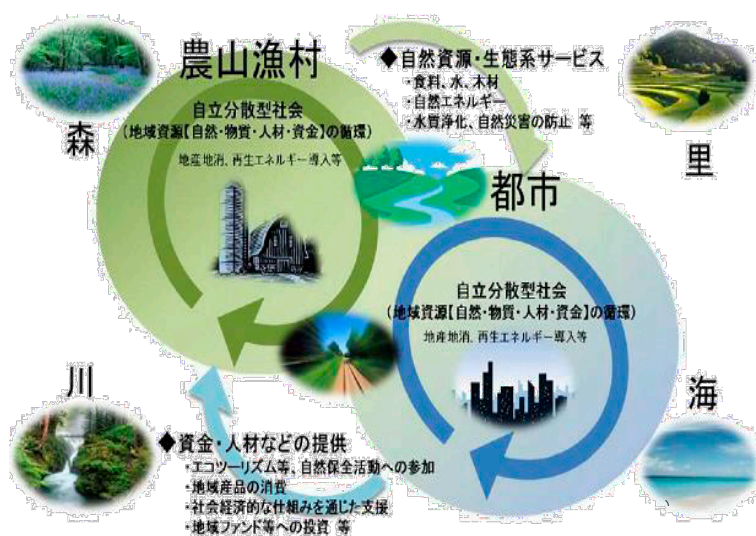
2 環境審議会

本市では、市民、事業者、学識経験者及び行政機関等で構成する「須賀川市環境審議会」を設置し、環境保全に係る諮問や本計画の進捗状況の報告を行い、計画推進のための意見等を求めることとしています。

3 広域的な連携

2018(平成30)年4月に閣議決定された、国の「第5次環境基本計画」における「地域循環共生圏」の実現に向け、本市単独では解決できない大気汚染や水質汚濁などの広域的な環境問題については、国・県、近隣市町村などと緊密な連携・調整を図っていきます。

地域循環共生圏イメージ図



(資料：環境省)

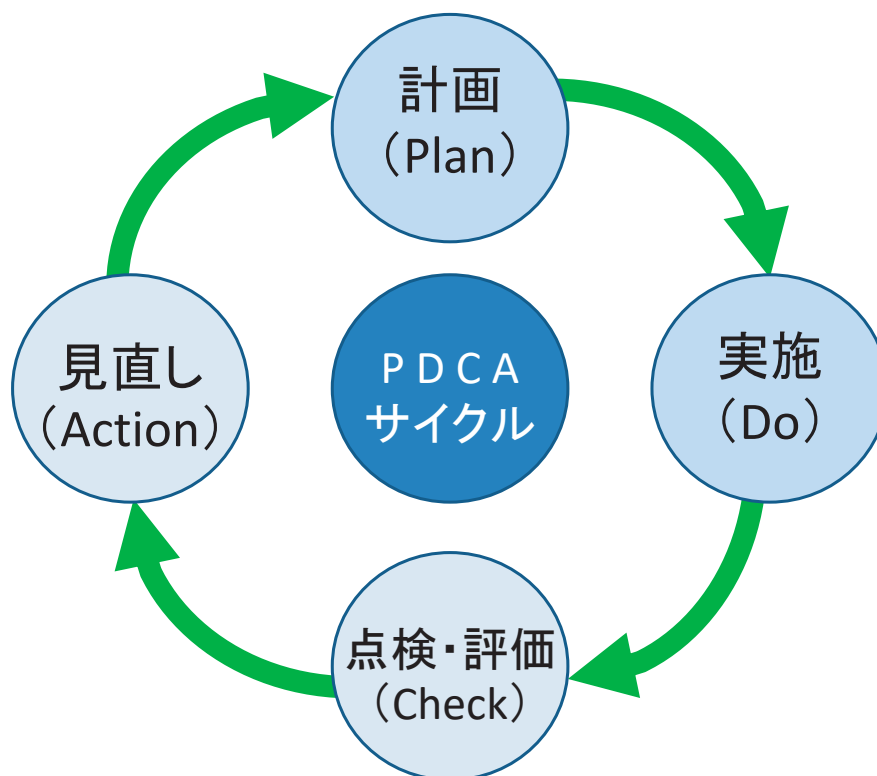
第2節 計画の進行管理

1 計画の進行管理

本計画の実効性を確保するため、施策の内容に関して、計画策定から具体的な行動の実施・点検・評価・見直しまでの流れを

計画(Plan)→ 実施(Do)→点検・評価(Check)→ 見直し(Action)

のPDCAサイクルにより進行管理を行い、目標達成を目指します。



2 年次報告書の作成

本計画の実効性及び透明性を明らかにするため、計画の進捗状況や各指標の目標達成状況について「年次報告書」として資料をとりまとめた「須賀川市の環境」を公表します。

3 指標一覧

須賀川市第8次総合計画「環境の保全と循環型社会の形成」

| 指標名 | 基準値 2016(H28) | 目標値 2022(R4) | 目標値の設定理由 |
|---------------------------------------------------------------------|------------------|-----------------|-------------------------------------------------|
| 自然環境に満足している市民の割合 | 87.9% | ↗ | 自然環境に満足している割合は現状 87.9%と高い水準にあるものの更なる成果向上を目指します。 |
| 指標の説明 市民アンケートで、市内の自然環境の保全について、「満足」、「やや満足」、「ふつう」に回答した割合です。 | | | |

(※須賀川市第8次総合計画に係る市民アンケートによる)

第3次須賀川市環境基本計画

■ 自然環境と貴重な地域資源の保全分野の成果指標



1-(1)「地域の緑や水辺の保全」……………【P 29】

| 指標名 | 基準値 2016(H28) | 現状値 2020(R2) | 目標値 2027(R9) | 目標値の設定理由 |
|---------------------|------------------|-----------------|-----------------|----------------------|
| 公園の整備・維持管理に対する住民満足度 | 81.1% | 79.9% | ↗ | 計画的な維持管理により向上を目指します。 |

(※須賀川市第8次総合計画に係る市民アンケートによる)

| 指標名 | 基準値 2016(H28) | 現状値 2020(R2) | 目標値 2027(R9) | 目標値の設定理由 |
|-------------|------------------|-----------------|-----------------|---------------------------|
| 耕作放棄地面積(累計) | 482ha | 515.7 ha | 458ha | 基準値から 5%程度の耕作放棄地解消を目指します。 |

(※須賀川市食料・農業・農村基本計画による)

1-(3)「歴史文化資源の保全・活用」……………【P 33】

| 指標名 | 基準値 2016(H28) | 現状値 2020(R2) | 目標値 2027(R9) | 目標値の設定理由 |
|------------------------|------------------|-----------------|-----------------|--------------------------------|
| 文化財が市民に親しまれていると思う市民の割合 | 70.8% | 67.3% | ↗ | 文化財の周知啓発に一層努めることで、成果の向上を目指します。 |

(※須賀川市第8次総合計画に係る市民アンケートによる)

■ 安全・安心な生活環境の保全分野の成果指標



2- (1) 「良好な水環境の保全」……………【P 34】

| 指標名 | 基準値 2016(H28) | 現状値 2020(R2) | 目標値 2027(R9) | 目標値の設定理由 |
|-------------------|------------------|-----------------|-----------------|--------------------------------------|
| 水質のBODが基準値を上回った件数 | 0件 | 0 | 0件 | 河川水質は、調査対象地点で水域ごとの環境基準を達成することを目指します。 |

(※須賀川市の環境による)

| 指標名 | 基準値 2016(H28) | 現状値 2020(R2) | 目標値 2027(R9) | 目標値の設定理由 |
|-----------|------------------|-----------------|-----------------|---------------------------------------------|
| 公共下水道水洗化率 | 79.7% | 80.7% | 81.5% | 整備が完了し地域の接続利用を働きかけることにより1.8%向上の81.5%を目指します。 |

(※市資料:汚水処理普及状況資料による)

2- (2) 「安全な生活環境の確保」……………【P 36】

| 指標名 | 基準値 2016(H28) | 現状値 2020(R2) | 目標値 2027(R9) | 目標値の設定理由 |
|------------------------------|------------------|-----------------|-----------------|----------------------------------|
| 大気の基準値を上回った日数 (光化学オキシダント) | 27日 | — | 0日 | 光化学オキシダントの測定値が環境基準を達成することを目指します。 |

(※福島県資料:大気汚染測定結果による)

| 指標名 | 基準値 2016(H28) | 現状値 2020(R2) | 目標値 2027(R9) | 目標値の設定理由 |
|--------------------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------------------------------------|
| 生活衛生敷地管理(雑草、害虫等)に関する苦情件数 | 40件 | 44件 | 32件 | 空き地等の適正管理、病害虫駆除の周知徹底により現状値(過去3年平均)の2割減を目指します。 |

(※須賀川市の環境による)

2- (3) 「原子力災害への対応」……………【P 38】

| 指標名 | 基準値 2016(H28) | 現状値 2020(R2) | 目標値 2021(R3) | 目標値の設定理由 |
|-----------------|------------------|-----------------|-----------------|------------------------------------------|
| 搬出が完了した除去土壌等の割合 | 3.4% | 90.3% | 100% | 除染作業により発生した除去土壌等をすべて中間貯蔵施設へ搬出することを目指します。 |

(※須賀川市除染実施計画による)

2-(4)「市民との協働による環境保全活動への支援継続、積極的な情報発信等による市民へのアプローチ強化」……………【P 40】

| 指標名 | 基準値 2016(H28) | 現状値 2020(R2) | 目標値 2027(R9) | 目標値の設定理由 |
|-----------------------------|------------------|-----------------|-----------------|--------------------|
| 環境分野における情報発信数 (市HP、SNS等) | — | 41件 | ↗ | 計画的な推進により向上を目指します。 |



■ 低炭素で循環型のまちづくり分野の成果指標

3-(1)「温室効果ガス排出量削減と温暖化への対応」……………【P 42】

| 指標名 | 基準値 2013(H25) | 現状値 2020(R2) | 目標値 2027(R9) | 目標値の設定理由 |
|----------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 市管理施設の二酸化炭素排出量 | 9,704t-CO ₂ | 8,879t-CO ₂ | 7,241t-CO ₂ | 第3期すかがわエコ実行プランにおける2027年度目標を目指します。 |

(※第3期すかがわエコ実行プランによる)

3-(2)「資源の有効利用と廃棄物の適切な処分」……………【P 44】

| 指標名 | 基準値 2016(H28) | 現状値 2020(R2) | 目標値 2027(R9) | 目標値の設定理由 |
|-------------------|------------------|-----------------|-----------------|------------------------------------|
| 市民一人1日当たりの可燃ごみ排出量 | 821g | 841g | 713g | 須賀川市一般廃棄物処理基本計画の2027年度の目標値と同じとします。 |

(※一般廃棄物処理基本計画による)

| 指標名 | 基準値 2016(H28) | 現状値 2020(R2) | 目標値 2027(R9) | 目標値の設定理由 |
|-------------------|------------------|-----------------|-----------------|------------------------------------|
| リサイクル率 (再資源化率) | 16.2% | 15.8% | 17.0% | 須賀川市一般廃棄物処理基本計画の2027年度の目標値と同じとします。 |

(※一般廃棄物処理基本計画による)

3-(3)「温室効果ガスの更なる削減、脱炭素化に向けた取組」……………【P 47】

| 指標名 | 基準値 2013(H25) | 現状値 2020(R2) | 目標値 2027(R9) | 目標値の設定理由 |
|----------------|-----------------------|-----------------|-----------------|------------------------------|
| 温室効果ガス排出量(暫定値) | 619千t-CO ₂ | — | ↘ | 計画的な推進により温室効果ガス排出量の削減を目指します。 |

(※環境省資料:自治体排出量カルテによる)(※須賀川市資料:須賀川市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】による)

■ 環境学習と協働による環境保全活動の推進分野の成果指標



4- (2) 「協働による環境活動の推進」……………【P 52】

| 指標名 | 基準値 2016(H28) | 現状値 2020(R2) | 目標値 2027(R9) | 目標値の設定理由 |
|------------------|------------------|-----------------|-----------------|------------------------------------|
| 市民活動に参加している市民の割合 | 7.4% | 6.1% | ↗ | 市民活動サポートセンターを活用することにより、成果向上を目指します。 |

(※須賀川市第8次総合計画に係る市民アンケートによる)

4- (3) 「持続可能な社会の実現に向けたSDGsの考え方の普及」……………【P 54】

| 指標名 | 基準値 2016(H28) | 現状値 2020(R2) | 目標値 2027(R9) | 目標値の設定理由 |
|----------------|------------------|-----------------|-----------------|--------------------|
| ESD 環境教育の取組学校数 | — | 7校 | 16校 | 計画的な推進により向上を目指します。 |

| 指標名 | 基準値 2016(H28) | 現状値 2020(R2) | 目標値 2027(R9) | 目標値の設定理由 |
|------------|------------------|-----------------|-----------------|--------------------|
| 環境セミナー等開催数 | — | — | ↗ | 計画的な推進により向上を目指します。 |

■ エネルギーの効率的利用分野の成果指標



5- (2) 「再生可能エネルギーの導入促進」……………【P 58】

| 指標名 | 基準値 2016(H28) | 現状値 2020(R2) | 目標値 2027(R9) | 目標値の設定理由 |
|---------------------------|------------------|-----------------|-----------------|---------------------------|
| 住宅用再生可能エネルギー等システム設置補助利用件数 | 1,247件 | 1,634件 | 2,300件 | 年間当たりおおむね100件の導入助成を目指します。 |

(※須賀川市の環境による)

※目標値は次の2つのパターンで表しています。

数値:主に業務で現状を把握するものについては、具体的な数値で表します。

矢印:社会情勢等の影響が大きい社会指標や統計誤差のあるアンケートで現状を把握するものについては、矢印で方向性を表します。

資料編

資料1 須賀川市環境基本条例

資料2 須賀川市公害防止条例

資料3 本市の再生可能エネルギー賦存量について

資料4 用語解説

資料5 市民・事業者の環境保全意識調査【2021（令和3）年10月実施のアンケート調査結果】

須賀川市環境基本条例

(平成 11 年 12 月 22 日須賀川市条例第 34 号)

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 環境の保全及び創造に関する施策の基本指針等(第 8 条・第 9 条)

第 3 章 環境の保全及び創造に関する施策(第 10 条—第 22 条)

第 4 章 環境審議会(第 23 条—第 28 条)

附則

わたしたちのまち須賀川は、花と緑に恵まれた美しい自然に抱かれ、歴史的、文化的遺産を受け継ぎながら今日まで着実な発展を続けている。

しかし、近年の都市化の進展、市民の生活様式の変化等に伴い、生活の利便性が高まる一方で、資源やエネルギーが大量に消費され、本市においても都市型及び生活型公害の発生や、廃棄物の増大などの問題が顕在化してきており、さらに、私たち一人一人の営みが直接又は間接に地球環境に影響を与えるまでに拡大してきていることから、新たな対応が求められている。

今を生きるわたしたちは、この恵み豊かな環境が、現在及び将来の世代の共有財産であることを強く認識し、今ある環境を保全し、さらによりよい環境を創造し、将来の世代に継承していくべき責務を有している。

そこでわたしたちは、今ある環境を損なうことなく、自然と調和した豊かでゆとりある美しいまち須賀川をつくるため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造(以下「環境の保全等」という。)について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康でゆとりある生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康でゆとりある生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全等は、市民が健康でゆとりある生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を確保し、及び向上させ、並びに将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全等は、それぞれの地域特性に配慮し人と自然とが健全に共生できるよう適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全等は、資源の適正な管理及び循環的な利用の推進により、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを旨として、市、事業者及び市民の適正な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、市、事業者及び市民がこれを自らの課題として認識し、あらゆる活動において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全等についての基本理念(以下「基本理念」という。)に則り、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、基本理念に則り、その事業活動を行うに当たっては、当該事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念に則り、その事業活動に関し、環境への負荷の低減その他の環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、基本理念に則り、環境の保全上の支障を防止するため、廃棄物の減量等日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念に則り、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(年次報告書)

第7条 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全等に関して講じた施策とその実施状況を明らかにするため報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本指針等

(施策の基本指針)

- 第8条 市は、環境の保全等に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念に則り、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。
- (1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を将来にわたって良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性を確保するとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び回復を図り、人と自然が共生できる良好な環境を確保すること。
- (3) 緑化の推進、水辺地の整備、良好な景観の創造及び歴史的文化的遺産の保全を確保すること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進することにより、環境への負荷の低減を図るとともに、地球環境保全に貢献すること。

(環境基本計画)

- 第9条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、須賀川市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
 - (2) その他環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ須賀川市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3章 環境の保全及び創造に関する施策

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全について配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(規制の措置)

第12条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施設の整備等)

第13条 市は、下水道等の公共的施設の整備事業その他の環境保全に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、快適な生活環境の確保のための公園、緑地等公共的施設の適正な整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、前2項に定める公共的施設等の適切な利用を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用等の促進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に積極的に努めなければならない。

(恵まれた生活環境の確保等)

第15条 市は、生物の多様性の確保に配慮しつつ、快適かつ良好な生活環境を確保するため、森林及び緑地並びに水環境の維持及び形成に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(良好な景観の形成等)

第16条 市は、地域の特性が活かされた快適な生活環境を保全するため、良好な景観の形成及び歴史的文化的遺産の保全に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興等)

第17条 市は、関係機関等と協力して、市民及び事業者が環境の保全等についての理解を深めるとともに環境の保全等に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全等に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第18条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動、環境美化に関する活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう指導、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第19条 市は、第17条の環境の保全等に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全等に関する活動の促進を図るため、必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施等)

第20条 市は、環境の保全等に関する施策を推進するために必要な調査を実施し、及び監視、測定等の体制の整備を図るように努めるとともに、国、他の地方公共団体、民間の調査研究機関等と連携し、環境の保全等に関する情報の収集等に努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第21条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関等と連携し、地球環境保全に関する調査研究、情報の提供、技術の活用等の推進に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第22条 市は、環境の保全等に関する施策であって、広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第4章 環境審議会

(設置)

第23条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により、須賀川市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第24条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 環境基本計画に関し、第9条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。

2 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、環境の保全に関し市長に意見を述べることができる。

(委員)

第25条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 事業所の代表者

(3) 関係行政機関の職員

(4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第26条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第27条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第28条 第23条から前条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成12年1月1日から施行する。

(須賀川市公害防止条例の一部改正)

- 2 須賀川市公害防止条例(昭和46年須賀川市条例第6号)の一部を次のように改正する。
第13条を削り、第14条を第13条とし、第15条から第17条までを1条ずつ繰り上げる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に改正前の須賀川市公害防止条例第13条の規定により任命された委員である者は、この条例の第25条の規定により任命された委員とみなす。
- 4 前項の委員の任期は、改正前の須賀川市公害防止条例第13条の規定により任命された日から起算する。

須賀川市公害防止条例

昭和46年3月26日須賀川市条例第6号

改正 昭和49年3月28日条例第11号 平成4年3月25日条例第12号

平成11年12月22日条例第34号

(目的)

第1条 この条例は、住民の健康で文化的な生活を確保するため、法令に特別の定めがある場合を除くほか、市、事業者及び住民の公害の防止に関する責務を明らかにするとともに、公害の防止に関する市の施策の基本となる事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理等公害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、市が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、国及び県の公害の防止に関する施策とあいまって、この条例に規定する施策を講ずることにより、良好な生活環境を保全し、もって住民の健康及び安全を確保するものとする。

(住民の責務)

第5条 住民は、公害を発生させることのないように常に努めなければならない。

2 住民は、市が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

(公害の防止に関する施策)

第6条 市長は、おおむね次に掲げる施策を講じ、公害の防止に努めるものとする。

- (1) 公害の状況を把握するために必要な監視及び測定に関すること。
- (2) 公害を防止するために必要な都市施設等の整備に関すること。
- (3) 公害の防止に資するための緑地の保全その他自然環境の保護に関すること。
- (4) 事業者が行う公害の防止のための施設の設置又は改善に要する資金のあっ旋その他の援助に関すること。
- (5) 事業者及び住民に対する公害の防止についての啓もうに関すること。

(苦情等の処理)

第7条 市長は、公害に係る苦情、陳情等について、住民の相談に応じ、県及び関係市町村と協力し、その適切な処理に努めるものとする。

(改善の勧告等)

第8条 市長は、公害が生じたとき又は公害が発生するおそれがあると認めるときは、公害を発生させ、又は発生させるおそれがある者に対し、当該施設の使用法、公害処理の方法又は当該施設の構造の改善を勧告することができる。

2 前項の規定により勧告を受けたものは、その勧告に基づき改善等を行ったときは速やかに市長に届け出なければならない。

(防止計画)

第8条の2 市長は、事業者の事業活動により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、公害を防止するための公害防止計画を作成し、及びその提出を命じることができる。

2 市長は、前項の規定により公害防止計画の作成及び提出を命じるときは、当該計画に記載すべき事項を示して行わなければならない。

3 市長は、第1項の規定により公害防止計画の提出があつた場合において、当該計画が公害を防止するために十分な計画ではないと認めるときは、当該計画の変更を命じることができる。

4 市長は、前項の規定により公害防止計画の変更を命じようとするときは、当該事業者又はその代理人に、口頭又は文書で、弁明の機会を与えなければならない。

5 市長は、事業者が第1項の規定により提出した公害防止計画又は第3項の規定により変更を命じられた公害防止計画において定めた措置を講じないときは、当該事業者に対し、期限を定めて、当該計画において定めた措置の実施を命じることができる。

6 第4項の規定は、前項の規定により実施を命じようとする場合に準用する。

7 第1項又は第3項若しくは第5項の規定による命令を受けた者は、当該命令に基づく措置を完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(公害防止協定)

第9条 事業者は、市長が自然的・社会的条件その他の事由により、特に公害を防止する必要があると認めて申し入れをしたときは、公害防止協定を締結するように努めなければならない。

(緊急時の措置)

第10条 市長は、次の各号の一に該当するときは関係事業者に対し、ばい煙又は汚水の排出量の減少について協力を求めることができる。

(1) 気象状況の影響により大気汚染が著しく人の健康又は生活環境をそこなうおそれがあると認めるとき。

(2) 異常な渇水その他これに準ずる事由により水質汚濁が著しく人の健康又は生活環境をそこなうおそれがあると認めるとき。

2 事業者は、前項の規定により協力を求められた場合は、速やかに、ばい煙又は汚水の排出量の減少について適切な措置を講ずるとともに、その措置の状況を市長に報告しなければならない。

(報告事項)

第11条 事業者は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める事項を、直ちに市長に報告しなければならない。

(1) その者の事業活動により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときその発生し、又は発生するおそれがあると認められる公害の内容及び当該公害の防止のために講じようとする措置の状況

(2) その者の管理する施設について故障、破損その他の事故が発生した場合において、当該事故により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときその事故の状況並びにその事故に対する応急の措置の内容及び復旧工事の計画

2 市長は、前項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、公害の防止に関して必要な事項の報告を求めることができる。

(立入検査)

第12条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして、公害を発生し、又は発生するおそれがあると認められる事業者の工場又は事業場に立ち入り、その施設、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第14条 第8条の2第5項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

2 第8条の2第1項の規定による命令に違反した者は、3万円以下の罰金に処する。

第15条 次の各号の一に該当する者は、2万円以下の罰金に処する。

(1) 第11条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第12条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年3月28日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年3月25日条例第12号)

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則(平成11年12月22日条例第34号抄)

1 この条例は、平成12年1月1日から施行する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に改正前の須賀川市公害防止条例第13条の規定により任命された委員である者は、この条例の第25条の規定により任命された委員とみなす。

4 前項の委員の任期は、改正前の須賀川市公害防止条例第13条の規定により任命された日から起算する。

本市の再生可能エネルギー賦存量について

本市の将来的な再生可能エネルギー導入の方向性を検討するにあたり、どのような電力源にどの程度のポテンシャルが存在するかを把握することが重要です。このため、主要な再生可能エネルギーについての期待可採量、潜在賦存量を推計しました。

推計結果については本編にて示しています。その積算は、可能な限り既存データや、平成18年に策定された須賀川市地域新エネルギービジョンの内容を踏襲した形で行いました。以下に、算定方法の概略を示します。

なお本編で、エネルギー区分ごとに記載した「期待可採量」、「潜在賦存量」については、以下のとおりの定義となっています。

期待可採量：現時点（原則として）のエネルギー利用技術を考慮して、利用可能なエネルギー量

潜在賦存量：当該地域に存在する理論的に算出可能な潜在的なエネルギーの全量

「期待可採量」は現時点で技術的に利用可能なエネルギーの量であり、将来的な技術発展により拡大する可能性もあるもので、「潜在賦存量」は理論上利用可能な最大エネルギー量を示しているものです。

期待可採量の推計方法の考え方

| エネルギー区分 | | 推計方法 |
|---------|-------|-----------------------------------------------------------------|
| 太陽 | 太陽光発電 | 民間建屋（個人＋法人）および公共施設の建屋に、太陽光発電を設置することを仮定して算出する。 |
| | 太陽熱利用 | 民間建屋（個人＋法人）および公共施設の建屋に、太陽熱利用システムを設置することを仮定して算出する。 |
| 風力 | 風力発電 | NEDOの年間平均風速メッシュより平均風速5m/s以上のメッシュに300kW級の風力発電装置を設置することを仮定して算定する。 |
| バイオマス | 森林資源 | 年間の製材工場等端材、果樹選定枝および木材住居棟解体材の発生量の熱量に、ボイラー効率、または発電効率を勘案して算定する。 |
| | 農産廃棄物 | 最大可採量に、ボイラー効率、または発電効率を勘案して算定する。 |
| | 畜産廃棄物 | 最大可採量に、ボイラー効率、または発電効率を勘案して算定する。 |

潜在賦存量（最大量）の推計方法の考え方

| エネルギー区分 | | 推計方法 |
|---------|-------|---------------------------------------------------------------|
| 太陽エネルギー | | 市の全域での太陽の日射によって得られるエネルギー量として算出する。 |
| 風力 | 風力発電 | NEDOの年間平均風速メッシュデータに基づき、全てのメッシュに300kW級の風力発電装置を設置することを仮定して算定する。 |
| バイオマス | 森林資源 | 市の森林の純生産量を森林資源の最大量とする。 |
| | 農産廃棄物 | 市内で発生するもみ殻、稲わらの熱量を最大量とする。 |
| | 畜産廃棄物 | 市内の家畜（牛、豚）から排出される糞尿の熱量を最大量とする。 |

本計画における再生可能エネルギー賦存量等の推計の詳細算出方法

| 種類 | 推計項目 | 算出式 | 推計方法 |
|--------------|---------------|--------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 太陽エネルギー | 潜在賦存量 | 受光面積 (km ²) × 年間の最適傾斜角日射量 (kWh/m ²) × 365 | 須賀川市全域での太陽の日射によって得られるエネルギーとする。 |
| | 期待可採量(太陽光発電) | 受光面積 (m ²) × 年間の最適傾斜角日射量 (kWh/m ²) × 太陽電池効率 × 365 | 民間建屋(個人+法人)および公共施設の建屋に、太陽光発電システムを設置することを仮定して算出する。 |
| | 期待可採量(太陽熱利用) | 受光面積 (m ²) × 年間の最適傾斜角日射量 (kWh/m ²) × 太陽熱集熱器の集熱効率 × 365 | 民間建屋(個人+法人)および公共施設の建屋に、太陽熱利用システムを設置することを仮定して算出する。 |
| | 最大可採量 | Σ (風車一台当たりの発電量 × 1メッシュ当たりの設置可能台数) | NEDOの年間平均風速メッシュデータに基づき、全てのメッシュに300kW級の風力発電装置を設置することを仮定して算出する。 |
| バイオマスイエエネルギー | 期待可採量 | Σ (風車一台当たりの発電量 × 1メッシュ当たりの設置可能台数) | NEDOの年間平均風速メッシュデータより平均風速5m/s以上のメッシュに300kW級の風力発電装置を設置することを仮定して算出する。 |
| | 最大可採量(森林資源) | 森林面積 (ha) × 単位面積当たりの森林の純生産量 (kg/ha/年) × 木材の発熱量 (kcal/kg) | 市の森林の純生産量を森林資源の最大可採量とする。 |
| | 最大可採量(農産物廃棄物) | もみ殻、稲わらの発生量 (t/年) × 熱量原単位 (kcal/kg) | 市内から発生するもみ殻、稲わらの熱量を最大可採量とする。 |
| | 最大可採量(畜産廃棄物) | 家畜頭数 (頭) × 1頭当たりのメタン換算の年間発熱量原単位 (kcal/頭・年) | 市内の牛、豚から排出される糞尿の熱量を最大可採量とする。 |
| | 期待可採量(森林資源) | 木材発生熱量 × 効率(ボイラー効率) | 年間の製材工場等端材、果樹剪定枝および木造住宅等解体材の発生量の熱量にボイラー効率、または発電効率を勘案して算出する。 製材工場等端材、果樹剪定枝および木造住宅等解体材の発生量は、県中地域の発生量に県中地域と須賀川市の森林面積の比率(0.1)を掛けて算出する。 |
| | 期待可採量(森林資源) | 木材発生熱量 × 効率(発電効率) | 年間の製材工場等端材、果樹剪定枝および木造住宅等解体材の発生量の熱量にボイラー効率、または発電効率を勘案して算出する。 製材工場等端材、果樹剪定枝および木造住宅等解体材の発生量は、県中地域の発生量に県中地域と須賀川市の森林面積の比率(0.1)を掛けて算出する。 |
| 風力発電 | 期待可採量(農産物廃棄物) | 最大可採量 × 効率(ボイラー効率) | 最大可採量に、ボイラー効率または発電効率を勘案して算出する。 |
| | 期待可採量(農産物廃棄物) | 最大可採量 × 効率(発電効率) | 最大可採量に、ボイラー効率または発電効率を勘案して算出する。 |
| | 期待可採量(畜産廃棄物) | 最大可採量 × 効率(ボイラー効率) | 最大可採量に、ボイラー効率または発電効率を勘案して算出する。 |
| | 期待可採量(畜産廃棄物) | 最大可採量 × 効率(発電効率) | 最大可採量に、ボイラー効率または発電効率を勘案して算出する。 |

用語解説

【あ行】

アイドリングストップ

自動車やオートバイが不必要なアイドリング(停車していてエンジンが回転している状態)を行わないこと。これにより燃料節約や排ガス削減の効果が期待される。

I P C C (国連気候変動に関する政府間パネル)

Intergovernmental Panel on Climate Change の略。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和の方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)により設立された組織。

I S O 1 4 0 0 1 (環境マネジメントシステム)

国際標準化機構(International Organization for Standardization、ISO)が定めている国際規格のひとつで、「組織が環境に与える影響を継続的に改善していくための仕組み(環境マネジメントシステム)」について規定した国際規格。

E V (電気自動車)

Electric Vehicleの略。バッテリーの電力だけでモーター駆動する自動車「電気自動車」

E S D (持続可能な開発のための教育)

Education for Sustainable Developmentの略。自然環境の荒廃・地域活力の低下・少子高齢化・貧困・格差の拡大などの様々な問題を解決するために、自ら課題を見つけ、学び、考え、客観的に判断し、他者と協力しながら課題解決に向けて行動する力を身につける学びのこと。

硫黄酸化物(SO_x)

二酸化硫黄(SO₂)や三酸化硫黄(SO₃)などの総称。硫黄分が含まれる石油や石炭などを燃焼させた際に排出される硫黄と酸素の化合物。大気汚染や酸性雨などの原因物質の一つ。

一般廃棄物

主に家庭から排出される廃棄物のことを指し、工場等の事業所から排出される産業廃棄物と区別される。一般廃棄物は①一般家庭から排出される生活系廃棄物、②事務所、商店等から排出される事業系廃棄物、③液状の廃棄物であるし尿、の3種類に大別できる。

ウォームビズ

地球温暖化防止の一環として、秋冬のオフィスの暖房温度を省エネ温度の20度に設定し、暖かい服装を着用する秋冬のビジネススタイル。

エコカー

ガソリン車またはディーゼル車に比べて、二酸化炭素(CO₂)や大気汚染の原因となる窒素酸化物(NO_x)、一酸化炭素(CO)などの排出量が少ない、もしくはない、環境にやさしく燃費がよい自動車。

エコドライブ

二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減など環境に配慮をした自動車の運転方法。アイドリングストップや急発進、急加速、急ブレーキを控えること、適切なエアコンの使用などがある。

SNS

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス。

SDGs（持続可能な開発目標）

Sustainable Development Goalsの略。貧困や不平等・格差、気候変動などのさまざまな問題を根本的に解決することを目指す、世界共通の17の目標。（一覧表：P90）

FCV（燃料電池自動車）

Fuel Cell Vehicleの略。水素と酸素で発電し、モーター駆動する自動車「燃料電池自動車」

温室効果ガス

地球から宇宙への赤外放射エネルギーを大気中で吸収して熱に変え、地球の気温を上昇（地球温暖化）させる効果を有する気体の総称。代表的なものに二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）等がある。

【か行】

外来種

本来分布していない生物種が偶然であるか意図的であるかを問わず、ある地域に持ち込まれた場合、その種を外来種という。外来種が固有の生態系（在来種）を脅かすという問題が生じている。

カーボンニュートラル

二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの排出量から、森林等による吸収量を差し引き、温室効果ガスの排出を実質ゼロとすること。なお、同じ意味と捉えている言葉として、「カーボンネットゼロ」、「カーボンゼロ」、「ゼロカーボン」などがある。

河川類型

環境基本法に基づき定められている生活環境の保全に関する環境基準は、水域の利用目的に対応して、生物化学的酸素要求量（BOD）等と水生生物の保全に関する項目ごとに複数の類型が設けられている。河川の水質環境基準については、知事が、これらのいずれかの類型を当てはめ、水域の類型を指定（県際水域は国が指定）することとなっている。

化石エネルギー

石油、石炭、天然ガスなど過去の植物や動物の遺骸が変化して生成した燃料。

合併処理浄化槽

し尿と併せて、台所や風呂などからの生活雑排水も一緒に処理することのできる浄化槽。下水道同等の処理効率を有し、し尿だけを処理する単独処理浄化槽に比べ、環境へのBOD 負荷の排出は約1/8に抑えられる。

環境基準

環境基本法第16条第1項の規定に基づき「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として政府が定める環境保全行政上の目標。現在、大気汚染、水質汚濁、騒音、土壌汚染及び地下水について定められている。

環境教育

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習のこと。

クールビズ

地球温暖化防止の一環として、夏のオフィスの冷房温度を省エネ温度の28度に設定し、それに応じて軽装化する夏のビジネススタイル。

グリーン購入

環境への負荷の少ない商品やサービスを優先して選択すること。省エネを意識した家電製品、低公害車、再生品、詰め替え品などの環境配慮型の製品があげられる。

光化学オキシダント

工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素類（揮発性有機化合物）が太陽などからの紫外線照射を受け、光化学反応で生成された酸化性物質の総称。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康被害のほか、農作物など植物にも影響を与える。この光化学オキシダント等が空中に滞留し、スモッグ状になることを「光化学スモッグ」という。

公民連携（PPP）

Public Private Partnershipの略。自治体と民間事業者等が連携して公共サービスの提供を行う仕組みであり、社会経済情勢の変化や住民の暮らし方の変化によるニーズの多様化に対応するために自治体が民間事業者の知識や技術、資源を活用し、公共サービスを継続的に実施していくための手法。

公共下水道

主として市街地におけるし尿及び生活雑排水を処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの。

耕作放棄地

高齢化、過疎化による人手不足過去1年以上耕作されたことがなく、今後数年の間に再び耕作する予定のない農地。

【さ行】

再生可能エネルギー

太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱、バイオマスなど、永続的に利用することができるエネルギーの総称。

酸性雨

大気中に排出された硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中の水分や雨に溶け込み雨水が酸性化されたもので、通常はpH5.6以下の雨のこと。欧米では、森林被害や建物の崩壊被害なども生じている。

自然環境保全地域

福島県自然環境保全条例に基づき、すぐれた自然環境を保全するために指定された地域。指定された地域においては、樹木の伐採、鉱物や土石の採取などについて規制される。須賀川市では、宇津峯山が指定されている。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会位に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等になることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

資源循環

物質が資源として自然界から採取され、原材料又は製品等として経済社会活動に伴い循環すること。

市民協働

異なる組織（市民・事業者・市）が、それぞれの特徴を活かして、地域の課題を解決するために、協力して働くこと。

食品ロス

食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品。小売店での売れ残り・期限切れ、製造過程で発生する規格外品、飲食店や家庭での食べ残し・食材の余りなどが主な原因。

新型コロナウイルス感染症

コロナウイルス科ベータコロナウイルス属の新型コロナウイルス（ベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に感染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）による急性呼吸器症候群である。

すかがわエコ実行プラン

須賀川市の市有施設から排出される温室効果ガスの排出量削減、環境負荷の少ない物品等の調達の推進に取り組み、地球温暖化の抑制につなげるための検討の上策定された計画。令和4年度より、第3期すかがわエコ実行プランとして策定し実行されている。

須賀川市第8次総合計画

人口減少社会の到来と急速な少子高齢化を踏まえ、10年後の市のあるべき姿を見据えて、時代の潮流や社会経済情勢などに柔軟に対応するため、今後5年間のまちづくりの指針として須賀川市にて2018（平成30）年度を初年度として策定した総合計画。

3R（スリーアール）

「ごみを出さない」、「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」、「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位。「リデュース（Reduce：ごみの発生抑制）」、「リユース（Reuse：再使用）」、「リサイクル（Recycle：再資源化）」の頭文字をとってこう呼ばれる。「リフューズ（Refuse：ごみになる物の拒絶）」を加え4R、さらに「リペア（Repair：修理して使う）」を加えて5Rと呼ばれることもある。

生物多様性

生物及びその生息・生育環境の多様さを表す概念。生物多様性条約では、「すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかなを問わない。）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性（遺伝的多様性）、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義している。

ZEH（ゼッチ）【ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス】

net Zero Energy Houseの略。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅のこと。

ZEB（ゼブ）【ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング】

net Zero Energy Buildingの略。先進的な建設設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、効率的な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギーの自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のこと。

【た行】

大気汚染

人間の生産活動・消費活動によって大気が汚染され、生態系や人間の生活に悪影響が生じること。特に、石炭・石油等の燃焼によって生じるばいじん、ばい煙などや、各種の窒素化合物、光化学スモッグの影響となるオキシダント等が大気汚染物質としてあげられる。

第五次評価報告書

国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）により、5～6年ごとにその間の気候変動に関する科学研究から得られた最新の知見を評価し、まとめられた評価報告書のうち、2013年に公表された最新の評価報告書。

脱炭素化

今世紀後半の世界全体での温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源による除去量との均衡の達成に向けて、化石燃料利用への依存度を引き下げることなどにより温室効果ガス排出を低減していくこと。

地域循環共生圏

「各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワーク（自然的なつながり【森・里・川・海の関連】や経済的つながり【人・資金等】）を構築していくことで、新たなバリューチェーンを生み出し、地域資源を補完し支え合いながら農村漁村も都市も活かす」というものである。

地球温暖化

19世紀以降、化石燃料を大量消費し、大気中の二酸化炭素などの人為的な温室効果ガス排出量が増加したため、地球の平均気温が上昇する現象のこと。海水の熱膨張や氷河・氷床の溶解による海面上昇や、気候変動に伴って生じる災害や食料不足が危惧されている。

地球温暖化対策計画

パリ協定や平成27年7月に日本から国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するために策定された計画。国全体の温室効果ガスの排出量について、2030年度の目標として、2013年度比で46%削減することを目指した中期目標や、2050年までに温室効果ガス排出量を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を目指した長期目標を盛り込んでいる。

地産地消

「地域生産、地域消費」の略語。地域で生産された農林水産物等をその地域で消費すること。近年、食品に対する安全・安心志向が高まったこと、また食料輸送等による環境負荷の低減などの環境面で注目されている。

窒素酸化物 (NO_x)

一酸化窒素 (NO) や二酸化窒素 (NO₂) など、窒素の酸化物の総称。高温燃焼時に、空気中の窒素が酸化され、一酸化窒素が発生し、大気中でさらに酸化され、二酸化窒素になる。人の健康に悪影響を与える恐れがあり、光化学スモッグや酸性雨などを引き起こす原因とされる。

特定外来生物

明治時代以降、日本に入り込んだ外来生物（海外を起源とする外来種）の中で、農林水産業、人の生命、身体、生態系へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から、外来生物法に基づき指定された生物（生きているものに限られ、卵、種子、再生可能な器官も含まれる）

【な行】

農業集落排水施設

主に農業振興地域内に存在する農業集落から排出されるし尿、生活雑排水などの汚水または雨水を処理する施設。

【は行】

バイオマス

生物資源 (Bio) の量 (mass) をあらわし、エネルギーや物質に再生が可能な、動植物から生まれた有機性の資源（石油や石炭などの化石資源を除く。）のこと。具体的には、農林水産物・食品廃棄物・家畜排せつ物・木くずなどを指す。化石燃料に対して「生きた燃焼」ともいわれる。

バイオマス発電

バイオマスを燃焼する・ガス化するなどして得たエネルギーを使って発電することを「バイオマス発電」という。また、バイオマスを燃焼させると二酸化炭素が排出されるが、バイオマスが成長過程で吸収した二酸化炭素に由来するため、全体としてみれば、大気中の二酸化炭素を増加させていないと考えてよいとされている。再生可能エネルギーの一つとして、地球温暖化への有効な対策の一つと考えられている。

パリ協定

2015(平成27)年にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において採択された、気候変動に関する2020(令和2)年以降の新たな国際的枠組み。

パートナーシップ

行政(市)と市民の対等・平等な協力関係、提携のこと。

PDCAサイクル

管理計画を作成(Plan)し、その計画を組織的に実行(Do)し、その結果を内部で点検(Check)し、不備な点を是正(Action)したうえでさらに、元の計画に反映させていくことで、品質の維持・向上や環境の継続的な改善を図る仕組み。

pH(水素イオン濃度指数)

物質の酸性、アルカリ性の度合いを示す数値。pH7で中性とされており、pHが小さくなるほど酸性が強く、大きくなるほどアルカリ性が強いとされる。水道用水として望ましい水質はpH6.5から8.5までの範囲とされる。

BOD(生物化学的酸素要求量)

Biochemical Oxygen Demand の略。河川などの水の汚れ度合いを示す数値で、水中の有機物などの汚染源となる物質を微生物によって無機化あるいはガス化するときに消費される酸素量をmg/lで表したもの。数値が高いほど、水中の有機汚染物質の量が多いとされる。

ビオトープ

生命(バイオbio)と場所(トポstopos)の造語で生物の生息空間のこと。

V2Hシステム

Vehicle to Home の略。EV(電気自動車)やPHV(プラグインハイブリッド車)の大容量バッテリーを、家庭で有効活用するためのシステム。EVへの充電及びEV等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能な機器。

福島イノベーション・コースト構想

東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通りの地域等の産業を回復するため、当該地域の新たな産業基盤の構築を目指す取組。廃炉、ロボット、エネルギー、農林水産等の分野におけるプロジェクトの具体化を進めるとともに、産業集積や人材育成、交流人口の拡大を目指す。

「福島議定書」事業

県内の事業者や学校の二酸化炭素排出量の削減目標を定め、福島県知事と「議定書」を締結することにより、地球温暖化対策の取組を推進する福島県が行う事業。「事業所版」と「学校版」に分かれ、事業所版には「従来編」と「上級編」がある。優秀な取組が行われた事業所や学校には表彰が行われる。

福島新エネ社会構想

福島県の「2040年までに福島県内のエネルギー需要の100%を再生可能エネルギーから産み出す」との大きな目標のもと、未来の新エネルギー社会の実現に向けたモデルを福島全県で創出し、世界に発信することで、再生可能エネルギーや未来の水素社会を切り拓く先駆けの地とすることを目指すもの。

浮遊粒子状物質（SPM）

代表的な大気汚染物質の一つで、大気中に気体のように長期間浮遊しているばいじん、粉じん等の微粒子のうち粒径が $10\mu\text{m}$ （ 1cm の 1000 分の 1 ）以下のものをいう。

放射線性物質

物質を透過する力を持った光線に似たものを放射線、この放射線を出す能力を放射能といい、この能力を持った物質のこと。核実験や原子力発電などによって生成される人工放射性物質と天然に存在する自然放射性物質があり、どちらも発がんリスクはあるため、人体への影響は同じである。内部被ばくの場合でも、自然か人工かの違いで人体への影響が変わることはない。

HP（ホームページ）

Home Pageの略。Webブラウザを起動したときに最初に表示されるWebページ。また、Webサイトの表紙や入口に相当する最上位のページ。

【ま行】

マイバッグ運動

買い物の際に、レジ袋を受け取らず、消費者が持参した袋・バッグを使用する環境にやさしい運動。

【ら行】

リサイクル（Recycle）

再循環を指し、製品化されたものを再資源化し、新たな製品の原料として利用すること。

リデュース（Reduce）

ごみを出さないこと（排出抑制）。生産工程で出るごみを減らしたり、使用済み製品の発生量を減らしたりすること。消費者が製品を長く使うこともリデュースの一つである。

リユース（Reuse）

繰り返し再利用すること。ビールびんなどが代表例であるが、ほかに白い広告用紙の裏面をメモ用紙として利用するなど再利用の一つである。

緑地環境保全地域

緑地環境保全地域福島県自然環境保全条例に基づき、良好な生活環境を保全するため、市街地又は集落地周辺等の樹林地・池沼等や歴史的・文化的に価値のある社寺・古墳等で良好な自然を形成している地域が指定されている。本市では、古寺山が指定されている。

有害鳥獣

人間の生活に対して、生命的、経済的に害を及ぼす野生動物。野生生物が農林水産業などに被害を与え、捕獲以外の防除対策を実施しても被害を効果的に防止できないと思われる場合は、計画的な捕獲・駆除が行われる。

SDGs (持続可能な開発目標)

- SDGs (Sustainable Development Goals持続可能な開発目標) は、2015年の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。
- SDGsは社会、経済、環境の3側面から捉えることのできる17のゴールと169のターゲットで構成されており、統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標とされています。



【Goal1】 貧困をなくそう
あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



【Goal10】 人や国の不平等をなくそう
各国内及び各国間の不平等を是正する



【Goal2】 飢餓をゼロに
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を推進する



【Goal11】 住み続けられるまちづくりを
包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



【Goal3】 すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



【Goal12】 つくる責任 つかう責任
持続可能な生産消費形態を確保する



【Goal4】 質の高い教育をみんなに
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



【Goal13】 気候変動に具体的な対策を
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



【Goal5】 ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う



【Goal14】 海の豊かさを守ろう
持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



【Goal6】 安全な水とトイレを世界中に
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



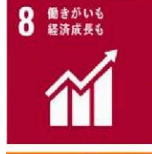
【Goal15】 陸の豊かさを守ろう
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



【Goal7】 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



【Goal16】 平和と公正をすべての人に
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



【Goal8】 働きがいも経済成長も
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



【Goal17】 パートナリシップで目標を達成しよう
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



【Goal9】 産業と技術革新の基盤をつくろう
強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

市民・事業者の環境保全意識調査（アンケート調査結果）

◆アンケート調査概要◆

調査内容：環境への満足度、環境への配慮行動の状況

調査年月：2021（令和3）年10月

調査対象：2,000件（市民：1,850件、事業者：150件）

有効回答数：787件

回収率：39.4%

調 查 結 果
(市 民 編)

集計結果

市民向け調査結果の集計及び意識の傾向等の分析

市民向けアンケートの集計結果を下記に示す。なお、設問は表の左欄、回答を右欄に記載している。

1 あなた自身のことについておたずねします

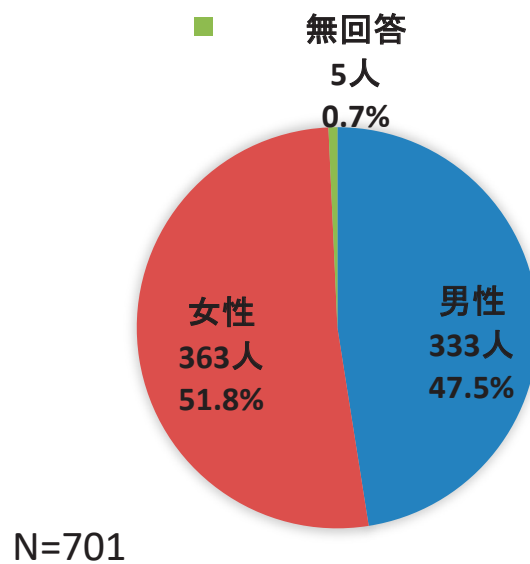
1の設問AからFは、市民の属性を質問しています。

【設問A】

| 設問A | 回答 |
|-------------------------------------|--------------|
| あなたの性別 (戸籍上や身体的特徴等によらず、主観で構いません) | 1 男 2 女 |

【集計結果】

男性が333人(47.5%)、女性が363人(51.8%)、無回答が5人(0.7%)の合計701人で、男女間では、女性の回答者が多かった。



図A 性別

| | | |
|-----|------|-------|
| 男性 | 333人 | 47.5% |
| 女性 | 363人 | 51.8% |
| 無回答 | 5人 | 0.7% |

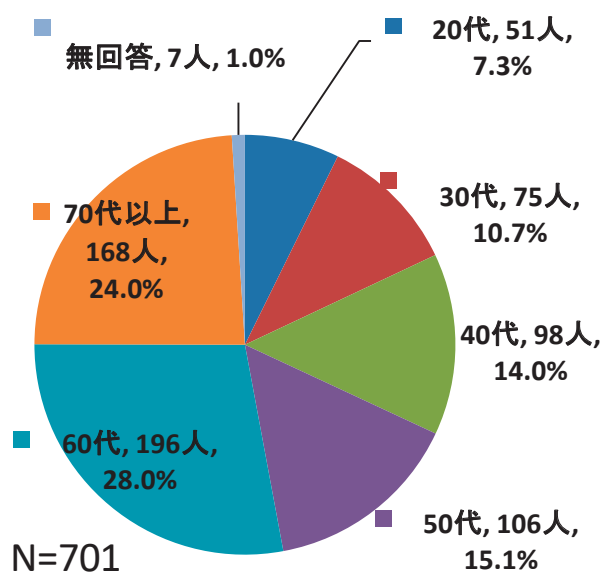
【設問B】

| 設問B | 回答 | | | | | |
|--------|----|------|---|------|---|--------|
| あなたの年齢 | 1 | 20歳代 | 2 | 30歳代 | 3 | 40歳代 |
| | 4 | 50歳代 | 5 | 60歳代 | 6 | 70歳代以上 |

【集計結果】

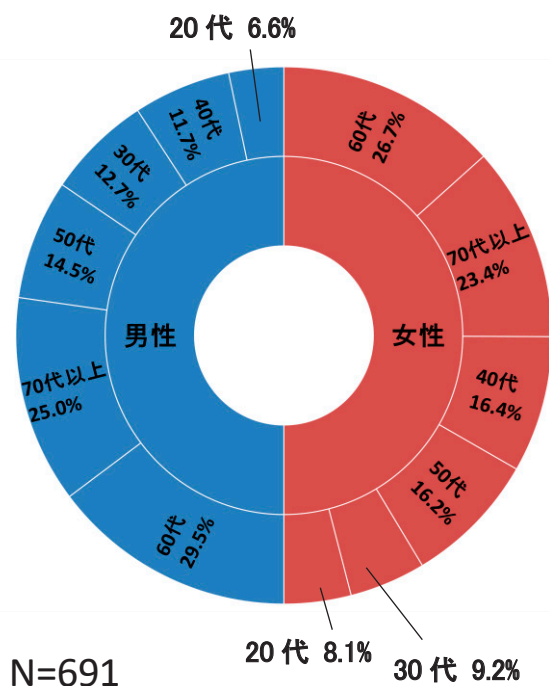
20代 51人 (7.3%)、30代 75人 (10.7%)、40代 98人 (14.0%)、50代 106人 (15.1%)、60代 196人 (28.0%)、70代以上 168人 (24.0%) および無回答が7人 (1.0%) であった。

また、性別の年齢の割合は、男女ともに60代と70代以上の合計で過半数を占め、20代と30代の若年層の合計は、男女とも20%未満であった。

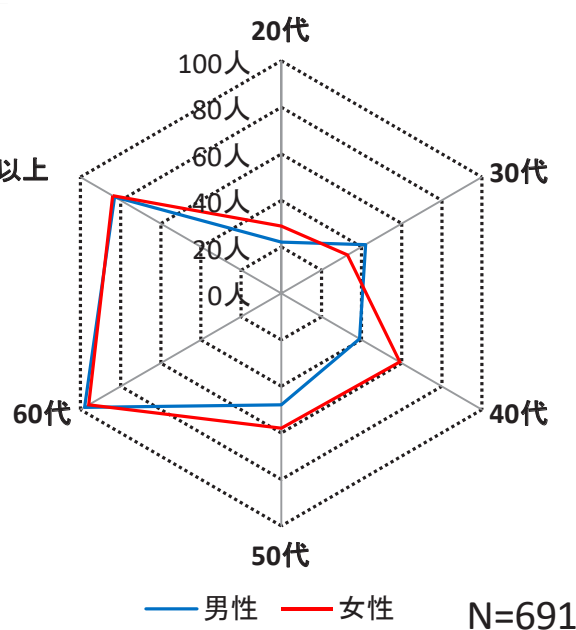


| | | |
|-------|------|-------|
| 20代 | 51人 | 7.3% |
| 30代 | 75人 | 10.7% |
| 40代 | 98人 | 14.0% |
| 50代 | 106人 | 15.1% |
| 60代 | 196人 | 28.0% |
| 70代以上 | 168人 | 24.0% |
| 無回答 | 7人 | 1.0% |

図B-1 年齢層 (全体)



図B-2 年齢層比率 (男女別)



図B-3 年齢層人 (男女別)

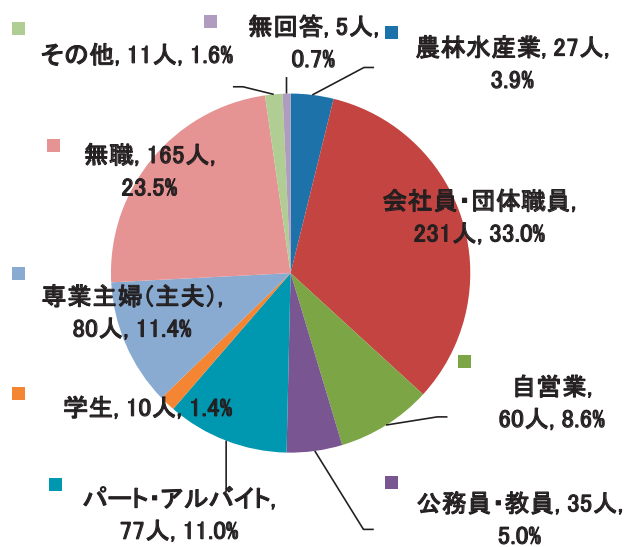
* 図B-2、B-3は、何れも有効回答数による結果

【設問C】

| 設問C | 回答 | |
|--------|-------------|------------|
| あなたの職業 | 1 農林水産業 | 2 会社員・団体職員 |
| | 3 自営業 | 4 公務員・教員 |
| | 5 パート・アルバイト | 6 学生 |
| | 7 専業主婦（主夫） | 8 無職 |
| | 9 その他（ ） | |

【集計結果】

会社員・団体職員の33.0%が1位で、無職が23.5%、専業主婦（主夫）が11.4%、パート・アルバイトが11.0%であり、上位4項目4項目で全体の約80%であった。また、正規雇用とそれ以外の職種の違いは見られなかった。



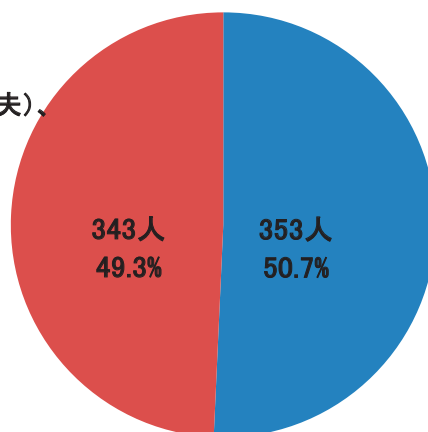
| | | |
|-----------|------|-------|
| 農林水産業 | 27人 | 3.9% |
| 会社員・団体職員 | 231人 | 33.0% |
| 自営業 | 60人 | 8.6% |
| 公務員・教員 | 35人 | 5.0% |
| パート・アルバイト | 77人 | 11.0% |
| 学生 | 10人 | 1.4% |
| 専業主婦(主夫) | 80人 | 11.4% |
| 無職 | 165人 | 23.5% |
| その他 | 11人 | 1.6% |
| 無回答 | 5人 | 0.7% |

N=701

図C-1 職業

職業区分2:

パート・アルバイト、学生、専業主婦(主夫)、無職、その他



職業区分1:

農林水産業、会社員・団体職員、自営業、公務員・教員

| | |
|---------------------------|------|
| 農林水産業、会社員・団体職員、自営業、公務員・教員 | 353人 |
| それ以外 | 343人 |

(*無回答を除く)

N=696

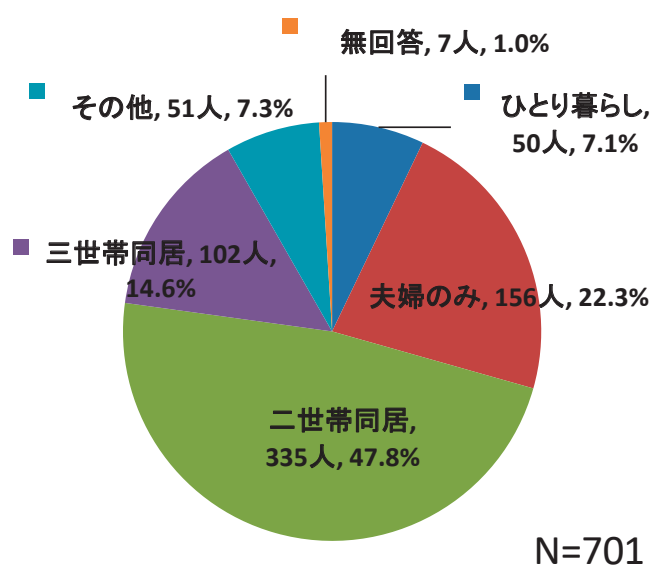
図C-2 職業区分別 (有効回答数による結果)

【設問D】

| 設問D | 回答 |
|------|--------------------------------------------|
| 世帯構成 | 1 ひとり暮らし 2 夫婦のみ |
| | 3 二世帯同居 (親と子) |
| | 4 三世帯同居 (祖父母と親と子) |
| | 5 その他 () |
| | |

【集計結果】

二世帯同居が47.8%と半数を占め、次に夫婦のみの22.3%となっていた。
なお、その他には、「夫婦と子供」など、回答3に該当すると思われる回答も含まれていた。



図D-1 世帯構成

| | | |
|--------|------|-------|
| ひとり暮らし | 50人 | 7.1% |
| 夫婦のみ | 156人 | 22.3% |
| 二世帯同居 | 335人 | 47.8% |
| 三世帯同居 | 102人 | 14.6% |
| その他 | 51人 | 7.3% |
| 無回答 | 7人 | 1.0% |

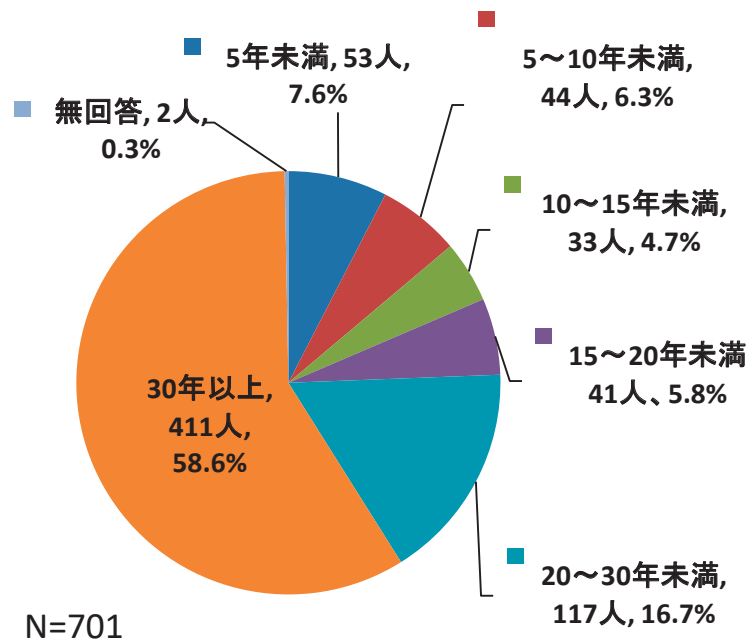
【設問E】

| 設問E | 回答 | | | |
|---------|----|-----------|---|-----------|
| 市内の居住年数 | 1 | 5年未満 | 2 | 5年～10年未満 |
| | 3 | 10年～15年未満 | 4 | 15年～20年未満 |
| | 5 | 20年～30年未満 | 6 | 30年以上 |

【集計結果】

30年以上が約60%と最も多かった。

回答者の半数が60代と70代であったため、居住年数も長い傾向を有すると思われる。



図E-1 居住年数

| | | |
|----------|------|-------|
| 5年未満 | 53人 | 7.6% |
| 5～10年未満 | 44人 | 6.3% |
| 10～15年未満 | 33人 | 4.7% |
| 15～20年未満 | 41人 | 5.8% |
| 20～30年未満 | 117人 | 16.7% |
| 30年以上 | 411人 | 58.6% |
| 無回答 | 2人 | 0.3% |

【設問F】

| 設問F | 回答 | |
|----------|----|-------|
| あなたの居住地域 | 1 | 須賀川地区 |
| | 2 | 浜田地区 |
| | 3 | 西袋地区 |
| | 4 | 稲田地区 |
| | 5 | 小塩江地区 |
| | 6 | 仁井田地区 |
| | 7 | 大東地区 |
| | 8 | 長沼地区 |
| | 9 | 岩瀬地区 |

【集計結果】

居住地域では、須賀川地区が45.5%で最も多く、西袋地区の12.4%、仁井田地区の9.1%が続いた。また、地域別の居住年数では、いずれの地区も30年以上が最も多く、年齢層別比率と同じ傾向が見られた。

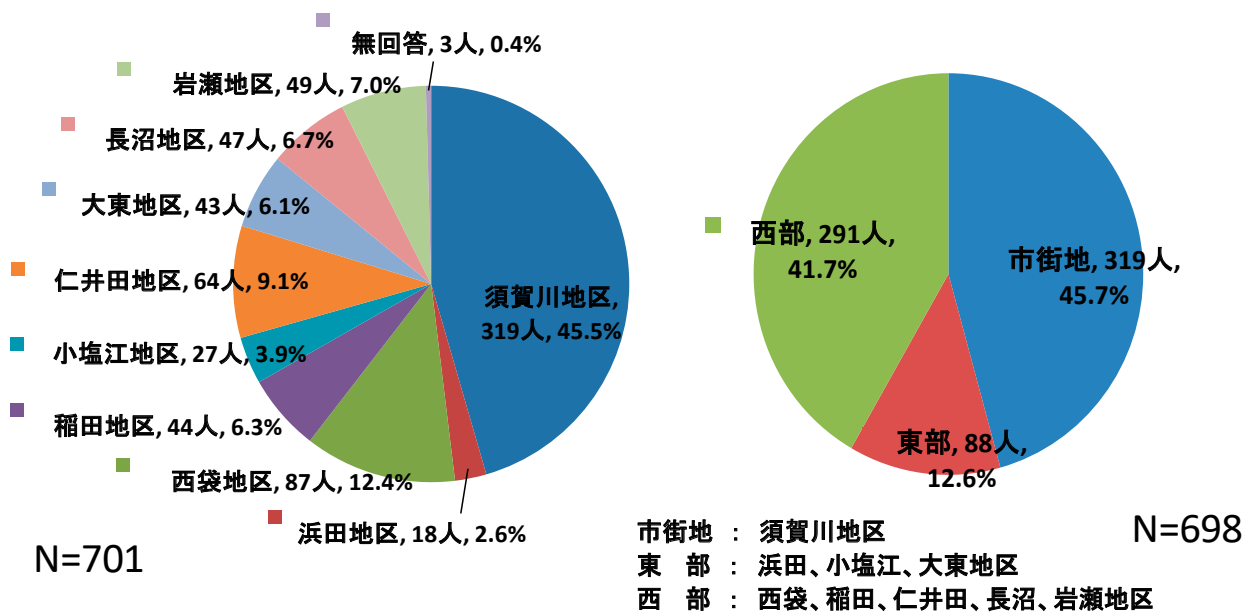
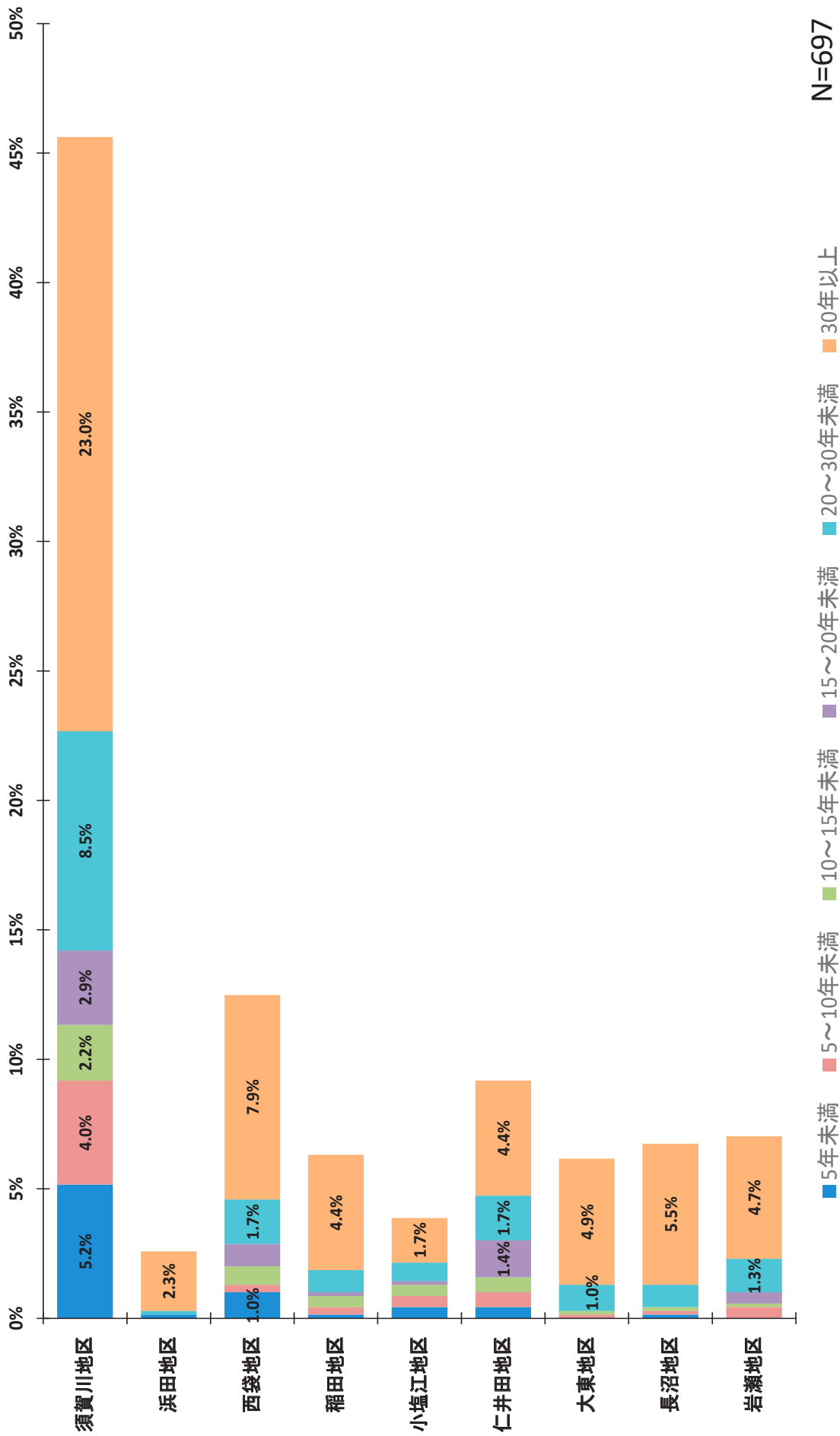


図 F-1 居住地域

図 F-2 地域別 (有効回答数による結果)

| | 5年未満 | 5～10年未満 | 10～15年未満 | 15～20年未満 | 20～30年未満 | 30年以上 |
|-------|------|---------|----------|----------|----------|-------|
| 須賀川地区 | 5.2% | 4.0% | 2.2% | 2.9% | 8.5% | 23.0% |
| 浜田地区 | 0.1% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.1% | 2.3% |
| 西袋地区 | 1.0% | 0.3% | 0.7% | 0.9% | 1.7% | 7.9% |
| 稲田地区 | 0.1% | 0.3% | 0.4% | 0.1% | 0.9% | 4.4% |
| 小塩江地区 | 0.4% | 0.4% | 0.4% | 0.1% | 0.7% | 1.7% |
| 仁井田地区 | 0.4% | 0.6% | 0.6% | 1.4% | 1.7% | 4.4% |
| 大東地区 | 0.0% | 0.1% | 0.1% | 0.0% | 1.0% | 4.9% |
| 長沼地区 | 0.1% | 0.1% | 0.1% | 0.0% | 0.9% | 5.5% |
| 岩瀬地区 | 0.0% | 0.4% | 0.1% | 0.4% | 1.3% | 4.7% |

※ (有効回答数による結果)



N=697

図 F-3 居住地と居住年数（有効回答数による結果）

1%未満は表記していない

2 近年の環境状況について ※（問2-1及び問2-2：〇は一つ）

近年の環境状況において、市民がどのように感じているかを質問しています。

【設問2-1】

| 設問2-1 | 回答 |
|------------------------------------|-------------|
| あなたは、近年の環境の状況についてはどのような実感を持っていますか。 | 1 よくなっている |
| | 2 ややよくなっている |
| | 3 変わらない |
| | 4 やや悪化している |
| | 5 悪化している |
| | 6 わからない |

【集計結果】

「変わらない」が33.0%と最も多く、「よくなっている」と「ややよくなっている」の合計は24.1%、一方、「やや悪化している」と「悪化している」が33.6%であった。全体的な実感として、やや悪化していると感じていると思われる。また、男女間ではほとんど差は見られなかった。

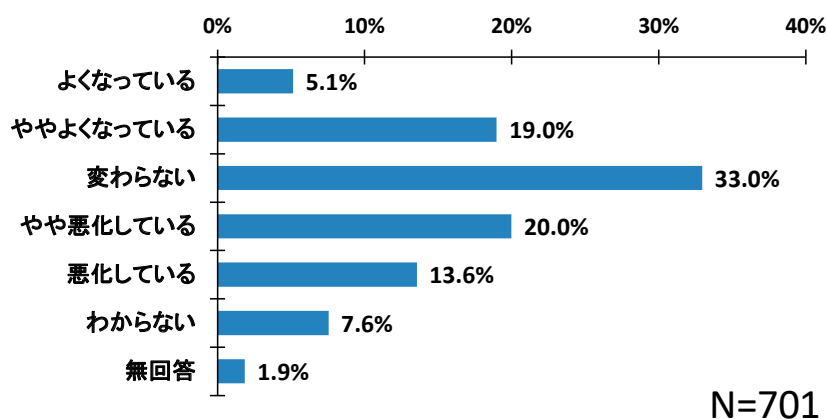


図2-1-1 近年の環境への実感

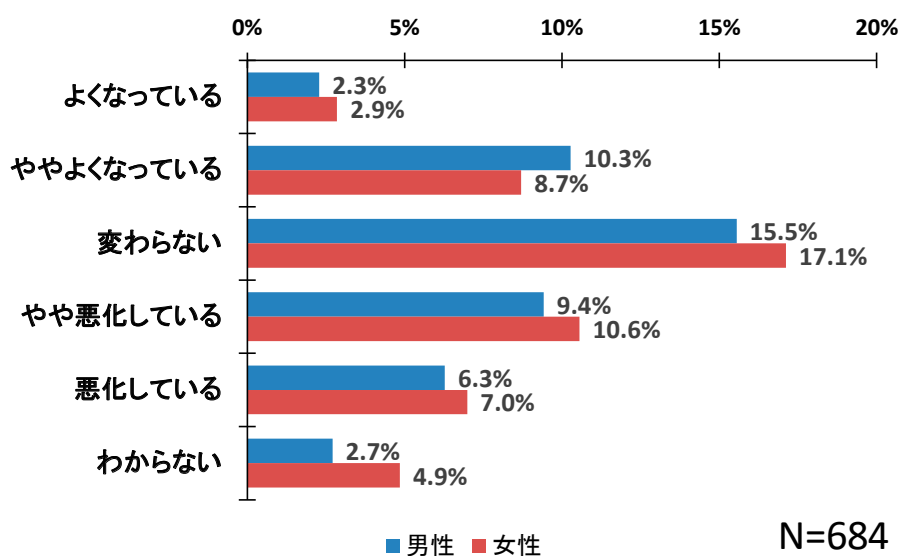


図2-1-2 近年の環境への実感（性別）（有効回答数による結果）

【設問 2-2】

| 設問 2-2 | 回答 |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| あなたは、現在の環境の状況についてどの程度満足していますか。 | 1 満足している 2 まあ満足している 3 どちらともいえない 4 あまり満足していない 5 満足していない 6 わからない |

【集計結果】

「どちらともいえない」が 31.7%と最も多かった。

また、「満足している」が 3.3%、「まあ満足している」が 29.2%で合計 32.5%に対し、「あまり満足していない」が 20.8%、「満足していない」が 9.1%で合計 29.9%であり、わずかに満足感があるとの意見が多いと思われる。また、男女間では、ほとんど差は見られなかった。

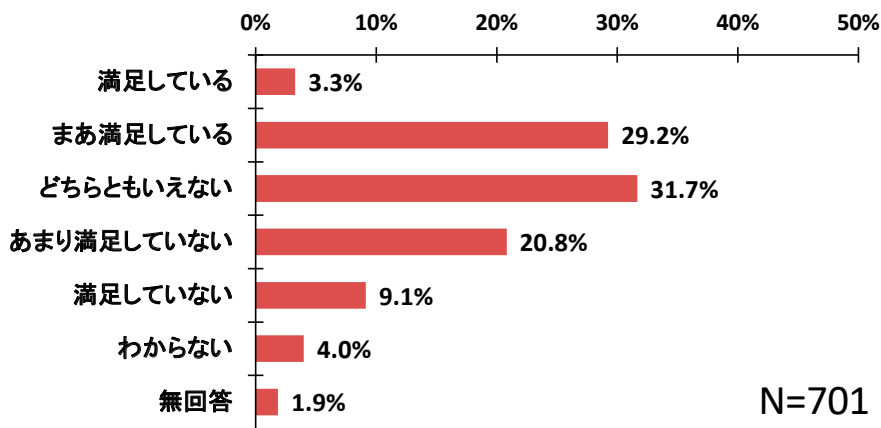


図 2-2-1 近年の環境への満足度

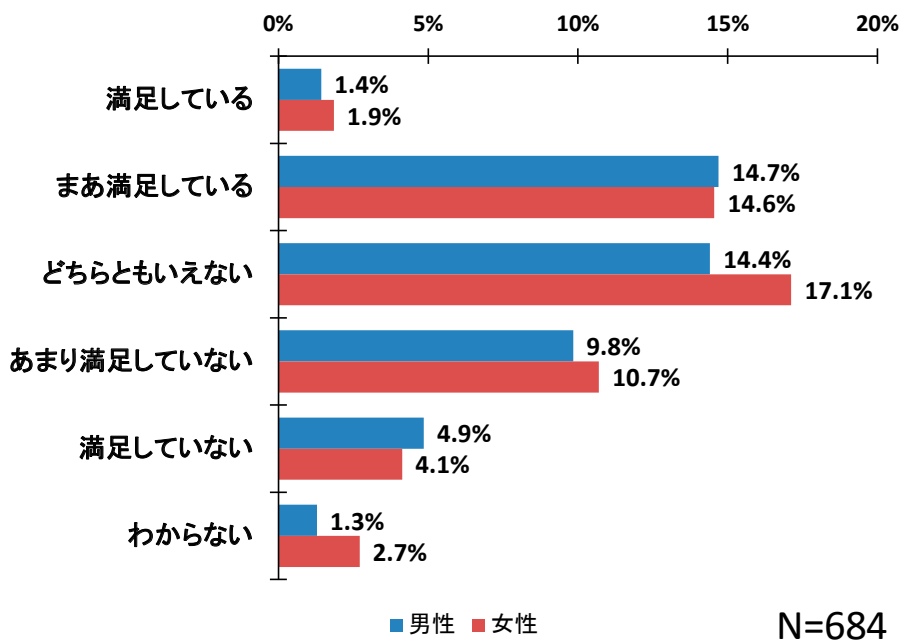


図 2-2-2 近年の環境への満足度（性別）（有効回答数による結果）

3 環境問題に関する意識について

ここでは、市民が近年の環境問題において、どのように感じているかを質問しています。

【設問 3-1】

| 設問 3-1 | 回答 |
|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>あなたは、現在どのような環境問題に関心がありますか。</p> <p>次のなかで、関心のある環境問題を選び○をつけてください。 (○はいくつでも)</p> | <p>1. 自然環境の破壊 2. 大気汚染 3. ごみ問題 4. 水質汚染 5. 騒音・振動問題 6. 地球温暖化 7. 土壌汚染 8. 事故由来放射性物質*による環境汚染 9. 野生生物や希少な動植物の減少や絶滅 10. 悪臭 11. 地盤沈下 12. 2050年までに二酸化炭素の排出0(ゼロ)について 13. 再生可能エネルギーに関すること 14. その他(具体的に)</p> <p>※項目以外に、環境に関わるもので不安を感じるものがあれば、項目一覧(問3-1)の「その他」にご記入ください。</p> |

*平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質。以下同じ。

【集計結果】

大気汚染・水質汚染・騒音振動・悪臭など、身近な生活環境などの狭域的な項目より、地球温暖化・自然環境の破壊・ごみ問題・CO₂排出量削減・再生可能エネルギーなど、広域的・地球規模的な項目に関心が高かった。これは、近年の地球サミット 2012(国連持続可能な開発会議)や COP(地球温暖化を防ぐ枠組みを議論する国際会議)の開催に加え、ゼロカーボン宣言や食品ロス削減など、マスメディアによる影響が強いと思われる。

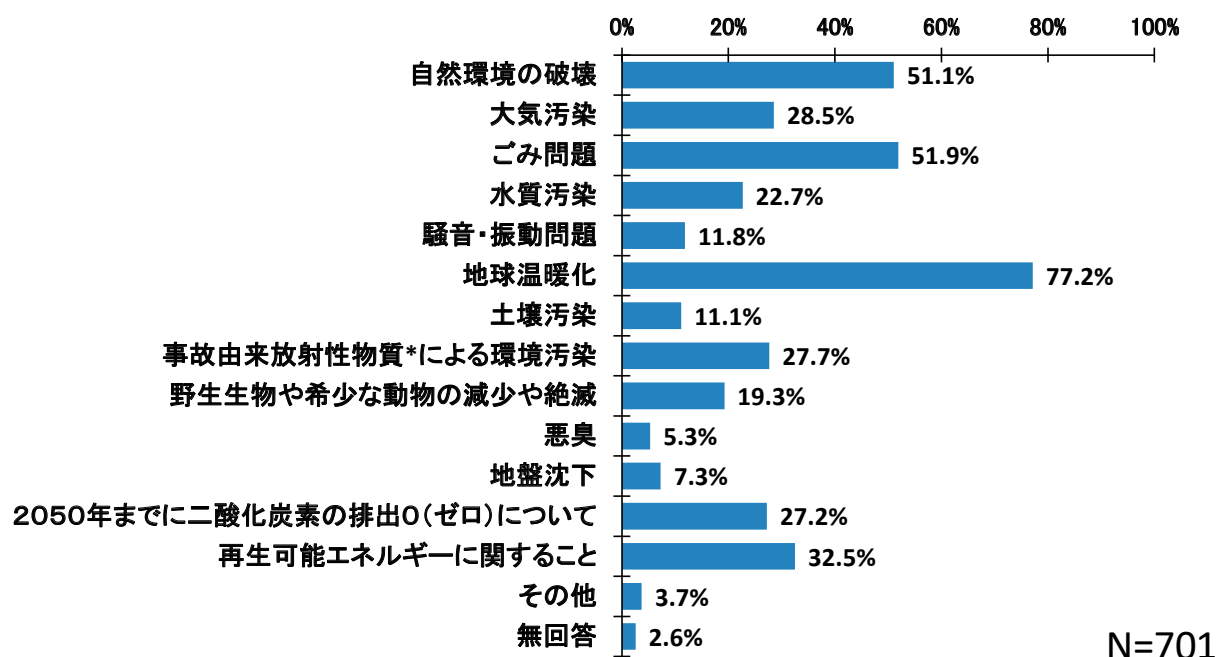


図 3-1 関心のある環境問題

【設問3-2】

| 設問3-2 | 回答 |
|----------------------------------|--------------------------------|
| あなたは、今後の環境の状況に対して不安を感じることがありますか。 | 1 不安に感じることがある 2 不安に感じることがない |

【集計結果】

80%以上が「不安に感じることがある」と答えており、「不安に感じることがない」を大きく上回っていた。

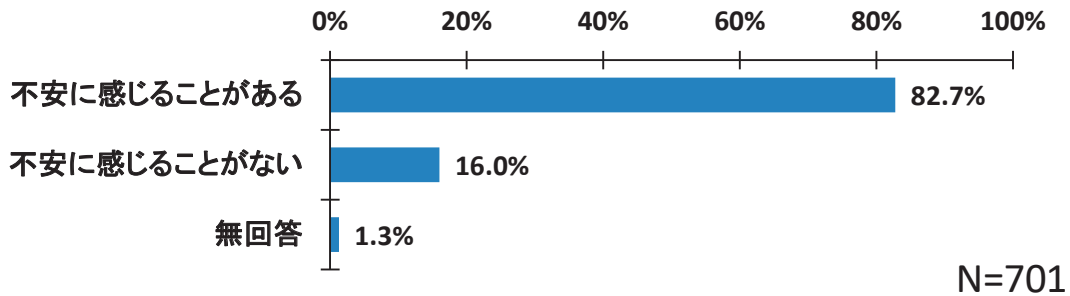


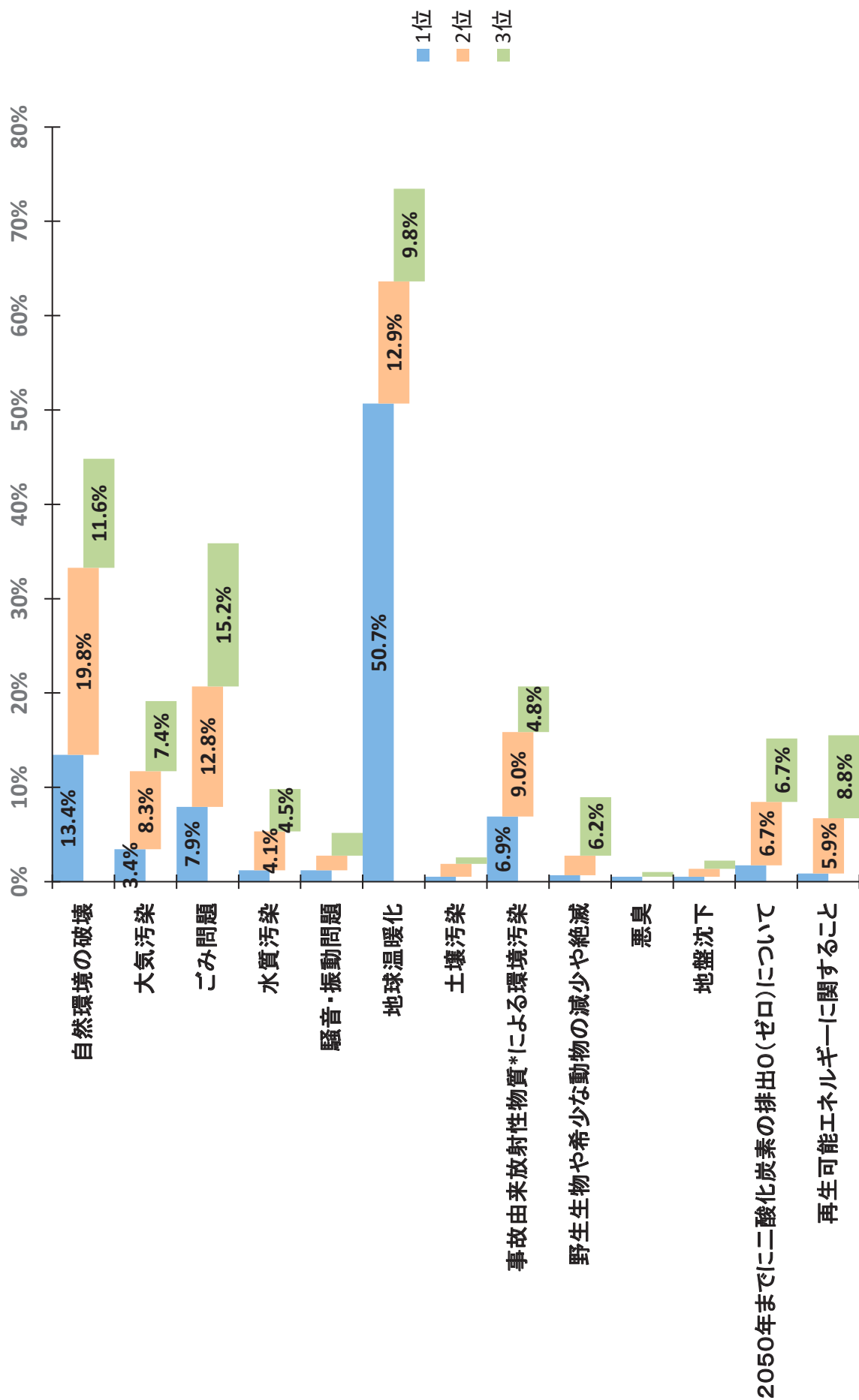
図3-2 環境状況に対する不安感

| 設問3-2 | 回答 | | | | | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|---|--|--|--|
| <p>※1に○を付けた方にお聞きします。</p> <p>項目一覧（問3-1）から、あなたが特に不安を感じるものがあれば、その中から最大3つ（1～3まで順位を付けて）選んでください。</p> | <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※不安を感じる順番（1＝最も不安を感じる）</p> | 1 | 2 | 3 | | | |
| 1 | 2 | 3 | | | | | |
| | | | | | | | |

【集計結果】

回答者数 580 人で、不安と感じる順位 1 位から 3 位まで合計 1496 件の回答があった。地球温暖化が 73.4%と回答者の多くが選択していた。次に自然環境の破壊であり、設問 3-1 の「現在関心のある環境問題」と同様の傾向が見られた。

| | 1位 | 2位 | 3位 |
|---------------------------|-------|-------|-------|
| 自然環境の破壊 | 13.4% | 19.8% | 11.6% |
| 大気汚染 | 3.4% | 8.3% | 7.4% |
| ごみ問題 | 7.9% | 12.8% | 15.2% |
| 水質汚染 | 1.2% | 4.1% | 4.5% |
| 騒音・振動問題 | 1.2% | 1.6% | 2.4% |
| 地球温暖化 | 50.7% | 12.9% | 9.8% |
| 土壌汚染 | 0.5% | 1.4% | 0.7% |
| 事故由来放射性物質*による環境汚染 | 6.9% | 9.0% | 4.8% |
| 野生生物や希少な動物の減少や絶滅 | 0.7% | 2.1% | 6.2% |
| 悪臭 | 0.5% | 0.0% | 0.5% |
| 地盤沈下 | 0.5% | 0.9% | 0.9% |
| 2050年までに二酸化炭素の排出0(ゼロ)について | 1.7% | 6.7% | 6.7% |
| 再生可能エネルギーに関すること | 0.9% | 5.9% | 8.8% |



N=580 (1496)

図 3-2 不安を感じる環境問題

4 環境問題に対する取組について

ここでは、市民の環境問題に対する取り組みに関し、どのように思うかを質問しています。

【設問4-1】

環境問題に対して以下のような考えや意見があります。「大変そう思う」から「全くそうは思わない」までの4段階で、あなたの考えや意見に最も近いものに○をつけてください。

(それぞれ一つずつ○)

| 番号 | 設問4-1 | 回答 |
|----|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 1 | 環境保全の取組を進めることは、経済の発展につながる | 1 大変そう思う 2 ややそう思う 3 あまりそう思わない 4 全くそうは思わない |
| 2 | 日常生活における一人ひとりの行動が、環境に大きな影響を及ぼしている | |
| 3 | 大量消費・大量廃棄型の生活様式を改めることは重要である | |
| 4 | 環境に配慮した製品やサービスを選ぶことは重要である | |
| 5 | 地域の人たちが協力して、その地域の環境保全活動に取り組むことは地域コミュニティの活性化にもつながるので重要である | |
| 6 | 大人にも子どもにも、環境保全について理解を深めるための環境教育や環境学習は重要である | |
| 7 | 環境に関わる情報を分かりやすく、効率的・効果的に提供することは重要である | |

【集計結果】

環境問題に対する取り組みには、①市民（個人）による個々の活動、②NPO など組織や地域コミュニティによる活動、③生産者や事業者などによる活動、④地方公共団体や国、政府ならびに学校教育の場による活動などがある。

今回の結果において、「大変そう思う」と「ややそう思う」が、各設問において80%以上となっていたが、特に市民個人での実践、教育や情報提供に関する項目では高くなっていた。

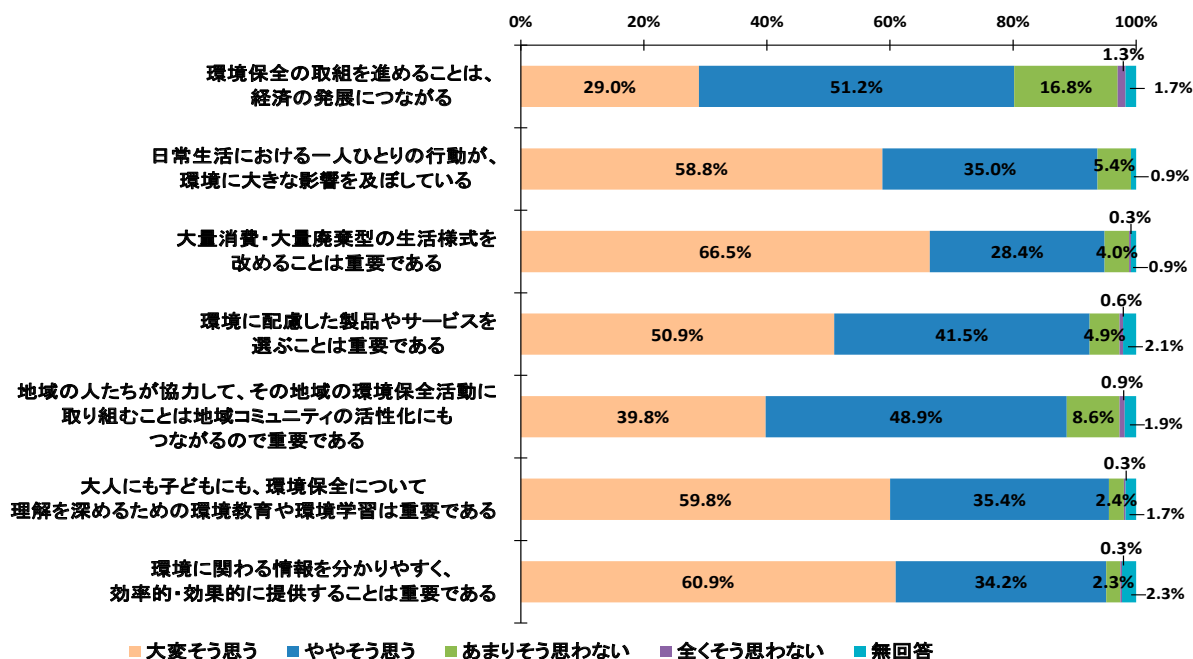


図4-1 環境問題の取り組みや施策に関する考え方

N=701

【設問4-2】

あなたは、今後、以下にあげるようなことを行いたいと思いますか。当てはまるものに○をつけてください。（それぞれ一つずつ○）

| 番号 | 設問4-2 | 回答 |
|----|------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 1 | 日常生活において節電等の省エネに努める | 1 すでに行っており、 今後も引き続き行いたいと思う |
| 2 | 再生可能エネルギー由来の電気等の環境負荷が少ない電気を調達する | |
| 3 | クールビズ・ウォームビズに取り組む | 2 これまでに行ったことはないが、 今後は行いたいと思う |
| 4 | 日常生活においてできるだけごみを出さないようにする | |
| 5 | 不用品をバザー、フリーマーケット、ガレージセール等のリユース【※1】にまわす | 3 これまで行っていたが、今後は 行いたいとは思わない |
| 6 | ごみを地域のルールに従ってきちんと分別して出すようにする | |
| 7 | 家庭で消費し切れない未使用食品は地域の福祉施設・団体等に寄贈するフードドライブに取り組む | 4 これまでに行ったことはなく、 今後は行いたいとは思わない |
| 8 | 運転の際には、不必要なアイドリングや空ぶかし、急発進はしない | |
| 9 | 日常生活において節水に努める | － 当てはまらない ※設問8、設問22は「5」と読みかえる |
| 10 | 油や食べかすなどを排水口から流さない | |
| 11 | 買い物の時は、製品に含まれる化学物質を成分表示で確認して選んでいる | |
| 12 | オーガニック商品（有機栽培の食品、衣類、化粧品等）を選んでいる | |
| 13 | 物・サービスを購入するときは環境への影響を考慮してから選択する | |
| 14 | 宅配便の再配達が発生しないよう努める | |
| 15 | 地域における環境保全のための取組に参加する（緑化、美化、自然保護、リサイクル、省エネ、地域の計画策定等） | |
| 16 | 体験型【※3】の環境教育・環境学習活動に参加する | |
| 17 | 講習会等で得た環境保全に関することを実践する | |
| 18 | 環境に対してよいと思うことを知人や友人に伝えたり広めたりする | |
| 19 | 旬のもの、地ものを選んで購入する | |
| 20 | 地産地消（ある地域で生産されたものを、その生産された地域内において消費する取組）を実践する | |
| 21 | 避難訓練、消防活動等の地域で行う防災活動に取り組む | |
| 22 | ESG【※4】投資（環境・社会・企業統治といった要素を考慮する投資）に取り組む | |

※1：「再使用」そのままの形で繰り返し使用することです。

※2：現在、自動車の運転をしておらず、今後も運転する予定がない場合は「5」に○

※3：体験型の環境教育・環境学習活動とは、たとえば、自然観察会や水質調査、河川・砂浜・地域の美化・清掃活動、植林活動など、環境やその問題に関する体験活動や調査活動などの具体的な実践をいいます。なお、講習や勉強会などの座学のみものは含みません。

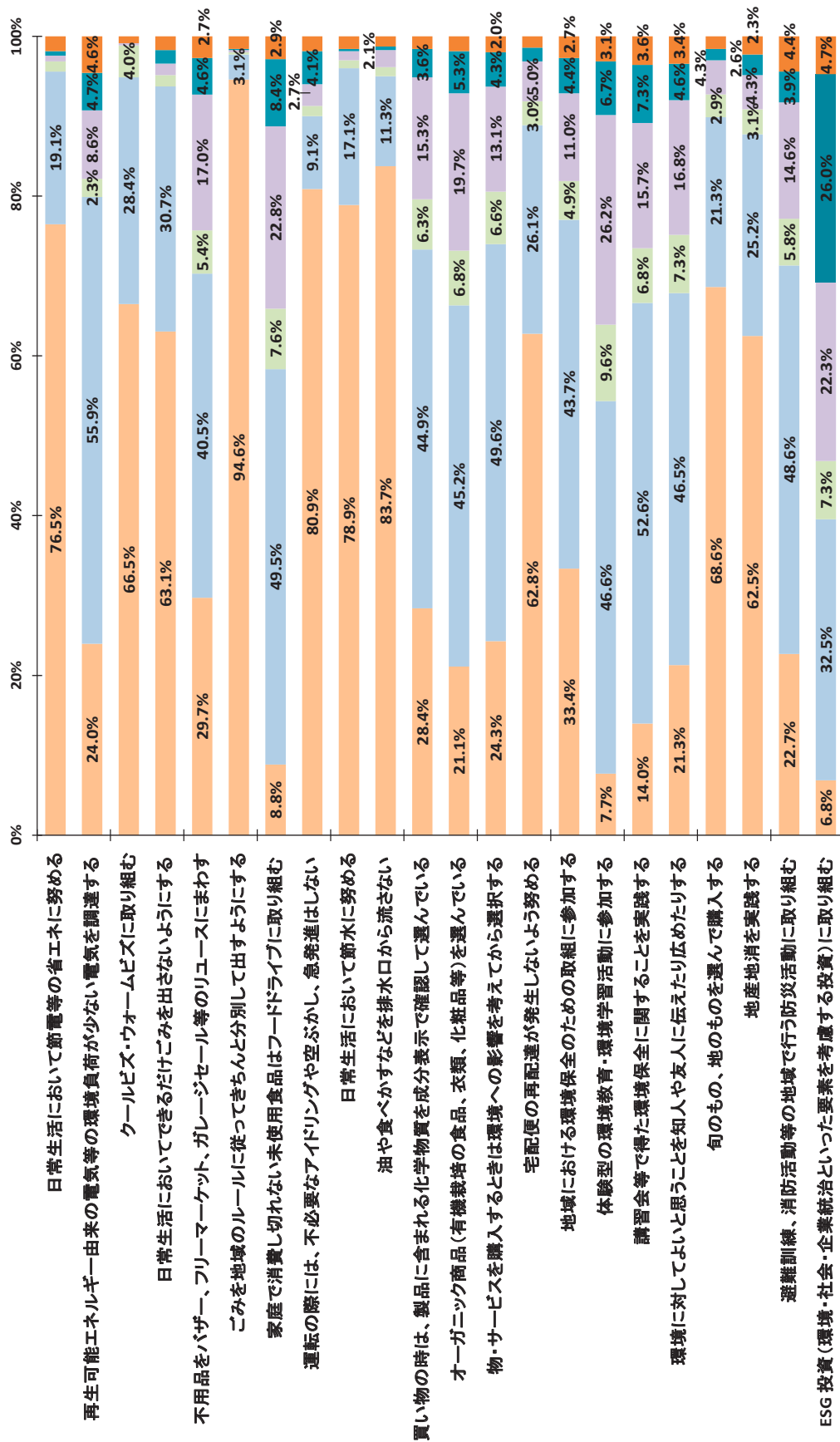
※4：ESG：「Environment（環境）」「Social（社会）」「Governance（ガバナンス）」

※5：現在、ESG投資だけでなく、投資全般をしておらず、今後も投資自体をする予定がない場合は「5」に○

市民が普段実践しているまたは実践しようと考えている活動を質問するもので、①市民個人または家庭内で日常的に実践できる活動、②地方公共団体や地域コミュニティが開催するイベント等への参加、③購入や投資など今以上の高い意識を持って活動する、などである。

集計結果から、①に該当する設問 1, 3, 4, 6, 8, 9, 10, 14, 19, 20 では、「すでに行っており、今後も引き続き行いたいと思う」が高い結果となっている。また、②に該当する設問 5, 7, 15, 16, 17, 21 では、すでに実践しているとした回答は低いものの、「これまでに行ったことはないが、今後は行いたいと思う」とする回答が多く、環境に対する取り組みへの意識の高さが見られた。③に該当する設問 2 では、すでに実践またはこれから行いたい、80%近くになっているが、設問 22 の ESG では、40%を満たしていなかった。

| | すでに行っており、今後も引き続き行いたいと思う | これまでに行ったことはないが、今後は行いたいと思う | これまで行っていたが、今後は行いたいと思わない | これまでに行ったことはなく、今後は行いたいと思わない | 当てはまらない | 無回答 |
|-----------------------------------------|-------------------------|---------------------------|-------------------------|----------------------------|---------|------|
| 日常生活において節電等の省エネに努める | 76.5% | 19.1% | 1.3% | 0.7% | 0.6% | 1.9% |
| 再生可能エネルギー由来の電気等の環境負荷が少ない電気を調達する | 24.0% | 55.9% | 2.3% | 8.6% | 4.7% | 4.6% |
| クールビズ・ウォームビズに取り組む | 66.5% | 28.4% | 4.0% | 0.3% | 0.0% | 0.9% |
| 日常生活においてできるだけごみを出さないようにする | 63.1% | 30.7% | 1.4% | 1.4% | 1.7% | 1.7% |
| 不用品をバザー、フリーマーケット、ガレージセール等のリユースにまわす | 29.7% | 40.5% | 5.4% | 17.0% | 4.6% | 2.7% |
| ごみを地域のルールに従ってきちんと分別して出すようにする | 94.6% | 3.1% | 0.3% | 0.3% | 0.1% | 1.6% |
| 家庭で消費し切れない未使用食品はフードドライブに取り組む | 8.8% | 49.5% | 7.6% | 22.8% | 8.4% | 2.9% |
| 運転の際には、 unnecessaryなアイドリングや空ぶかし、急発進はしない | 80.9% | 9.1% | 1.3% | 2.7% | 4.1% | 1.9% |
| 日常生活において節水に努める | 78.9% | 17.1% | 1.0% | 1.1% | 0.3% | 1.6% |
| 油や食べかすなどを排水口から流さない | 83.7% | 11.3% | 1.1% | 2.1% | 0.4% | 1.3% |
| 買い物の時は、製品に含まれる化学物質を成分表示で確認して選んでいる | 28.4% | 44.9% | 6.3% | 15.3% | 3.6% | 1.6% |
| オーガニック商品(有機栽培の食品、衣類、化粧品等)を選んでいる | 21.1% | 45.2% | 6.8% | 19.7% | 5.3% | 1.9% |
| 物・サービスを購入するときは環境への影響を考えてから選択する | 24.3% | 49.6% | 6.6% | 13.1% | 4.3% | 2.0% |
| 宅配便の再配達が発生しないよう努める | 62.8% | 26.1% | 3.0% | 5.0% | 1.7% | 1.4% |
| 地域における環境保全のための取組に参加する | 33.4% | 43.7% | 4.9% | 11.0% | 4.4% | 2.7% |
| 体験型の環境教育・環境学習活動に参加する | 7.7% | 46.6% | 9.6% | 26.2% | 6.7% | 3.1% |
| 講習会等で得た環境保全に関することを実践する | 14.0% | 52.6% | 6.8% | 15.7% | 7.3% | 3.6% |
| 環境に対してよいと思うことを知人や友人に伝えたり広めたりする | 21.3% | 46.5% | 7.3% | 16.8% | 4.6% | 3.4% |
| 旬のもの、地のものを選んで購入する | 68.6% | 21.3% | 2.9% | 4.3% | 1.4% | 1.6% |
| 地産地を実践する | 62.5% | 25.2% | 3.1% | 4.3% | 2.6% | 2.3% |
| 避難訓練、消防活動等の地域で行う防災活動に取り組む | 22.7% | 48.6% | 5.8% | 14.6% | 3.9% | 4.4% |
| ESG 投資(環境・社会・企業統治といった要素を考慮する投資)に取り組む | 6.8% | 32.5% | 7.3% | 22.3% | 26.0% | 4.7% |



■ すでに行っており、今後も引き続き行いたいと思う
■ これまで行っていたが、今後は行いたいとは思わない
■ 当てはまらない

■ これまでに行ったことはないが、今後は行いたいと思う
■ これまでに行ったことばなく、今後も行いたいとは思わない
■ 無回答

N=701

図 4-2 環境保全の取り組みに関する意識

2%未満は表記していない

【設問 4-3】

| 設問 4-3 | 回答 |
|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 環境を守る上で最も重要な役割を担っているのは、この中のどれだと思いますか。 | 1 市民 2 事業者 3 民間団体（地域団体や環境団体） 4 地方公共団体（市町村） 5 国（政府） 6 その他（具体的に ） 7 わからない |

【集計結果】

市民が約 46%と半数を占めていた。各年齢層別では、60代と70代以上で10%以上となり、年齢層が下がるに従い低くなる傾向が見られた。

国とする回答は、40代から60代の中間層が高くなっていたが、各年齢層別では、それほど顕著な差は見られなかった。このことから、中間層以上では、市民ひとりひとりの行動があり、次に国の施策と考え、若年層では、国の施策があって行動があると感じていると思われる。

また、複数の選択肢を記入し、一体でないという回答も12件あった。

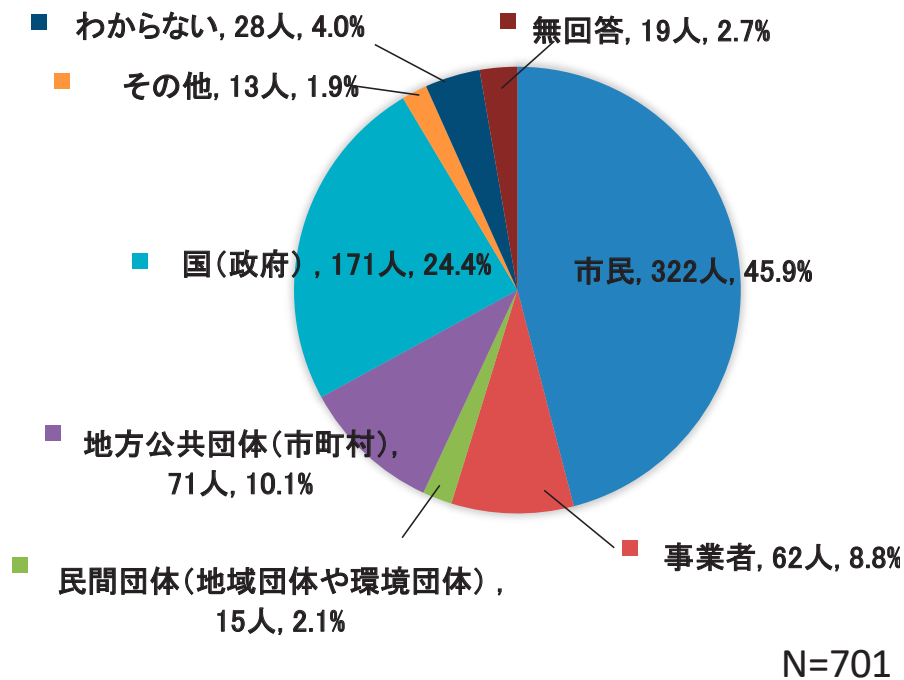
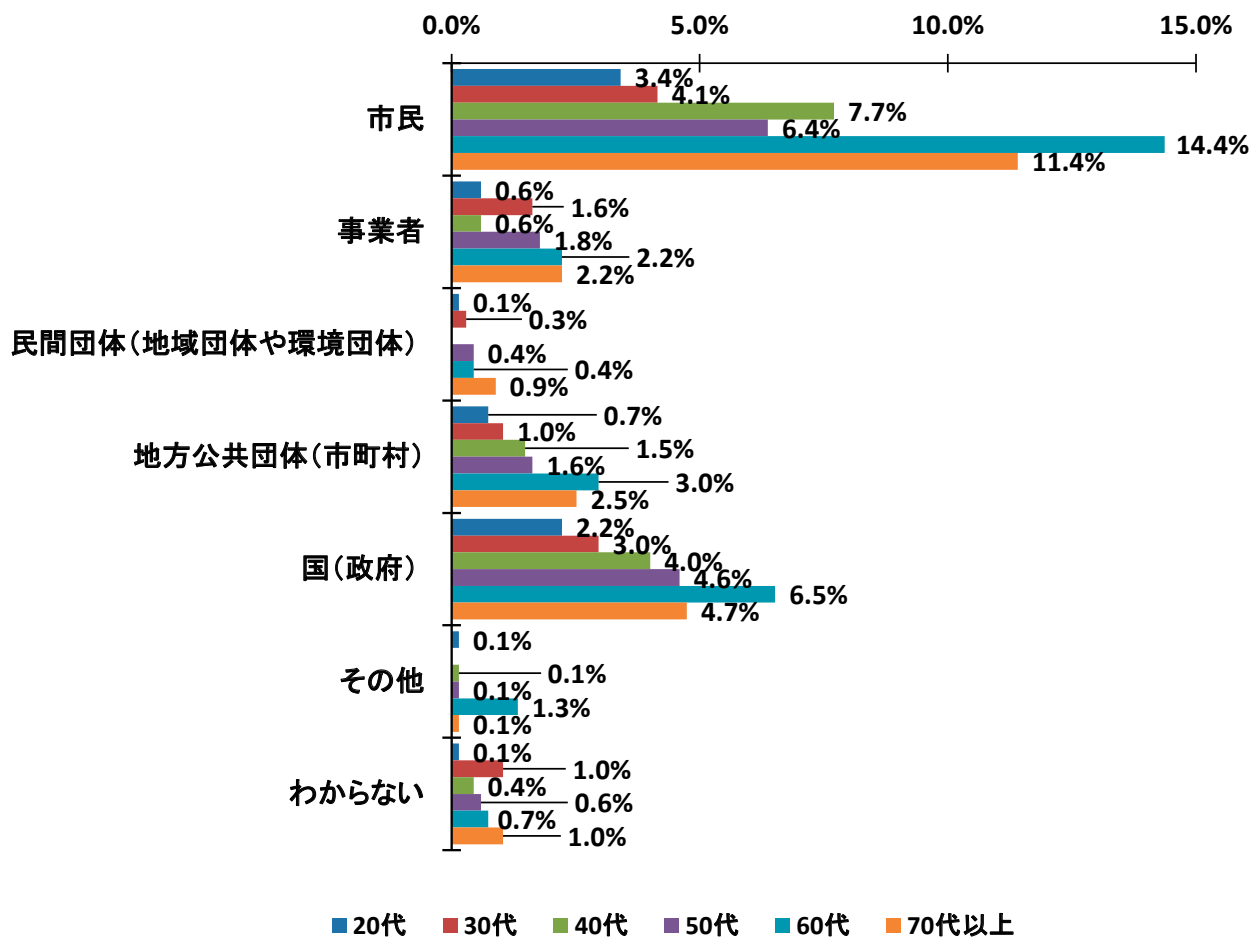


図 4-3-1 重要な役割（全体）

| | | |
|-----------------|------|-------|
| 市民 | 322人 | 45.9% |
| 事業者 | 62人 | 8.8% |
| 民間団体(地域団体や環境団体) | 15人 | 2.1% |
| 地方公共団体(市町村) | 71人 | 10.1% |
| 国(政府) | 171人 | 24.4% |
| その他 | 13人 | 1.9% |
| わからない | 28人 | 4.0% |
| 無回答 | 19人 | 2.7% |



N=675

図 4-3-2 重要な役割（年齢層別）（有効回答数による結果）

| | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代以上 |
|-----------------|------|------|------|------|-------|-------|
| 市民 | 3.4% | 4.1% | 7.7% | 6.4% | 14.4% | 11.4% |
| 事業者 | 0.6% | 1.6% | 0.6% | 1.8% | 2.2% | 2.2% |
| 民間団体(地域団体や環境団体) | 0.1% | 0.3% | 0.0% | 0.4% | 0.4% | 0.9% |
| 地方公共団体(市町村) | 0.7% | 1.0% | 1.5% | 1.6% | 3.0% | 2.5% |
| 国(政府) | 2.2% | 3.0% | 4.0% | 4.6% | 6.5% | 4.7% |
| その他 | 0.1% | 0.0% | 0.1% | 0.1% | 1.3% | 0.1% |
| わからない | 0.1% | 1.0% | 0.4% | 0.6% | 0.7% | 1.0% |

* 有効回答数による結果

5 環境情報について

ここでは、市民が日常、環境問題における得られる情報について質問しています。

【設問 5-1】

以下のような環境問題に関する情報の量や質について、あなたはどの程度満足していますか。
(それぞれ一つずつ○)

【設問 5-1】

| 番号 | 設問 5-1 | 回答 |
|----|----------------------------------------------|---------------|
| 1 | あなたが住んでいる地域の環境の状態に関する情報 (居住地域の大气汚染物質濃度など) | 1 十分満足している |
| 2 | 地球の環境問題に関する情報 (国際的な森林破壊面積など) | 2 まあ満足している |
| 3 | 環境問題が生活に及ぼす影響 | 3 あまり満足していない |
| 4 | 日常生活が環境に及ぼす影響 | 4 ほとんど満足していない |
| 5 | 開発事業が周辺環境に及ぼす影響 | 5 そもそも関心がない |
| 6 | 環境問題に対する国や地方公共団体の政策 | |
| 7 | 企業の環境保全に関する取組状況 | |
| 8 | 企業の事業活動に伴う環境汚染物質、廃棄物などの環境の負荷に関する情報 | |
| 9 | 世界的な環境保全の動き (国際的な環境保全のための条約や会議の開催など) | |
| 10 | 暮らしのなかでの環境保全のための工夫や行動 | |
| 11 | 購入する製品・サービスの環境負荷に関する情報 | |
| 12 | 環境問題に困った場合の地方公共団体等の相談窓口に関する情報 | |
| 13 | 環境保護団体の情報 (NGO・NPOなど) | |
| 14 | 展示会・講演会・セミナーなどの案内 | |
| 15 | 自然とふれあうための施設やイベントについての情報 | |

【集計結果】

市民が日常入手できる環境問題の情報について、その量や質の満足度を質問している。

各設問において、「十分満足している」は、平均で2.5% (1.4~4.9%)、「まあ満足している」は、平均が26.6% (15.8~43.7%)で、満足感を感じている市民は、各設問の平均値で30%未満であった。一方、「あまり満足していない」は、平均が41.9%で、各回答の中で最も高く、また各設問においても大きな差 (30.5~47.8%) は見られず、全体的にあまり満足していないと考えられる。

| | 十分満足している | まあ満足している | あまり満足していない | ほとんど満足していない | そもそも関心がない | 無回答 |
|----------------------------------------------|----------|----------|------------|-------------|-----------|------|
| あなたが住んでいる地域の環境の状態に関する情報 (居住地域の大气汚染物質濃度など) | 4.9% | 43.7% | 30.5% | 12.8% | 5.0% | 3.1% |
| 地球の環境問題に関する情報(国際的な森林破壊面積など) | 1.4% | 27.2% | 45.4% | 15.4% | 6.3% | 4.3% |
| 環境問題が生活に及ぼす影響 | 3.7% | 31.1% | 43.7% | 14.3% | 3.3% | 4.0% |
| 日常生活が環境に及ぼす影響 | 3.9% | 35.1% | 41.2% | 12.3% | 3.3% | 4.3% |
| 開発事業が周辺環境に及ぼす影響 | 2.1% | 21.8% | 44.7% | 21.5% | 4.9% | 5.0% |
| 環境問題に対する国や地方公共団体の政策 | 1.7% | 21.0% | 44.8% | 22.7% | 4.9% | 5.0% |
| 企業の環境保全に関する取組状況 | 2.4% | 18.8% | 47.2% | 19.1% | 7.3% | 5.1% |
| 企業の事業活動に伴う環境汚染物質、 廃棄物などの環境の負荷に関する情報 | 2.3% | 15.8% | 47.8% | 23.3% | 6.4% | 4.4% |
| 世界的な環境保全の動き (国際的な環境保全のための条約や会議の開催など) | 2.0% | 22.4% | 44.4% | 18.0% | 7.6% | 5.7% |
| 暮らしのなかでの環境保全のための工夫や行動 | 2.3% | 38.5% | 40.5% | 10.3% | 4.0% | 4.4% |
| 購入する製品・サービスの環境負荷に関する情報 | 2.4% | 34.7% | 39.5% | 12.8% | 6.0% | 4.6% |
| 環境問題に困った場合の地方公共団体等の 相談窓口に関する情報 | 2.0% | 21.5% | 41.9% | 19.8% | 9.7% | 5.0% |
| 環境保護団体の情報(NGO・NPOなど) | 1.7% | 20.1% | 40.2% | 18.3% | 14.4% | 5.3% |
| 展示会・講演会・セミナーなどの案内 | 1.9% | 19.8% | 39.2% | 16.8% | 17.8% | 4.4% |
| 自然とふれあうための施設やイベントについての情報 | 3.3% | 27.7% | 38.2% | 15.0% | 11.7% | 4.1% |

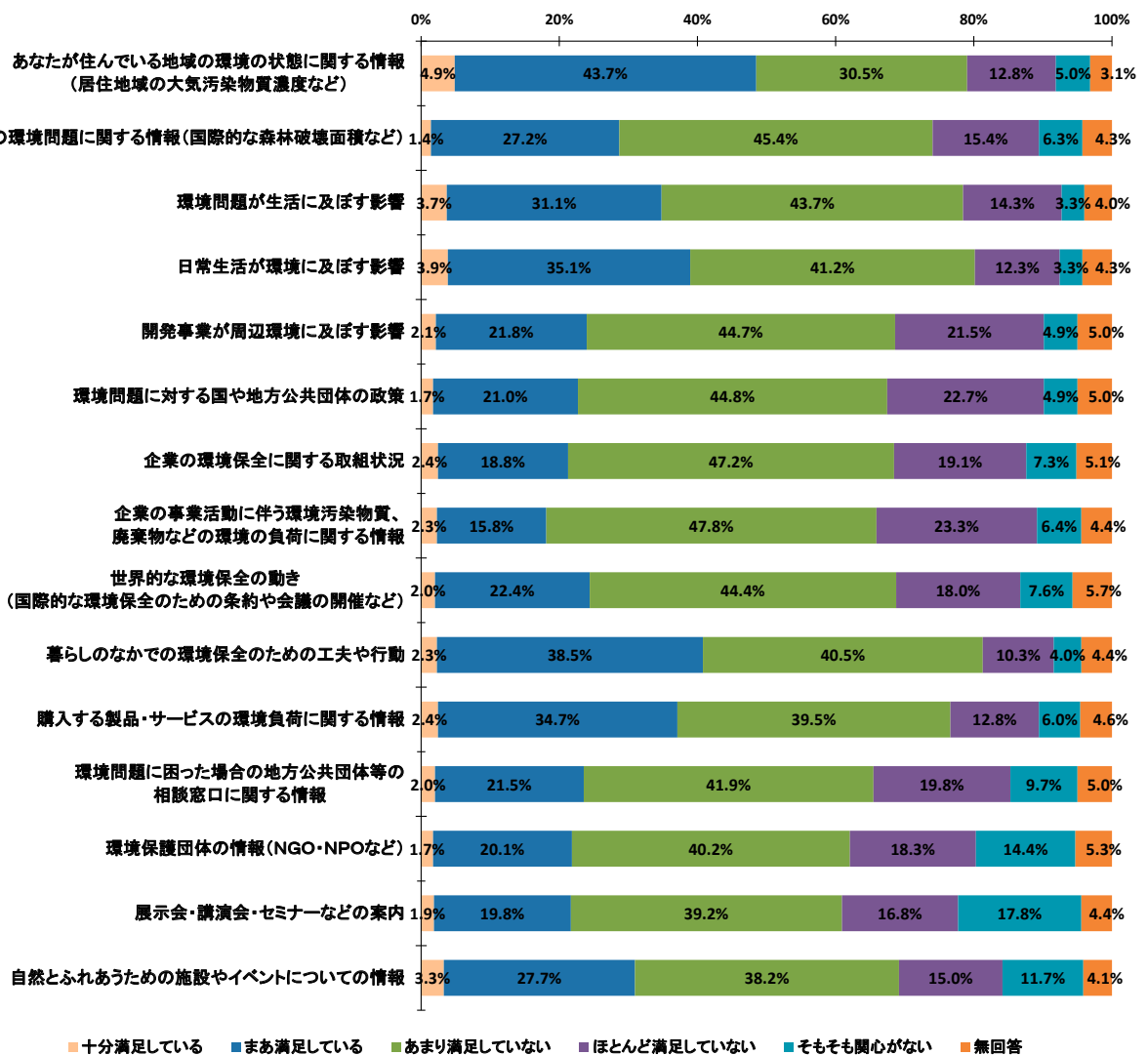


図 5-1 環境問題に関する情報の量や質における満足度

N=701

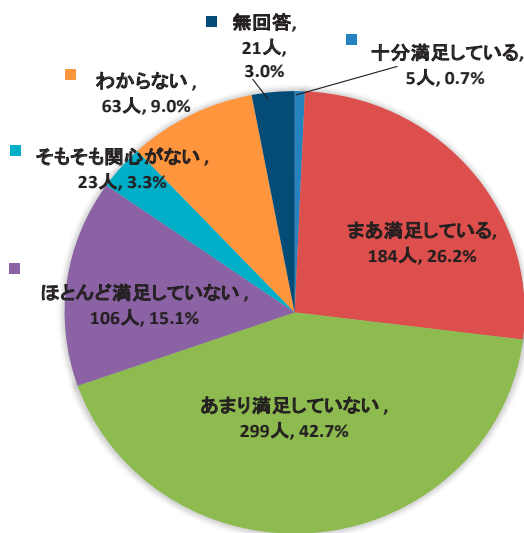
【設問 5-2】

| 設問 5-2 | 回答 |
|-----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 「上の問 5-1」で挙げたような環境情報全般に関する量や質について、あなたはどの程度満足していますか。(〇は1つ) | 1 十分満足している 2 まあ満足している 3 あまり満足していない 4 ほとんど満足していない 5 そもそも関心がない 6 わからない |

【集計結果】

「十分満足している」が 0.7%、「まあ満足している」が 26.2%の合計 26.9%であり、「あまり満足していない」42.7%、「ほとんど満足していない」15.1%の合計 57.8%を大きく下回っていた。

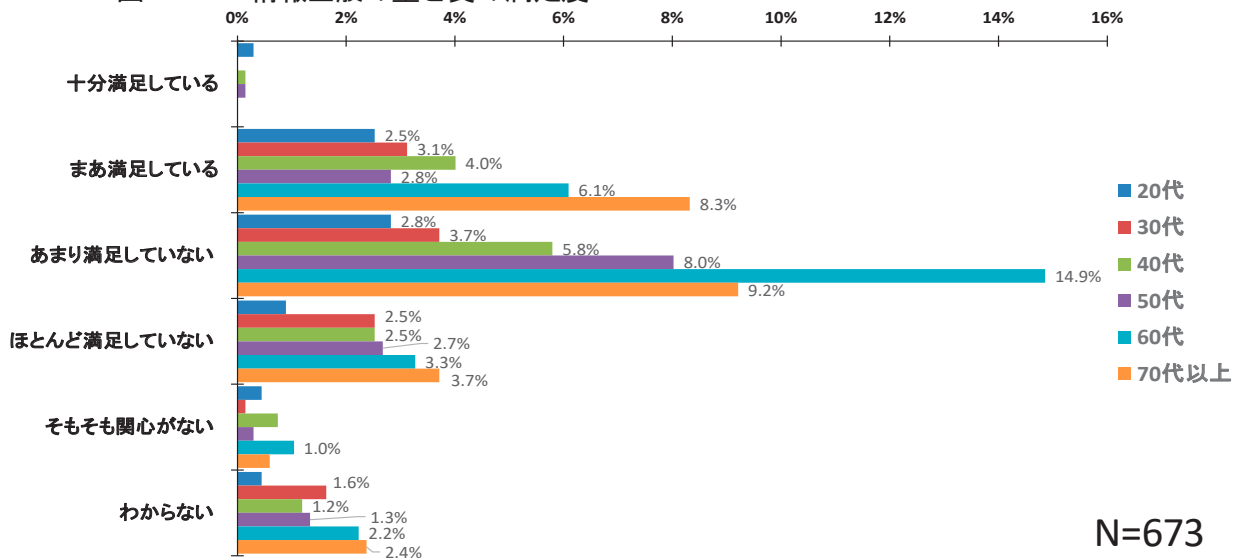
「そもそも関心がない」は、3.3%であり、環境問題に関心はあるものの、市民が入手している情報の量や質についての満足度は低いと思われる。



| | | |
|-------------|------|-------|
| 十分満足している | 5人 | 0.7% |
| まあ満足している | 184人 | 26.2% |
| あまり満足していない | 299人 | 42.7% |
| ほとんど満足していない | 106人 | 15.1% |
| そもそも関心がない | 23人 | 3.3% |
| わからない | 63人 | 9.0% |
| 無回答 | 21人 | 3.0% |

N=701

図 5-2-1 情報全般の量と質の満足度



N=673

図 5-2-2 情報全般の量と質の満足度（年齢層別）（有効回答数による結果）

【設問 5-3】

上の問「5-1」で挙げられた下記項目について、あなたはどのように情報を得ていますか。（それぞれ〇はいくつでも）

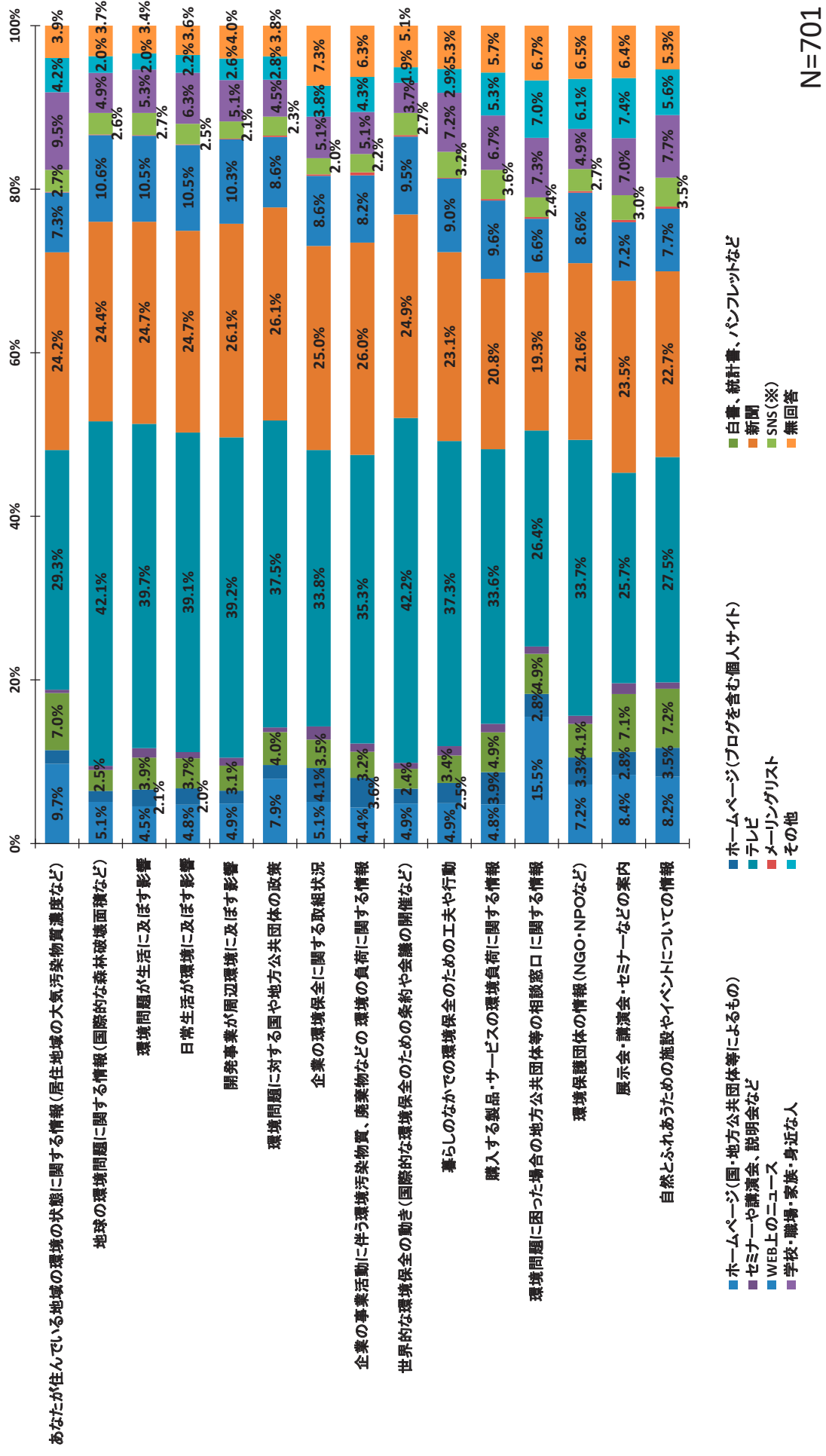
| 番号 | 設問 5-3 | 回答 |
|----|----------------------------------------------|------------------------------|
| 1 | あなたが住んでいる地域の環境の状態に関する情報 (居住地域の大气汚染物質濃度など) | 1 ホームページ (国・地方公共団体等によるもの) |
| 2 | 地球の環境問題に関する情報 (国際的な森林破壊面積など) | 2 ホームページ (ブログを含む個人サイト) |
| 3 | 環境問題が生活に及ぼす影響 | 3 白書、統計書、パンフレットなど |
| 4 | 日常生活が環境に及ぼす影響 | 4 セミナーや講演会、説明会など |
| 5 | 開発事業が周辺環境に及ぼす影響 | 5 テレビ |
| 6 | 環境問題に対する国や地方公共団体の政策 | 6 新聞 |
| 7 | 企業の環境保全に関する取組状況 | 7 WEB上のニュース |
| 8 | 企業の事業活動に伴う環境汚染物質、廃棄物などの環境 の負荷に関する情報 | 8 メール링グリスト |
| 9 | 世界的な環境保全の動き (国際的な環境保全のための条約や会議の開催など) | 9 SNS (※) |
| 10 | 暮らしのなかでの環境保全のための工夫や行動 | 10 学校・職場・家族・身近な人 |
| 11 | 購入する製品・サービスの環境負荷に関する情報 | 11 その他 |
| 12 | 環境問題に困った場合の地方公共団体等の相談窓口 に関する情報 | |
| 13 | 環境保護団体の情報 (NGO・NPOなど) | |
| 14 | 展示会・講演会・セミナーなどの案内 | |
| 15 | 自然とふれあうための施設やイベントについての情報 | |

※SNS：ソーシャル・ネットワーク・サービス

【集計結果】

ここでは、環境情報の入手方法を質問している。

情報の入手方法として最も多いのが、テレビで 25.7 から 42.2%で、新聞を合わせると多くが 50%を超えていた。特に国際的な環境保全の動き、国の地方公共団体の施策や日常生活に関する環境保全など、マスメディアで報道されやすい設問では高い結果となっており、一方、企業や環境保護団体による活動、展示会やセミナーなどのイベントなどは低い結果であった。またその他の入手方法としては、国や地方公共団体などのホームページ、パンフレットや環境白書であるが、多くは 10%に満たなかった。



2%未満は表記していない

図 5-3 環境情報の入手方法

N=701

【設問 5-4】

| 設問 5-4 | 回答 |
|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| あなたは、最近、以前と比べて、環境情報に関する興味が増えていますか。(○は一つ) | 1 以前よりもとても興味がある 2 以前よりも少し興味がある 3 変らない 4 以前よりも少し興味が無い 5 以前よりもとても興味が無い 6 わからない |

【集計結果】

当設問では、環境情報に関して興味の変化を質問している。

「以前よりもとても興味がある」、「以前よりも少し興味がある」と以前より興味が増したと回答した市民は 60.8%と高く、一方、「以前よりも少し興味が無い」、「以前よりもとても興味が無い」と興味が減ったとする市民は 1.7%であった。

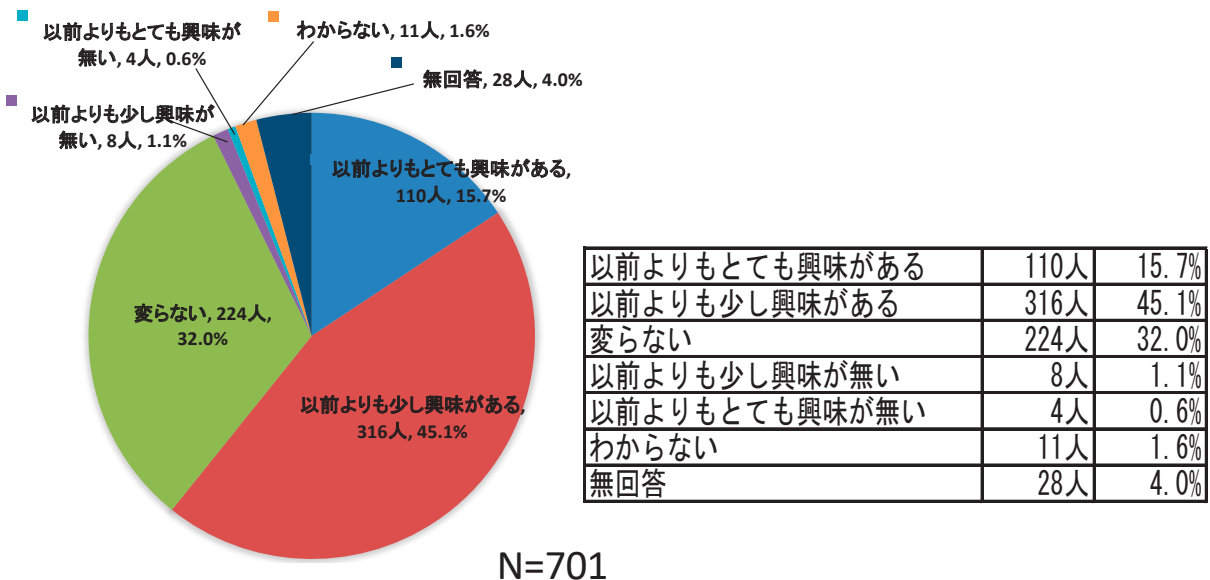


図 5-4-1 環境情報に関する興味の変化

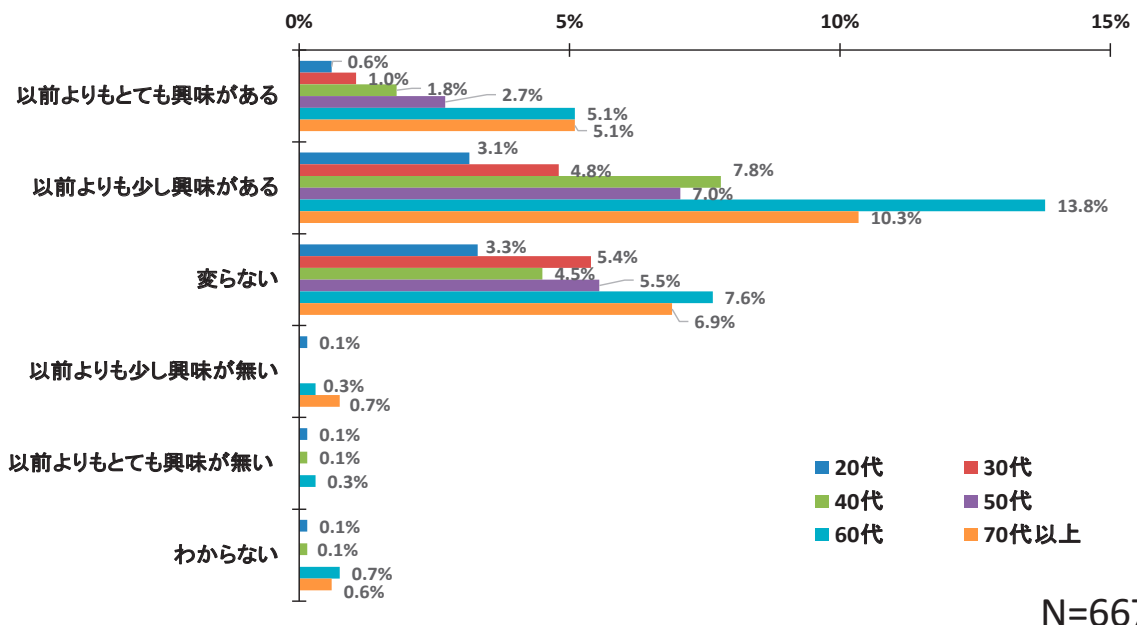


図 5-4-2 環境情報に関する興味の変化(年齢層別)(有効回答数による結果)

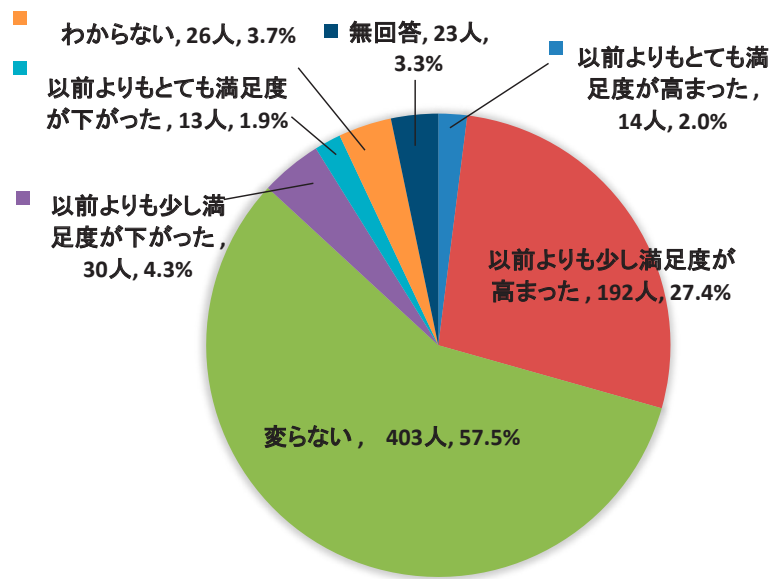
【設問 5-5】

| 設問 5-5 | 回答 |
|------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| あなたは、最近、以前と比べて、環境情報全般に関する量や質についての満足感に、変化はありましたか。 (〇は一つ) | 1 以前よりもとても満足度が高まった 2 以前よりも少し満足度が高まった 3 変らない 4 以前よりも少し満足度が下がった 5 以前よりもとても満足度が下がった 6 わからない |

【集計結果】

環境情報全般の量や質に関し、満足感の変化を質問している。

「変らないと」が 57.5%であり、回答した市民の多くは、情報の量や質に関し変化はないと感じている。なお、「以前よりもとても満足度が高まった」、「以前よりも少し満足度が高まった」と以前より満足感が増したと回答した市民は 29.4%、一方、「以前よりも少し満足度が下がった」、「以前よりもとても満足度が下がった」と満足感が減ったとする市民は 6.2%であった。設問 5-1 から、環境情報に関して多くの市民の興味は増しているものの、満足感の変化はあまり高くはないと考えられる。



N=701

図 5-5 環境情報全般の量や質における満足感

| | | |
|------------------|------|-------|
| 以前よりもとても満足度が高まった | 14人 | 2.0% |
| 以前よりも少し満足度が高まった | 192人 | 27.4% |
| 変らない | 403人 | 57.5% |
| 以前よりも少し満足度が下がった | 30人 | 4.3% |
| 以前よりもとても満足度が下がった | 13人 | 1.9% |
| わからない | 26人 | 3.7% |
| 無回答 | 23人 | 3.3% |

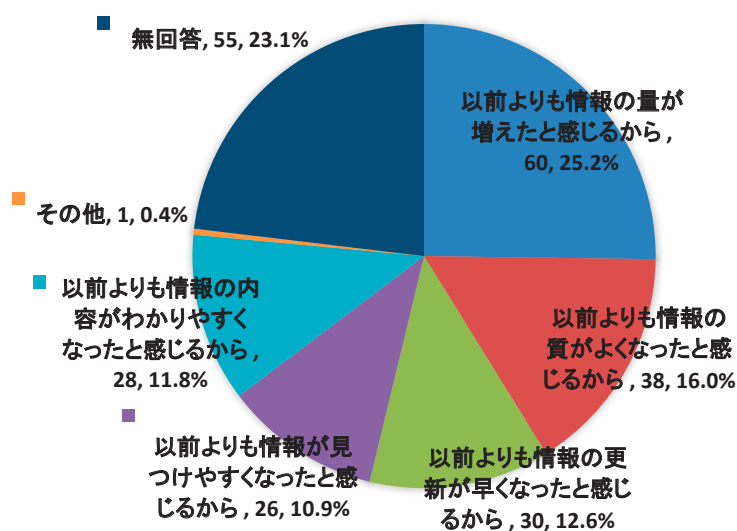
【設問 5-6】

| 設問 5-6 | 回答 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| あなたの環境情報全般に関する量や質についての満足感が高まった理由は何ですか。理由として当てはまるものに○をつけてください。 (○はいくつでも) 【上の問 5-2 で 1 又は 2 と答えた人のみ】 | 1 以前よりも情報の量が増えたと感じるから 2 以前よりも情報の質がよくなったと感じるから 3 以前よりも情報の更新が早くなったと感じるから 4 以前よりも情報を見つけやすくなったと感じるから 5 以前よりも情報の内容がわかりやすくなったと感じるから 6 その他 () |

当設問は、設問 5-2 の「環境情報全般に関する量や質の満足度」において、「十分満足している」または「まあ満足している」と回答した市民が、その高まった理由について質問している。対象者は 189 人で、回答数は 238 人であった。

「以前よりも情報の量が増えたと感じるから」が 25.2%と最も多く、その他の理由は 10.9%から 16.0%であった。要因として、マスメディアや関連するホームページなどによる情報量が多くなっていると考えられる。

※設問 5-2 で 1 または 2 以外の回答者が、設問 5-5 で 1 または 2 の回答し、設問 5-6 にも回答した人は 102 人であった。



N=189 (回答数 238)

図 5-6 量や質についての満足感が高まった理由

| | | |
|----------------------------|----|-------|
| 以前よりも情報の量が増えたと感じるから | 60 | 25.2% |
| 以前よりも情報の質がよくなったと感じるから | 38 | 16.0% |
| 以前よりも情報の更新が早くなったと感じるから | 30 | 12.6% |
| 以前よりも情報を見つけやすくなったと感じるから | 26 | 10.9% |
| 以前よりも情報の内容がわかりやすくなったと感じるから | 28 | 11.8% |
| その他 | 1 | 0.4% |
| 無回答 | 55 | 23.1% |

6 環境に対する関心の変化について

ここでは、環境に対する関心の変化について質問しています。

【設問6-1】

| 設問6-1 | 回答 |
|----------------------------------------|---------------------------------|
| あなたは、最近、以前と現在を比べた場合、環境に対する関心の変化を感じますか。 | 1 もともと関心は高かったが、前よりも関心が低下したと思う |
| | 2 もともと関心は高かったが、前と関心は変わらないと思う |
| | 3 もともと関心は高かったが、前よりも関心が更に高まったと思う |
| | 4 もともと関心は低かったが、前よりも関心が更に低下したと思う |
| | 5 もともと関心は低かったが、前と関心は変わらないと思う |
| | 6 もともと関心は低かったが、前よりも関心が高まったと思う |

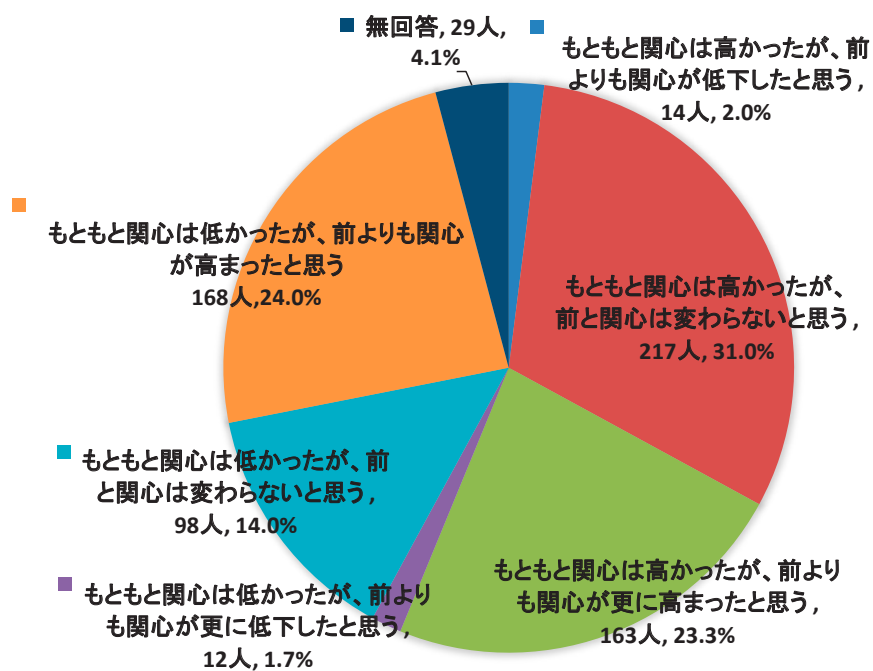
【集計結果】

当設問は、環境に対する現在の関心の変化について質問している。

「もともと関心は高かったが、前と関心は変わらないと思う」、「もともと関心は高かったが、前よりも関心が更に高まったと思う」と回答した市民は54.3%で半数以上となっている。

また、「もともと関心は低かったが、前よりも関心が高まったと思う」は24.0%であり、全体的に環境への関心の高まりへの変化が見られた。

一方、「もともと関心は高かったが、前よりも関心が低下したと思う」、「もともと関心は低かったが、前よりも関心が更に低下したと思う」、「もともと関心は低かったが、前と関心は変わらないと思う」と環境への関心が高まらなかったとする回答は17.7%であった。



N=701

図 6-1 環境に対する現在の関心の変化

| | | |
|-------------------------------|------|-------|
| もともと関心は高かったが、前よりも関心が低下したと思う | 14人 | 2.0% |
| もともと関心は高かったが、前と関心は変わらないと思う | 217人 | 31.0% |
| もともと関心は高かったが、前よりも関心が更に高まったと思う | 163人 | 23.3% |
| もともと関心は低かったが、前よりも関心が更に低下したと思う | 12人 | 1.7% |
| もともと関心は低かったが、前と関心は変わらないと思う | 98人 | 14.0% |
| もともと関心は低かったが、前よりも関心が高まったと思う | 168人 | 24.0% |
| 無回答 | 29人 | 4.1% |

【設問 6-2】

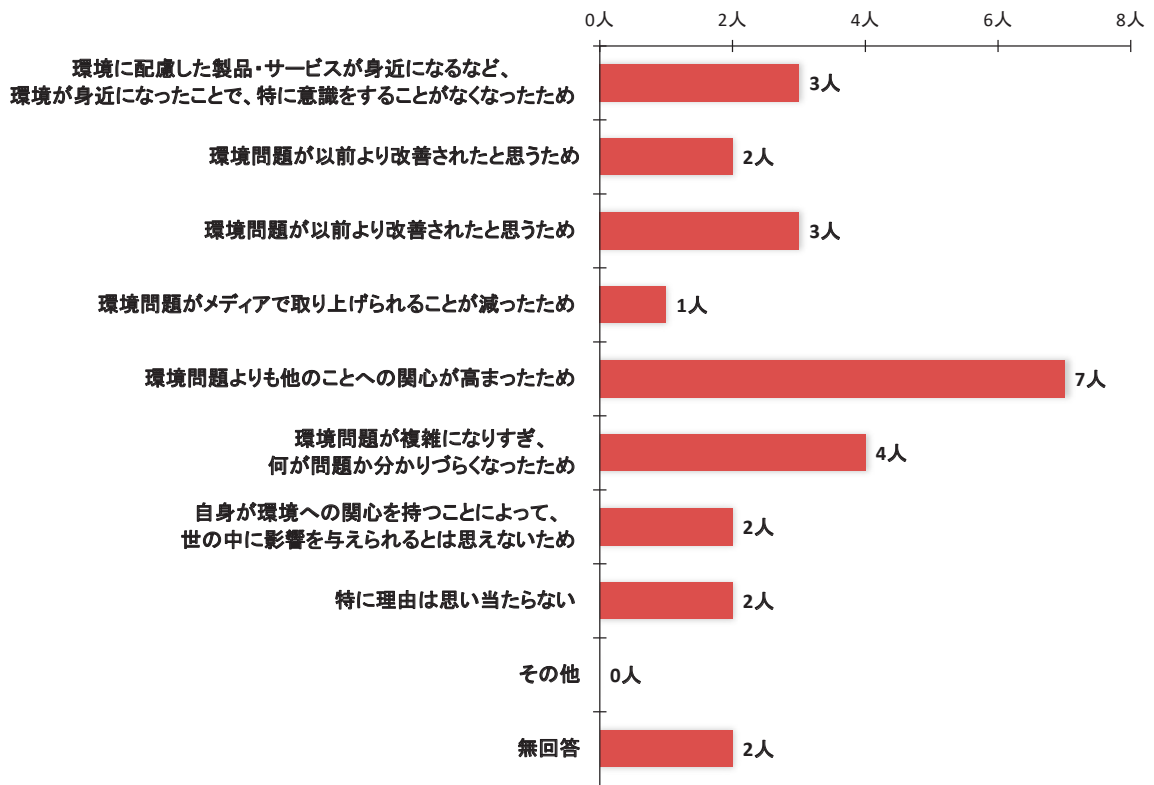
| 設問 6-2 | 回答 |
|----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>上の問 6-1 で、1 又は 4 に○をつけた方にお聞きします。</p> <p>関心が低下した理由は何ですか。</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 環境に配慮した製品・サービスが身近になるなど、環境が身近になったことで、特に意識をすることがなくなったため 2 環境問題が以前より改善されたと思うため 3 環境問題がメディアで取り上げられることが減ったため 4 環境問題よりも他のことへの関心が高まったため 5 環境問題が複雑になりすぎ、何が問題か分かりづらくなったため 6 自身が環境への関心を持つことによって、世の中に影響を与えられるとは思えないため 7 特に理由は思い当たらない 8 その他 () |

【集計結果】

当設問は、設問 6-1 の「環境に対する関心の変化」において、「もともと関心は高かったが、前よりも関心が低下したと思う」または「もともと関心は低かったが、前よりも関心が更に低下したと思う」と回答した市民について、その低下した理由について質問している。

対象 26 人中、「環境問題よりも他のことへの関心が高まったため」とするが最も高く 7 人であった。

また、環境問題が、発生源を対象とする地域的な問題から、今では、広域化かつ複雑化、国際的な政治や経済にも関連しているため、「環境問題が複雑になりすぎ、何が問題か分かりづらくなったため」、「自身が環境への関心を持つことによって、世の中に影響を与えられるとは思えないため」とする回答者も 6 人いた。



N=26

図 6-2 環境への関心が低下した理由

| | | |
|-------------------------------------------------------|----|-------|
| 環境に配慮した製品・サービスが身近になるなど、環境が身近になったことで、特に意識をすることがなくなったため | 3人 | 11.5% |
| 環境問題が以前より改善されたと思うため | 2人 | 7.7% |
| 環境問題が以前より改善されたと思うため | 3人 | 11.5% |
| 環境問題がメディアで取り上げられることが減ったため | 1人 | 3.8% |
| 環境問題よりも他のことへの関心が高まったため | 7人 | 26.9% |
| 環境問題が複雑になりすぎ、何が問題か分かりづらくなったため | 4人 | 15.4% |
| 自身が環境への関心を持つことによって、世の中に影響を与えられるとは思えないため | 2人 | 7.7% |
| 特に理由は思い当たらない | 2人 | 7.7% |
| その他 | 0人 | 0.0% |
| 無回答 | 2人 | 7.7% |

調 査 結 果
(事 業 所 編)

事業所向け調査結果の集計及び意識の傾向等の分析

事業所向けアンケートの集計結果を下記に示す。なお、設問は表の左欄、回答を右欄に記載している。

1 あなた自身のことについておたずねします

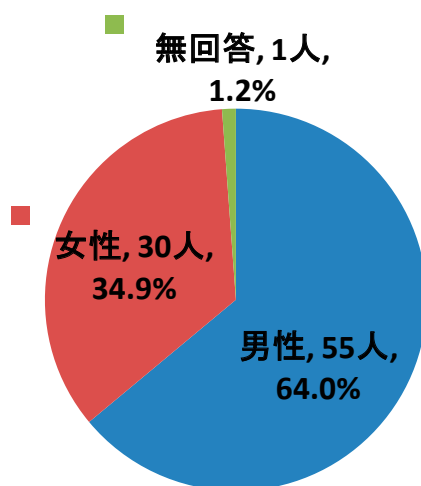
1の設問AからEは、事業所における回答者ならびに事業所の属性を質問しています。

【設問A】

| 設問A | 回答 |
|--------|--------------|
| あなたの性別 | 1 男 2 女 |

【集計結果】

男性が55人(64.0%)、女性が30人(34.9%)、無回答が1人(1.2%)の合計86人で、男女間では、男性の回答者が多かった。



N=86

図A-1 性別

| | | |
|-----|-----|-------|
| 男性 | 55人 | 64.0% |
| 女性 | 30人 | 34.9% |
| 無回答 | 1人 | 1.2% |

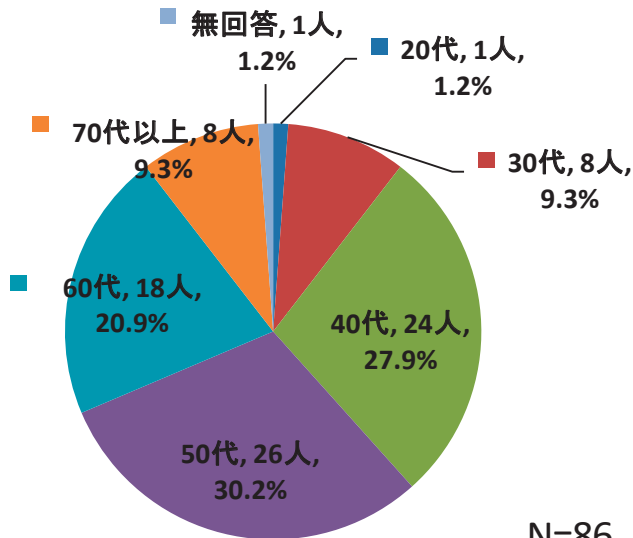
【設問B】

| 設問B | 回答 | | | | | |
|--------|----|------|---|------|---|--------|
| あなたの年齢 | 1 | 20歳代 | 2 | 30歳代 | 3 | 40歳代 |
| | 4 | 50歳代 | 5 | 60歳代 | 6 | 70歳代以上 |

【集計結果】

20代1人(1.2%)、30代8人(9.3%)、40代24人(27.9%)、50代26人(30.2%)、60代18人(20.9%)、70代以上8人(9.3%) および無回答が1人(1.2%)であった。

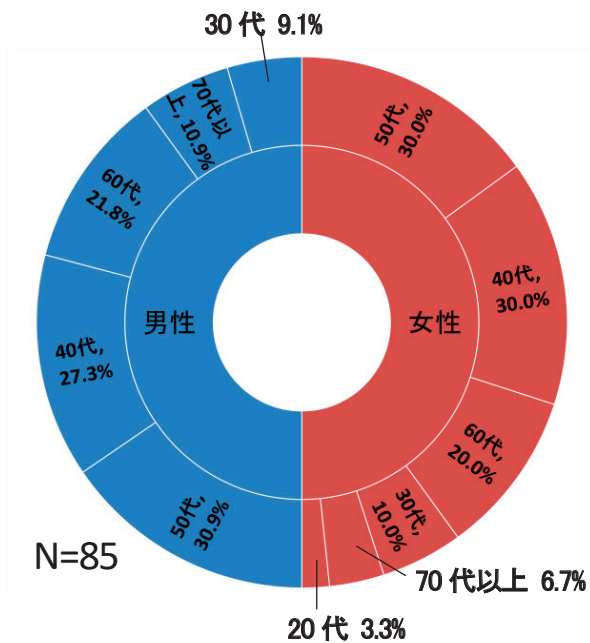
性別の年齢の割合は、男女ともに40代から60代以上の合計で約8割を占めたが、20代と30代の若年層の合計は、男女合計で10.5%であった。



| | | |
|-------|-----|-------|
| 20代 | 1人 | 1.2% |
| 30代 | 8人 | 9.3% |
| 40代 | 24人 | 27.9% |
| 50代 | 26人 | 30.2% |
| 60代 | 18人 | 20.9% |
| 70代以上 | 8人 | 9.3% |
| 無回答 | 1人 | 1.2% |

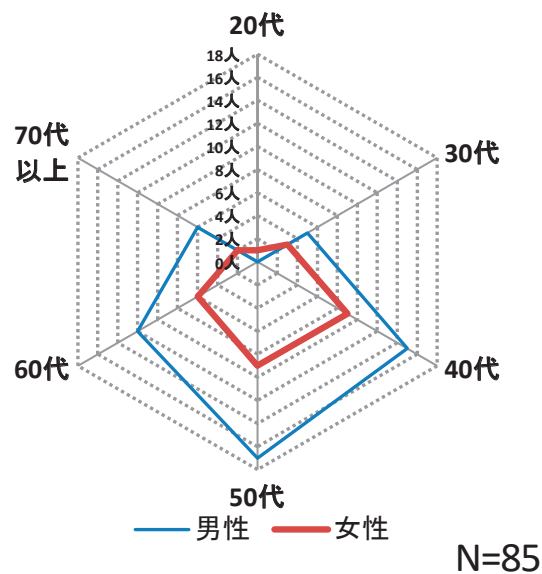
N=86

図B-1 年齢層 (全体)



図B-2 年齢層比率 (男女別)

* 図B-2、B-3は、何れも有効回答数による結果



図B-3 年齢層人数 (男女別)

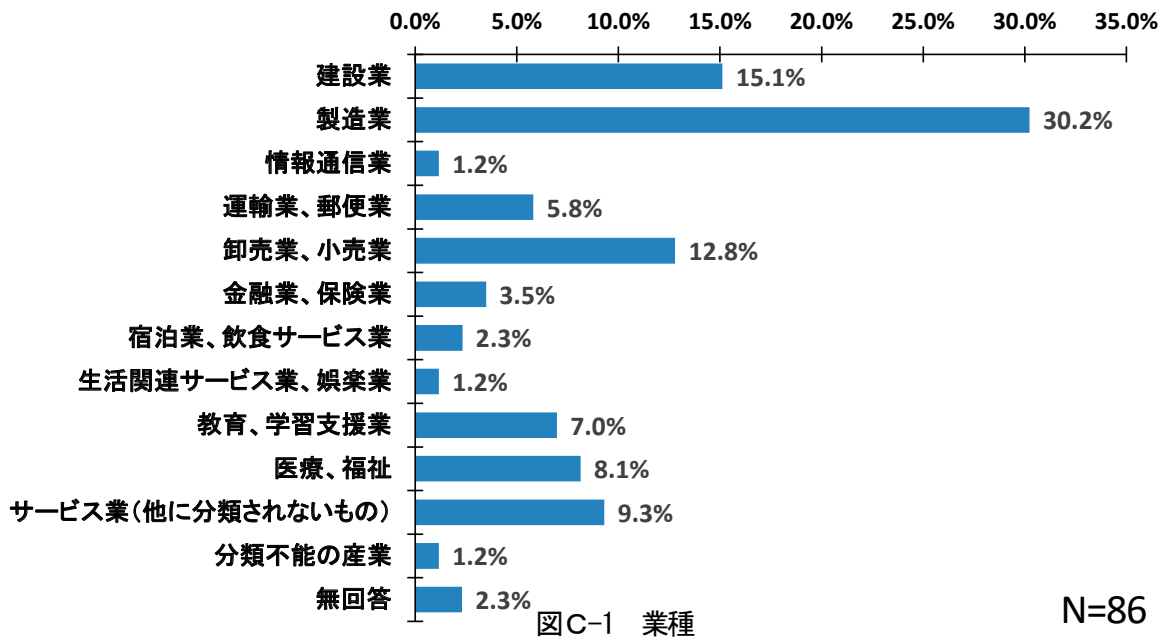
N=85

【設問C】

| 設問C | 回答 |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| あなたの事業所の業種 | 1. 農林、林業 2. 漁業 3. 鉱業、採石業、砂利採取業 4. 建設業 5. 製造業 6. 電気・ガス・熱供給・水道業 7. 情報通信業 8. 運輸業、郵便業 9. 卸売業、小売業 10. 金融業、保険業 11. 不動産業、物品賃貸業 12. 学術研究、専門・技術サービス業 13. 宿泊業、飲食サービス業 14. 生活関連サービス業、娯楽業 15. 教育、学習支援業 16. 医療、福祉 17. 複合サービス事業 18. サービス業（他に分類されないもの） 19. 公務（他に分類されるものを除く） 20. 分類不能の産業 |

【集計結果】

有効回答による業種は、製造業が最も多く 30.2%、次に建設業 15.1%、卸売業、小売業が 12.8%であった。一般的に製造業では ISO14000s の取得やその他法的要求事項による環境配慮等が活発なため回答も多くなったと思われる。



N=86

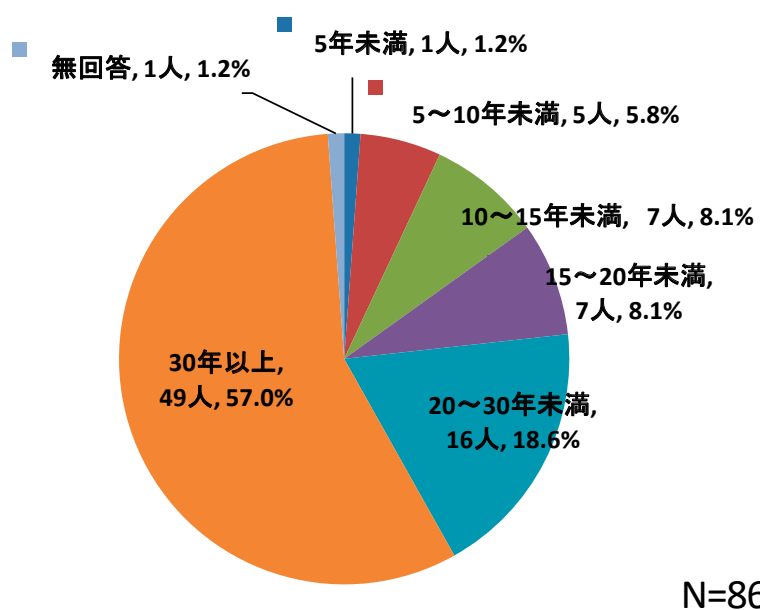
| | | |
|-------------------|-----|-------|
| 建設業 | 13人 | 15.1% |
| 製造業 | 26人 | 30.2% |
| 情報通信業 | 1人 | 1.2% |
| 運輸業、郵便業 | 5人 | 5.8% |
| 卸売業、小売業 | 11人 | 12.8% |
| 金融業、保険業 | 3人 | 3.5% |
| 宿泊業、飲食サービス業 | 2人 | 2.3% |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 1人 | 1.2% |
| 教育、学習支援業 | 6人 | 7.0% |
| 医療、福祉 | 7人 | 8.1% |
| サービス業(他に分類されないもの) | 8人 | 9.3% |
| 分類不能の産業 | 1人 | 1.2% |
| 無回答 | 2人 | 2.3% |

【設問D】

| 設問D | 回答 | |
|----------------------|-------------|-------------|
| 須賀川市におけるあなたの事業所の事業年数 | 1 5年未満 | 2 5年～10年未満 |
| | 3 10年～15年未満 | 4 15年～20年未満 |
| | 5 20年～30年未満 | 6 30年以上 |

【集計結果】

市内の事業年数は、20年以上が75.6%占めていた。



図D-1 事業年数

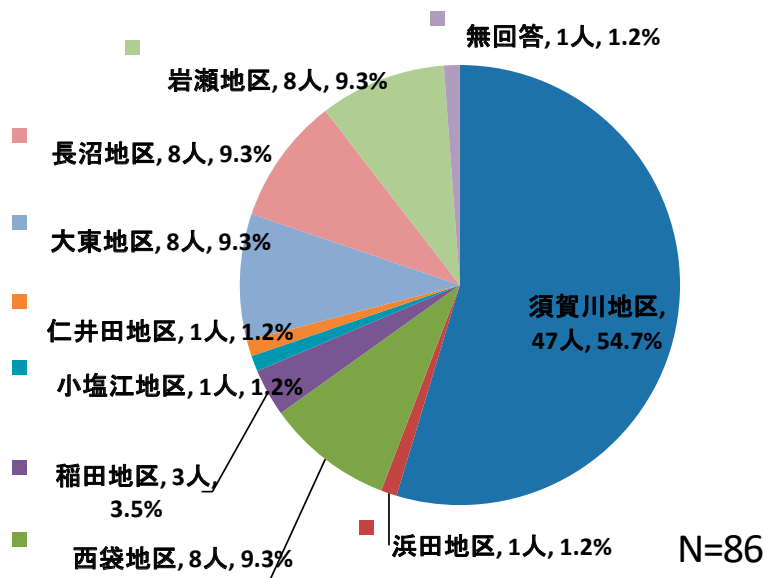
| | | |
|----------|-----|-------|
| 5年未満 | 1人 | 1.2% |
| 5～10年未満 | 5人 | 5.8% |
| 10～15年未満 | 7人 | 8.1% |
| 15～20年未満 | 7人 | 8.1% |
| 20～30年未満 | 16人 | 18.6% |
| 30年以上 | 49人 | 57.0% |
| 無回答 | 1人 | 1.2% |

【設問E】

| 設問E | 回答 | |
|---------------------|---------|---------|
| あなたの事業所（本社・主要拠点）の地域 | 1 須賀川地区 | 2 浜田地区 |
| | 3 西袋地区 | 4 稲田地区 |
| | 5 小塩江地区 | 6 仁井田地区 |
| | 7 大東地区 | 8 長沼地区 |
| | 9 岩瀬地区 | |

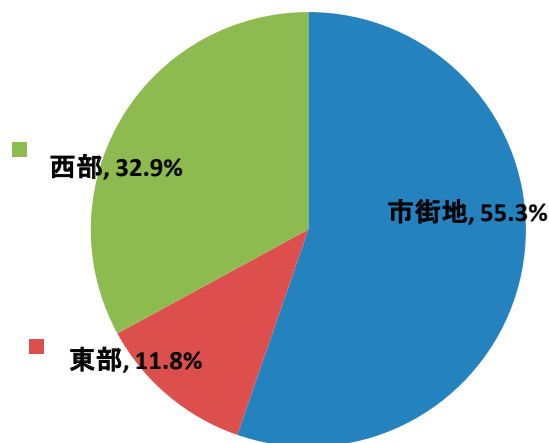
【集計結果】

事業所拠点では、須賀川地区が54.7%で最も多く、西袋地区、大東地区、長沼地区、岩瀬地区が9.3%で続いた。また、有効回答数による構成比は、市街地が55.3%、東部が11.8%、西部が32.9%であった。



| | |
|-------|-------|
| 須賀川地区 | 54.7% |
| 浜田地区 | 1.2% |
| 西袋地区 | 9.3% |
| 稲田地区 | 3.5% |
| 小塩江地区 | 1.2% |
| 仁井田地区 | 1.2% |
| 大東地区 | 9.3% |
| 長沼地区 | 9.3% |
| 岩瀬地区 | 9.3% |
| 無回答 | 1.2% |

図E-1 事業所拠点



| | |
|-----|-------|
| 市街地 | 55.3% |
| 東部 | 11.8% |
| 西部 | 32.9% |

市街地 : 須賀川地区
 東 部 : 浜田、小塩江、大東地区
 西 部 : 西袋、稲田、仁井田、長沼、岩瀬地区

N=85

図E-2 事業所拠点（有効回答数による結果）

2 近年の環境状況について ※（問2-1及び問2-2：〇は一つ）

近年の環境状況において、事業所がどのように感じているかを質問しています。

【設問2-1】

| 設問2-1 | 回答 |
|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 近年の環境の状況についてはどのような実感を持っていますか。 | 1 よくなっている 2 ややよくなっている 3 変わらない 4 やや悪化している 5 悪化している 6 わからない |

【集計結果】

「変わらない」が31.4%と最も多かった。

また、「よくなっている」、「ややよくなっている」の合計が19.8%に対し、「悪化している」、「やや悪化している」の合計は43.0%で、全体的な実感として、やや悪化していると感じていると思われる。また、業種別では、製造業で「やや悪化している」が10.7%と他の業種と比べ高いことが見られた。

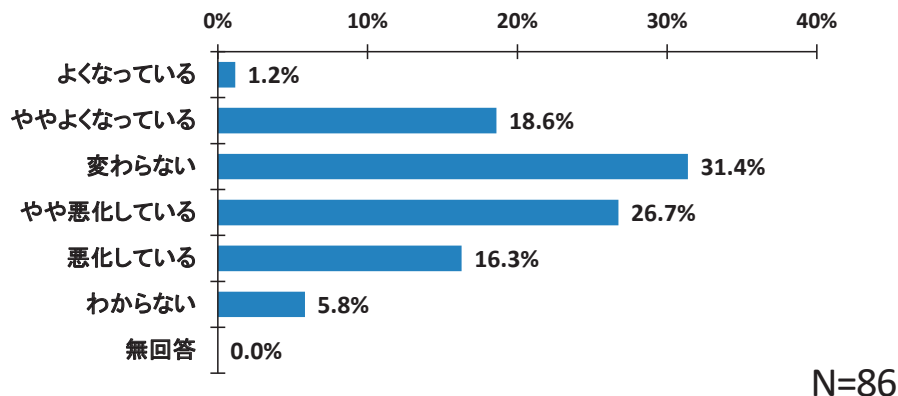


図2-1-1 近年の環境への実感

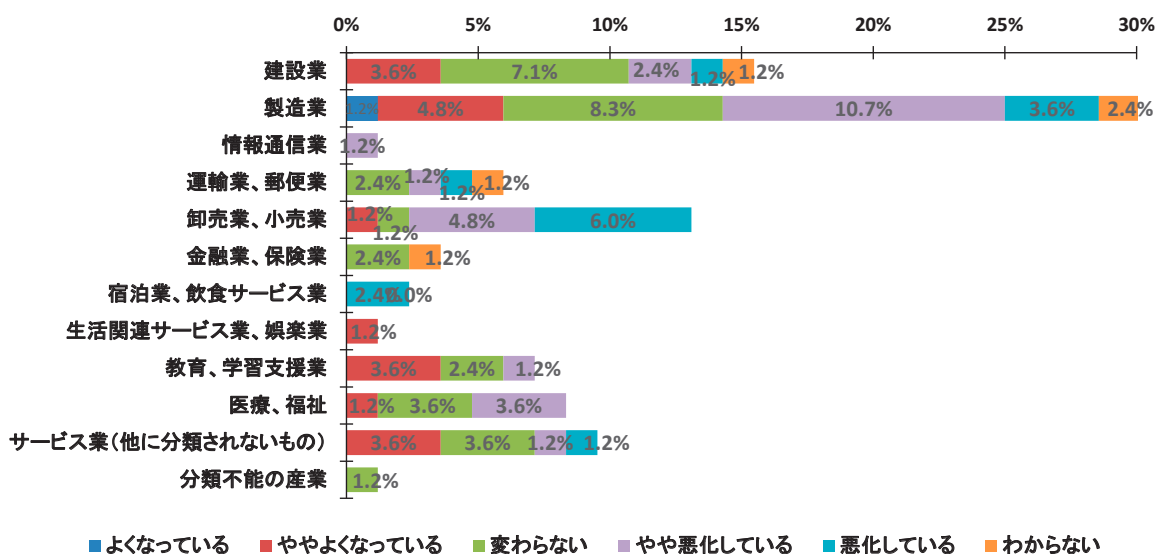


図2-1-2 近年の環境への実感（業種別）（有効回答数による結果）

N=84

【設問2-2】

| 設問2-2 | 回答 |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 現在の環境の状況についてどの程度満足していますか。 | 1 満足している 2 まあ満足している 3 どちらともいえない 4 あまり満足していない 5 満足していない 6 わからない |

【集計結果】

「どちらともいえない」が43.0%と最も多く、ほとんどの業種で高くなっていた。また、満足感を持つ事業所が18.6%であったのに対し、満足感を持たない事業所が34.9%となっていた。

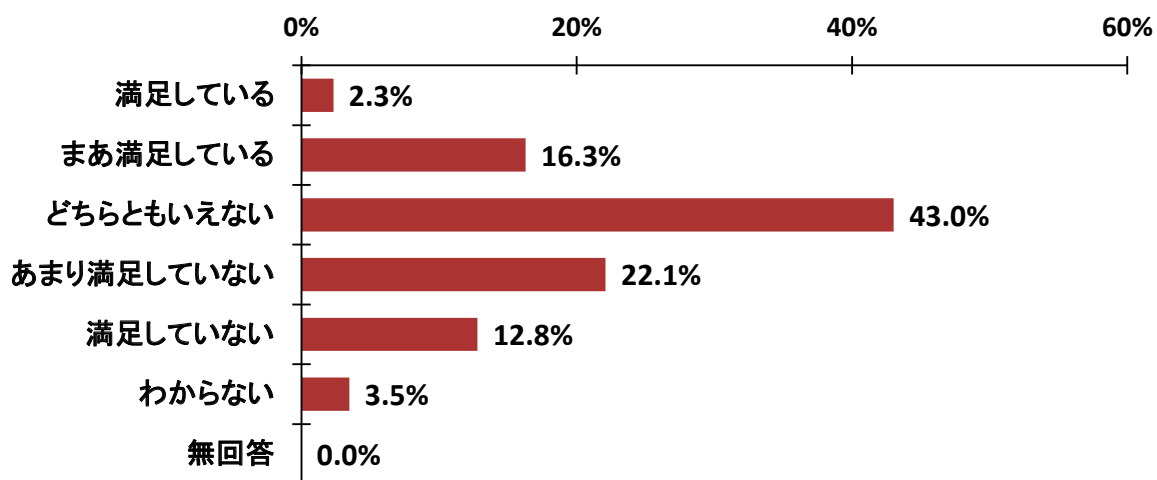
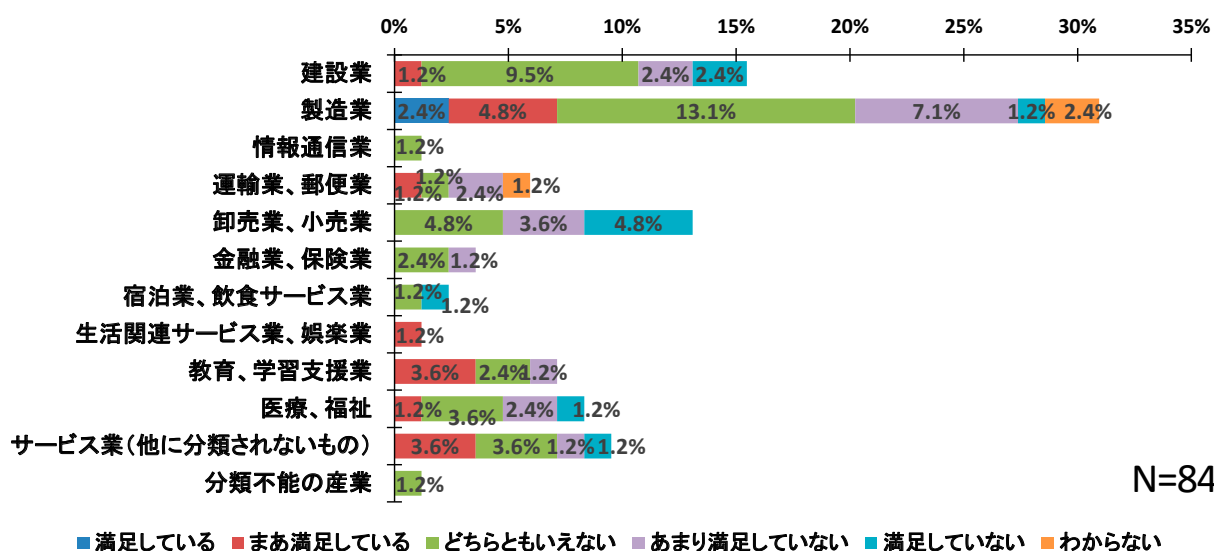


図2-2-1 近年の環境への満足度

N=86



N=84

図2-2-2 近年の環境への満足度（業種別）（有効回答数による結果）

3 環境問題に関する意識について

ここでは、事業所が近年の環境問題において、どのように感じているかを質問しています。

【設問3-1】

| 設問3-1 | 回答 |
|----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| あなたの事業所が、関心を持っている環境問題は何ですか。 次のなかで、関心のある環境問題を選び ○をつけてください。 (○はいくつでも) | 1. 自然環境の破壊 2. 大気汚染 3. ごみ問題 4. 水質汚染 5. 騒音・振動問題 6. 地球温暖化 7. 土壌汚染 8. 事故由来放射性物質*による環境汚染 9. 野生生物や希少な動植物の減少や絶滅 10. 悪臭 11. 地盤沈下 12. 2050年までに二酸化炭素の排出0(ゼロ)について 13. 再生可能エネルギーに関すること 14. その他 (具体的に) |
| | ※項目以外に、環境に関わるもので不安を感じることがあれば、項目一覧(問3-1)の「その他」にご記入ください。 |

*平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質。以下同じ。

【集計結果】

事業所が起因とされる公害に分類される項目より、地球温暖化・自然環境の破壊・ごみ問題・CO₂排出量削減・再生可能エネルギーなど、広域的・地球的規模な項目に関心が高かった。これは、近年の地球サミット2012(国連持続可能な開発会議)やCOP(地球温暖化を防ぐ枠組みを議論する国際会議)の開催に加え、ゼロカーボン宣言や食品ロス削減など、事業所としての環境配慮に対する責務による影響が強いと思われる。また、ごみ問題が2位で市民とは異なっており、事業活動で発生する廃棄物等の排出者責任としての関心が高いと思われる。

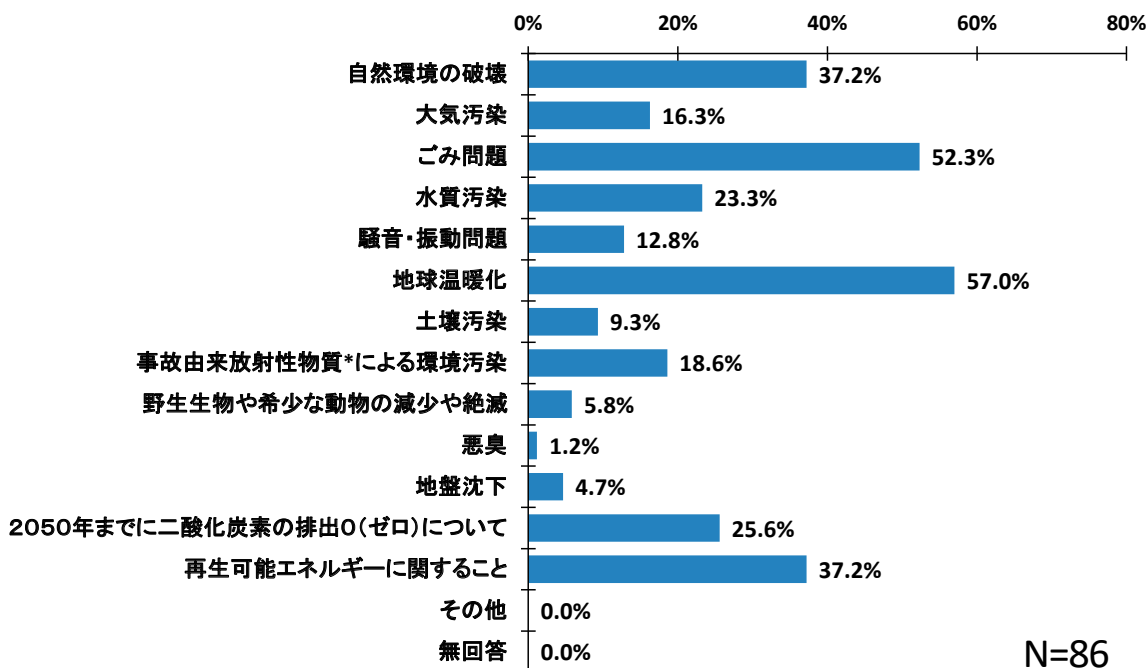


図3-1 関心のある環境問題

【設問3-2】

| 設問3-2 | 回答 |
|----------------------------------|--------------------------------|
| あなたは、今後の環境の状況に対して不安を感じることがありますか。 | 1 不安に感じることがある 2 不安に感じることがない |

【集計結果】

76.7%が「不安に感じることがある」と答えており、「不安に感じることがない」22.1%を大きく上回っていた。

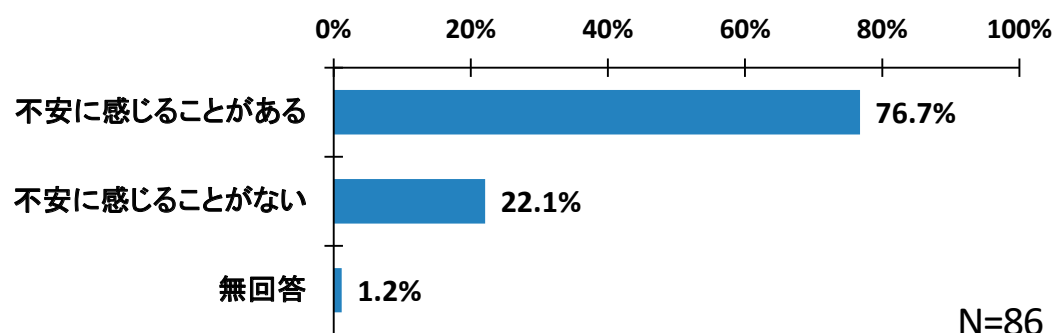


図3-2-1 環境状況に対する不安感

| 設問3-2 | 回答 | | | | | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|---|--|--|--|
| ※1に○を付けた方にお聞きします。 項目一覧（問3-1）から、あなたの事業所（本社主要拠点）が特に不安を感じるものがあれば、その中から最大3つ（1～3まで順位を付けて）選んでください。 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※不安を感じる順番（1＝最も不安を感じる）</p> | 1 | 2 | 3 | | | |
| 1 | 2 | 3 | | | | | |
| | | | | | | | |

【集計結果】

回答数85事業所で、不安と感じる順位1位から3位までで合計155件の回答があった。地球温暖化が51.7%と多くの事業所が選択していた。2位はごみ問題が29.4%であり、設問3-1の「現在関心のある環境問題」と同様の傾向が見られた。

| | 1位 | 2位 | 3位 |
|---------------------------|-------|------|-------|
| 自然環境の破壊 | 10.6% | 8.2% | 14.1% |
| 大気汚染 | | 4.7% | 4.7% |
| ごみ問題 | 11.8% | 8.2% | 9.4% |
| 水質汚染 | 1.2% | 4.7% | 1.2% |
| 騒音・振動問題 | | 3.5% | 1.2% |
| 地球温暖化 | 37.6% | 8.2% | 5.9% |
| 土壌汚染 | | 2.4% | 1.2% |
| 事故由来放射性物質*による環境汚染 | 7.1% | 3.5% | 2.4% |
| 野生生物や希少な動物の減少や絶滅 | | 1.2% | 1.2% |
| 悪臭 | | | |
| 地盤沈下 | | 2.4% | |
| 2050年までに二酸化炭素の排出0(ゼロ)について | | 8.2% | 5.9% |
| 再生可能エネルギーに関すること | 3.5% | 3.5% | 4.7% |

※：0%未満は表記していない

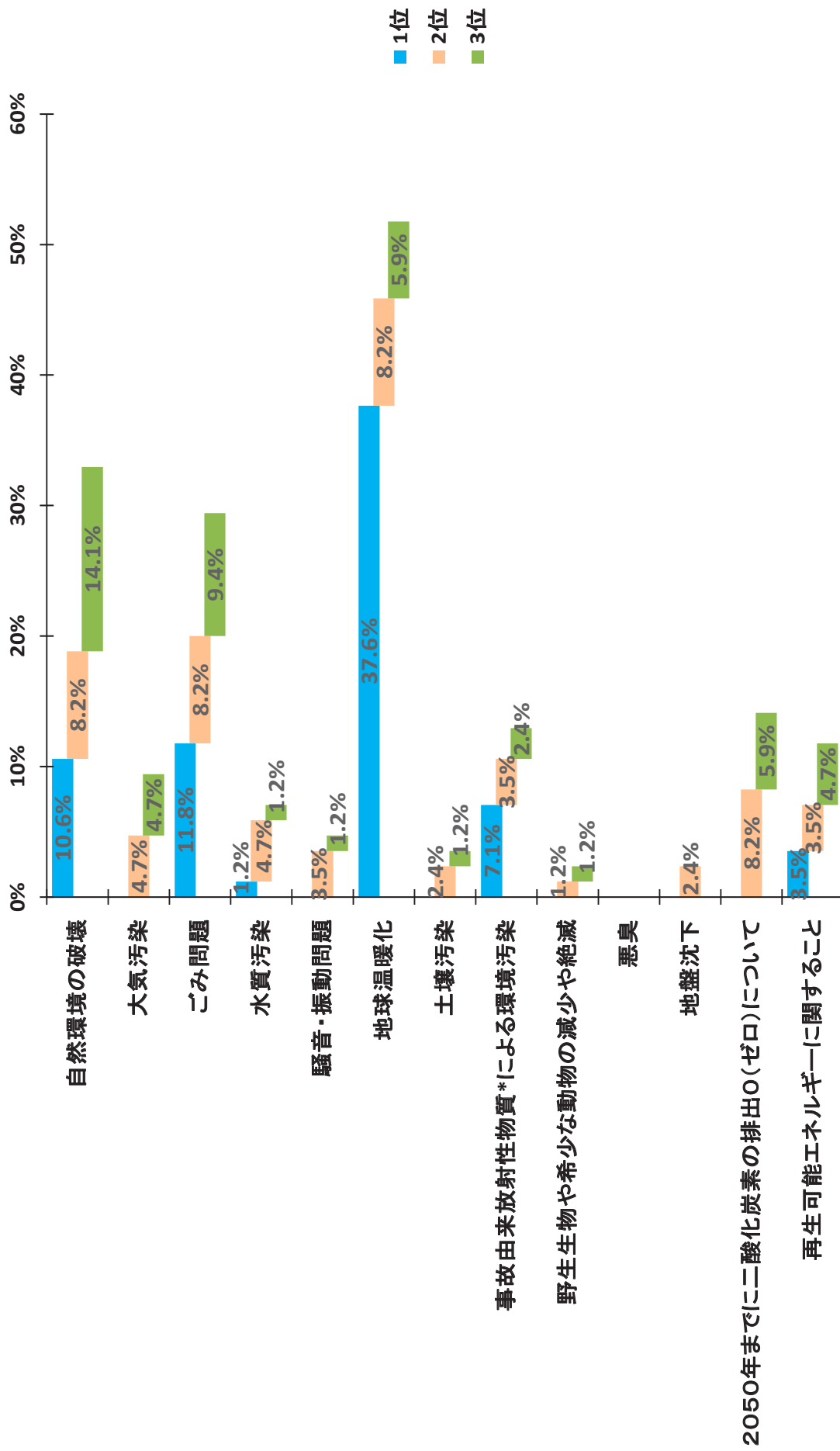


図3-2-2 不安を感じる環境問題

N=85 (155)

4 環境問題に対する取組について

ここでは、事業所の環境問題に対する取り組みに関し、どのように思うかを質問しています。

【設問4-1】

環境問題に対して以下のような考えや意見があります。「大変そう思う」から「全くそうは思わない」までの4段階で、あなたの考えや意見に最も近いものに○をつけてください。

(それぞれ一つずつ○)

| 番号 | 設問4-1 | 回答 |
|----|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 1 | 環境保全の取組を進めることは、経済の発展につながる | 1 大変そう思う 2 ややそう思う 3 あまりそう思わない 4 全くそうは思わない |
| 2 | 日常生活における一人ひとりの行動が、環境に大きな影響を及ぼしている | |
| 3 | 大量消費・大量廃棄型の生活様式を改めることは重要である | |
| 4 | 環境に配慮した製品やサービスを選ぶことは重要である | |
| 5 | 地域の環境保全活動に対して、継続的に参加することは、地域コミュニティの活性化にもつながるので重要である | |
| 6 | 大人にも子どもにも、環境保全について理解を深めるための環境教育や環境学習は重要である | |
| 7 | 環境に関わる情報を分かりやすく、効率的・効果的に提供することは重要である | |

【集計結果】

環境問題に対する取り組みには、①市民（個人）による個々の活動、②NPOなど組織や地域コミュニティによる活動、③生産者や事業者などによる活動、④地方公共団体や国、政府ならびに学校教育の場による活動などがある。

今回の結果において、「大変そう思う」と「ややそう思う」が、各設問において80%以上となっていた。

また、各設問の中で、「大変そう思う」の回答が最も多かったのが、設問3の「大量消費・大量廃棄型の生活様式を改めることが重要である」であり、事業活動で産業界廃棄物を含め何らかの形でごみを発生する排出者として、設問3-1の「現在関心のある環境問題」で2番目に多かったごみ問題との関連性があると思われる。

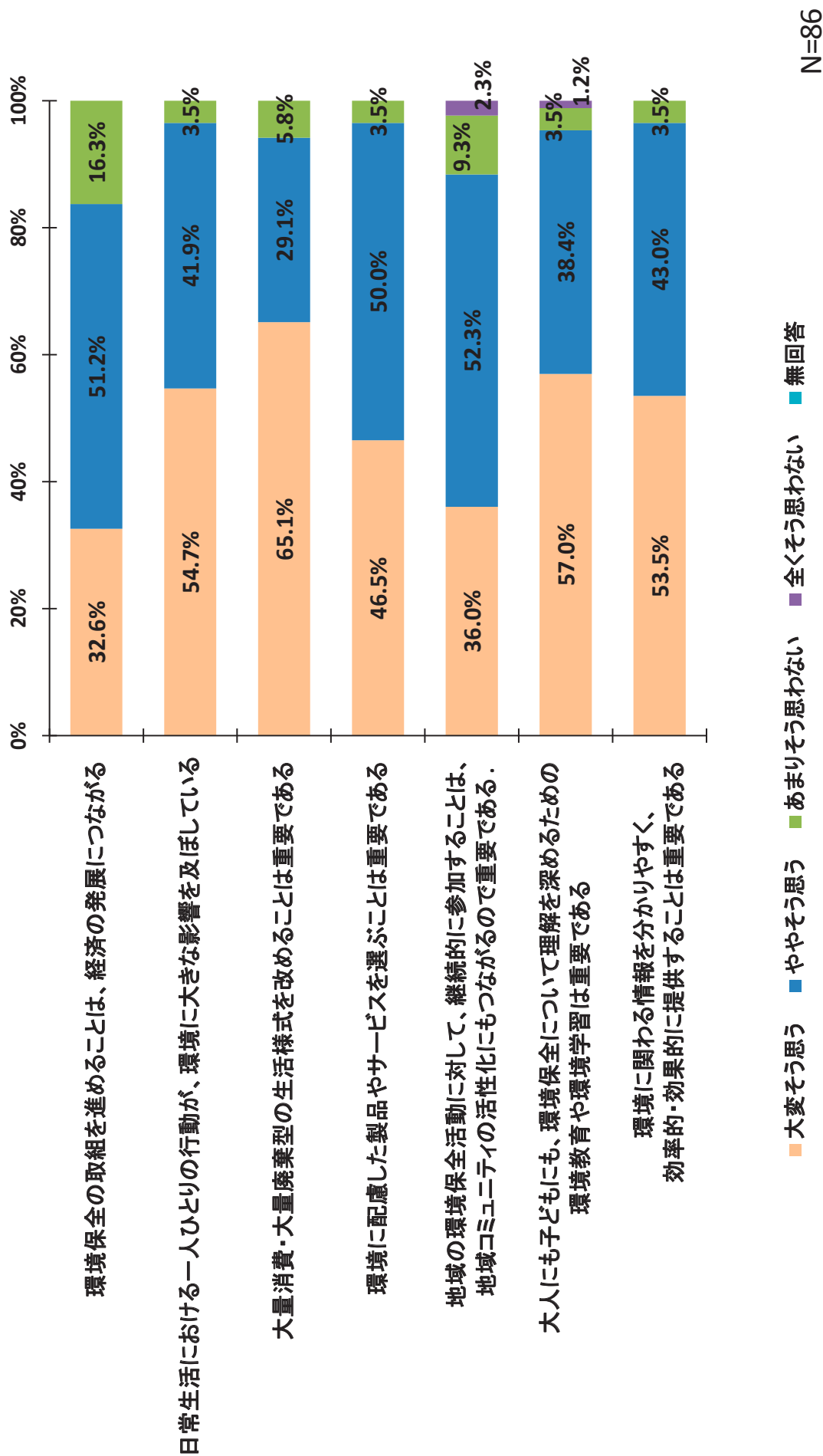


図4-1 環境問題の取り組みや施策に関する考え方

【設問4-2】

あなたの事業所（本社・主要拠点）では、今後、以下にあげるようなことを行いたいと思いますか。当てはまるものに○をつけてください。（それぞれ一つずつ○）

| 番号 | 設問4-2 | 回答 |
|----|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 1 | 日常業務において節電等の省エネに努める | 1 すでに行っており、 今後も引き続き行いたいと思う |
| 2 | 再生可能エネルギー由来の電気等の環境負荷が少ない電気を調達する | |
| 3 | クールビズ・ウォームビズに取り組む | |
| 4 | 日常業務においてできるだけごみを出さないようにする | 2 これまでに行ったことはないが、 今後は行いたいと思う |
| 5 | 不用品をリユース【※1】にまわす | |
| 6 | 未使用食品は地域の福祉施設・団体等に寄贈するフードドライブに取り組む | 3 これまで行っていたが、 今後は行いたいとは思わない |
| 7 | 環境に配慮した低公害車などの導入に努める | |
| 8 | 運転の際には、 unnecessary アイドリングや空ぶかし、急発進はしない | |
| 9 | 日常生活において節水に努める | 4 これまでに行ったことはなく、 今後は行いたいとは思わない |
| 10 | グリーストラップ【※3】を設置している | |
| 11 | 製品に含まれる化学物質を成分表示で確認して選んでいる | |
| 12 | オーガニック商品（有機栽培の食品、衣類、化粧品等）を選んでいる | - 当てはまらない ※設問8、設問22は「5」と読みかえる |
| 13 | 物・サービスを購入するときは環境への影響を考慮してから選択する | |
| 14 | 宅配便の再配達が発生しないよう努める | |
| 15 | 地域における環境保全のための取組に参加する（緑化、美化、自然保護、リサイクル、省エネ、地域の計画策定等） | ※設問21は欠番である |
| 16 | 市の体験型【※4】の環境教育・環境学習活動に協力する | |
| 17 | 講習会等で得た環境保全に関することを実践する | |
| 18 | 環境に対してよいと思うことを伝えたり広めたりする | |
| 19 | 地産地消（ある地域で生産されたものを、その生産された地域内において消費する取組）を実践する | |
| 20 | 避難訓練、消防活動等の地域で行う防災活動に取り組む | |
| 22 | ESG【※5】投資（環境・社会・企業統治といった要素を考慮する投資）に取り組む | |
| 23 | ISO14001【※7】（環境マネジメントシステム）の取得に取り組む | |
| 24 | 1から23の設問以外で、事業所として環境改善の施策を検討又は取り組む ※1及び2を選んだ方は、下記の欄に具体的な内容を記載願います。 | |
| | ※具体的な環境改善の施策等をご記入ください。 | |

※1：「再使用」そのままの形で繰り返し使用することです。

※2：現在、自動車の運転をしておらず、今後も運転する予定がない場合は「5」に○

※3：排水の油分等を除去する装置

※4：体験型の環境教育・環境学習活動とは、たとえば、自然観察会や水質調査、河川・砂浜・地域の美化・清掃活動、植林活動など、環境やその問題に関する体験活動や調査活動などの具体的な実践をいいます。なお、講習や勉強会などの座学のみものは含みません。

※5：ESG：「Environment（環境）」 「Social（社会）」 「Governance（ガバナンス）」

※6：現在、ESG投資だけでなく、投資全般をしておらず、今後も投資自体をする予定がない場合は「5」に○

※7：国際標準化機構（International Organization for Standardization、ISO）が定めている国際規格のひとつで、「組織が環境に与える影響を継続的に改善していくための仕組み（環境マネジメントシステム）」について規定した国際規格。

【集計結果】

事業所が普段実践しているまたは実践しようと考えている活動を質問するもので、①個人または業務内で日常的に実践できる活動、②地方公共団体や地域コミュニティが開催するイベント等への参加、③購入や投資など今以上の高い意識を持って活動する、などである。

集計結果から、①に該当する設問1, 3, 4, 8, 9, 14では、「すでに行っており、今後も引き続き行いたいと思う」が高い結果となっているが、6, 19の食品ロス関連はやや低かった。

また、②に該当する設問16, 17や、③に該当するEGS（設問22）やISO14000。（設問23）では、すでに実践しているとした回答は低いものの、「これまでに行ったことはないが、今後は行いたいと思う」とする回答が多く、今後への環境に対する取り組みへの意識の高さが見られた。

設問最下段の「具体的な環境改善の施策等」は、省エネルギー・リサイクルに関するものが多かった。

| | すでに行っており、今後も引き続き行いたいと思う | これまでに行ったことはないが、今後は行いたいと思う | これまで行っていたが、今後は行いたいとは思わない | これまでに行ったことはないが、今後は行いたいとは思わない | 当てはまらない | 無回答 |
|------------------------------------------------------|-------------------------|---------------------------|--------------------------|------------------------------|---------|------|
| 日常業務において節電等の省エネに努める | 83.7% | 14.0% | | 1.2% | | 1.2% |
| 再生可能エネルギー由来の電気等の環境負荷が少ない電気を調達する | 37.2% | 47.7% | 1.2% | 10.5% | 3.5% | |
| クールビズ・ウォームビズに取り組む | 70.9% | 20.9% | | 3.5% | 4.7% | |
| 日常業務においてできるだけごみを出さないようにする | 64.0% | 34.9% | | | 1.2% | |
| 不用品をリユースにまわす | 50.0% | 36.0% | 1.2% | 5.8% | 5.8% | 1.2% |
| 未使用食品は地域の福祉施設・団体等に寄贈するフードドライブに取り組む | 4.7% | 46.5% | 4.7% | 15.1% | 27.9% | 1.2% |
| 環境に配慮した低公害車などの導入に努める | 32.6% | 47.7% | 3.5% | 9.3% | 7.0% | |
| 運転の際には、不必要なアイドリングや空ぶかし、急発進はしない | 74.4% | 22.1% | | 2.3% | 1.2% | |
| 日常生活において節水に努める | 77.9% | 19.8% | 1.2% | | 1.2% | |
| グリーストラップを設置している | 39.5% | 25.6% | 2.3% | 12.8% | 14.0% | 5.8% |
| 製品に含まれる化学物質を成分表示で確認して選んでいる | 44.2% | 27.9% | 4.7% | 8.1% | 14.0% | 1.2% |
| オーガニック商品（有機栽培の食品、衣類、化粧品等）を選んでいる | 20.9% | 38.4% | 5.8% | 9.3% | 24.4% | 1.2% |
| 物・サービスを購入するときは環境への影響を考慮してから選択する | 41.9% | 45.3% | 3.5% | 3.5% | 4.7% | 1.2% |
| 宅配便の再配達が発生しないよう努める | 66.3% | 16.3% | 4.7% | 2.3% | 8.1% | 1.2% |
| 地域における環境保全のための取組に参加する（緑化、美化、自然保護、リサイクル、省エネ、地域の計画策定等） | 41.9% | 41.9% | 5.8% | 7.0% | 3.5% | |
| 市の体験型の環境教育・環境学習活動に協力する | 14.0% | 58.1% | 2.3% | 16.3% | 8.1% | 1.2% |
| 講習会等で得た環境保全に関することを実践する | 20.9% | 61.6% | 4.7% | 7.0% | 5.8% | |
| 環境に対してよいと思うことを伝えたり広めたりする | 29.1% | 54.7% | 3.5% | 7.0% | 4.7% | 1.2% |
| 地産地消を実践する | 33.7% | 45.3% | 4.7% | 2.3% | 14.0% | |
| 避難訓練、消防活動等の地域で行う防災活動に取り組む | 41.9% | 41.9% | 4.7% | 7.0% | 4.7% | |
| ESG投資（環境・社会・企業統治といった要素を考慮する投資）に取り組む | 4.7% | 48.8% | 7.0% | 10.5% | 25.6% | 3.5% |
| ISO14001（環境マネジメントシステム）の取得に取り組む | 16.3% | 44.2% | 3.5% | 30.2% | 5.8% | |

* 表中の空白は0%である。

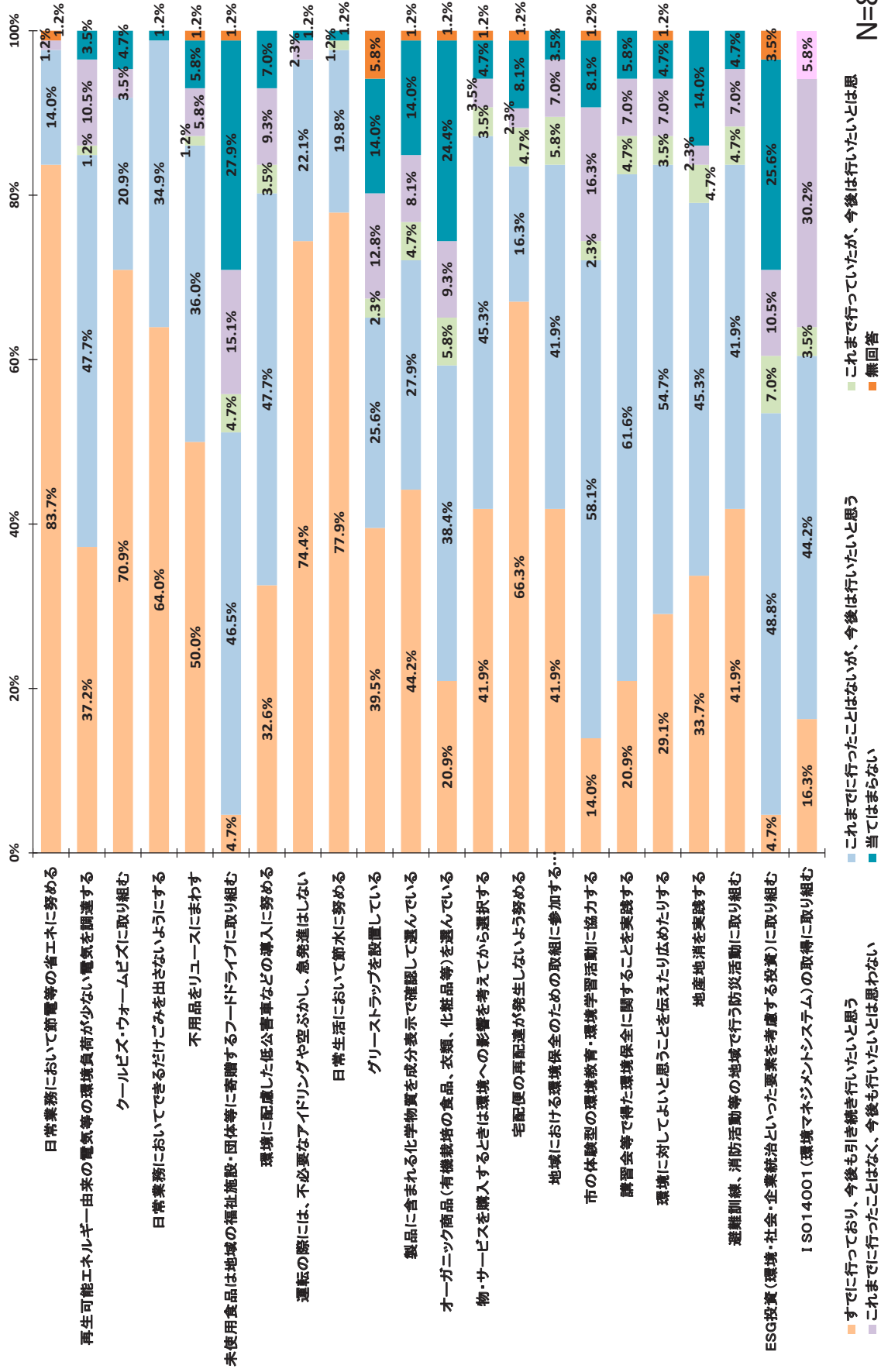


図4-2 環境保全の取り組みに関する意識

N=86

【設問4-3】

| 設問4-3 | 回答 |
|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 環境を守る上で最も重要な役割を担っているのは、この中のどれだと思いますか。 | 1 市民 2 事業者 3 民間団体（地域団体や環境団体） 4 地方公共団体（市町村） 5 国（政府） 6 その他（具体的に ） 7 わからない |

【集計結果】

市民が44.2%と約半数を占め、次に国の29.1%となっていた。また、業種別でも大きな差は見られなかった。

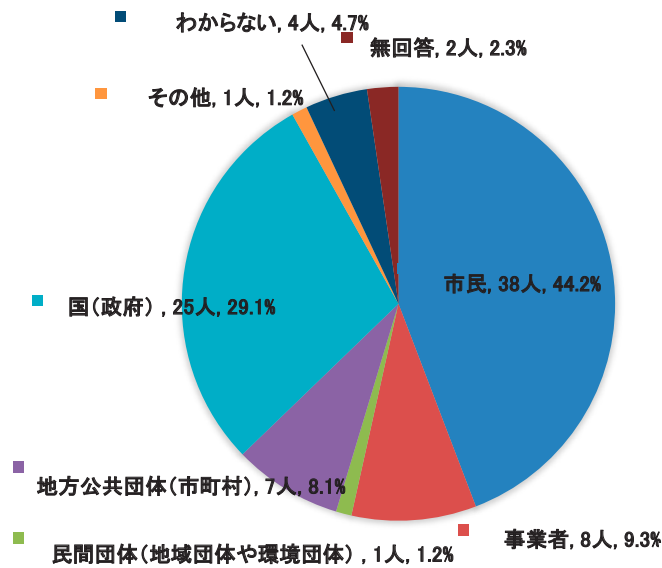


図4-3-1 重要な役割

N=86

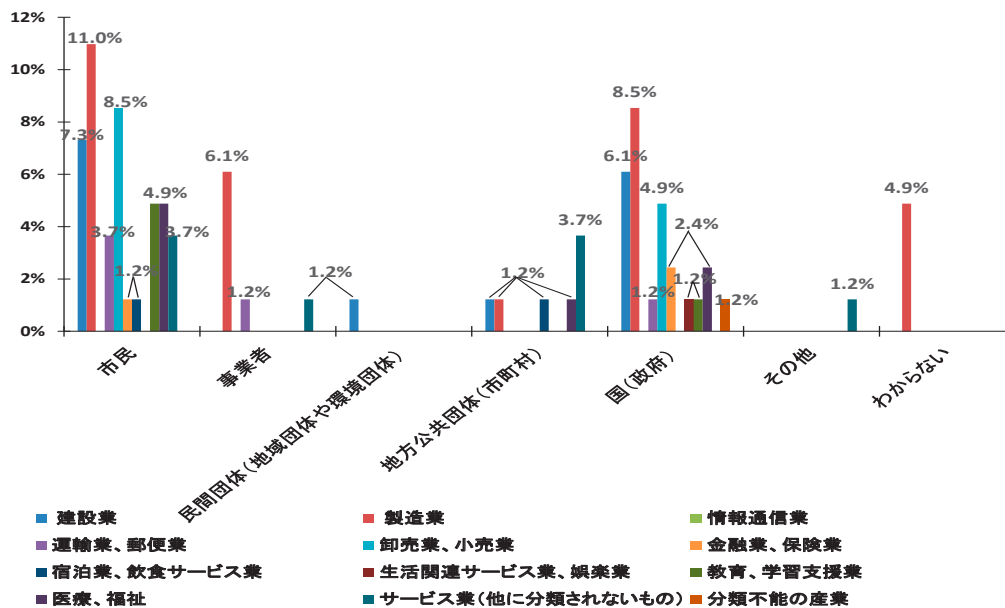


図4-3-2 重要な役割（業種別）（有効回答数による結果）

N=82

5 環境情報について

ここでは、事業所が日常得られる、環境問題に関する情報について質問しています。

【設問5-1】

以下のような環境問題に関する情報の量や質について、あなたの事業所（本社・主要拠点）では、どの程度満足していますか。（それぞれ一つずつ○）

【設問5-1】

| 番号 | 設問5-1 | 回答 |
|----|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 1 | あなたの事業所（本社・主要拠点）地域の環境の状態に関する情報（居住地域の大气汚染物質濃度など） | 1 十分満足している 2 まあ満足している 3 あまり満足していない 4 ほとんど満足していない 5 そもそも関心がない |
| 2 | 地球の環境問題に関する情報（国際的な森林破壊面積など） | |
| 3 | 環境問題が生活に及ぼす影響 | |
| 4 | 日常生活が環境に及ぼす影響 | |
| 5 | 開発事業が周辺環境に及ぼす影響 | |
| 6 | 環境問題に対する国や地方公共団体の政策 | |
| 7 | 企業の環境保全に関する取組状況 | |
| 8 | 企業の事業活動に伴う環境汚染物質、廃棄物などの環境の負荷に関する情報 | |
| 9 | 世界的な環境保全の動き （国際的な環境保全のための条約や会議の開催など） | |
| 10 | 暮らしのなかでの環境保全のための工夫や行動 | |
| 11 | 購入する製品・サービスの環境負荷に関する情報 | |
| 12 | 環境問題に困った場合の地方公共団体等の相談窓口に関する情報 | |
| 13 | 環境保護団体の情報（NGO・NPOなど） | |
| 14 | 展示会・講演会・セミナーなどの案内 | |
| 15 | 自然とふれあうための施設やイベントについての情報 | |

【集計結果】

当設問では、事業所が日常入手できる環境問題の情報について、その量や質における満足度を質問している。各設問において、「十分満足している」は0.0～4.7%、「まあ満足している」は30.2～43.0%であり、満足感を感じている事業所は、平均で18.4%であった。

一方、「あまり満足していない」は、平均が49.5%で、各回答の中で最も高く、また各設問においても大きな差（41.9～54.7%）は見られず、全体的に満足感は小さいと思われる。

| | 十分満足している | まあ満足している | あまり満足していない | ほとんど満足していない | そもそも関心がない | 無回答 |
|-------------------------------------------------|----------|----------|------------|-------------|-----------|------|
| あなたの事業所(本社・主要拠点)地域の環境の状態に関する情報(居住地域の大气汚染物質濃度など) | 4.7% | 43.0% | 41.9% | 5.8% | 2.3% | 2.3% |
| 地球の環境問題に関する情報(国際的な森林破壊面積など) | 1.2% | 37.2% | 46.5% | 10.5% | 4.7% | |
| 環境問題が生活に及ぼす影響 | 1.2% | 37.2% | 52.3% | 8.1% | 1.2% | |
| 日常生活が環境に及ぼす影響 | 1.2% | 41.9% | 50.0% | 5.8% | 1.2% | |
| 開発事業が周辺環境に及ぼす影響 | | 31.4% | 54.7% | 11.6% | 2.3% | |
| 環境問題に対する国や地方公共団体の政策 | 2.3% | 31.4% | 51.2% | 12.8% | 2.3% | |
| 企業の環境保全に関する取組状況 | 1.2% | 34.9% | 53.5% | 7.0% | 2.3% | 1.2% |
| 企業の事業活動に伴う環境汚染物質、廃棄物などの環境の負荷に関する情報 | 1.2% | 34.9% | 52.3% | 10.5% | 1.2% | |
| 世界的な環境保全の動き(国際的な環境保全のための条約や会議の開催など) | 1.2% | 33.7% | 44.2% | 15.1% | 5.8% | |
| 暮らしのなかでの環境保全のための工夫や行動 | | 40.7% | 51.2% | 5.8% | 2.3% | |
| 購入する製品・サービスの環境負荷に関する情報 | 2.3% | 36.0% | 48.8% | 9.3% | 2.3% | 1.2% |
| 環境問題に困った場合の地方公共団体等の相談窓口に関する情報 | 1.2% | 30.2% | 48.8% | 14.0% | 5.8% | |
| 環境保護団体の情報(NGO・NPOなど) | | 30.2% | 52.3% | 10.5% | 7.0% | |
| 展示会・講演会・セミナーなどの案内 | 2.3% | 30.2% | 48.8% | 10.5% | 8.1% | |
| 自然とふれあうための施設やイベントについての情報 | 2.3% | 36.0% | 45.3% | 9.3% | 4.7% | 2.3% |

※：0%未満は表記していない

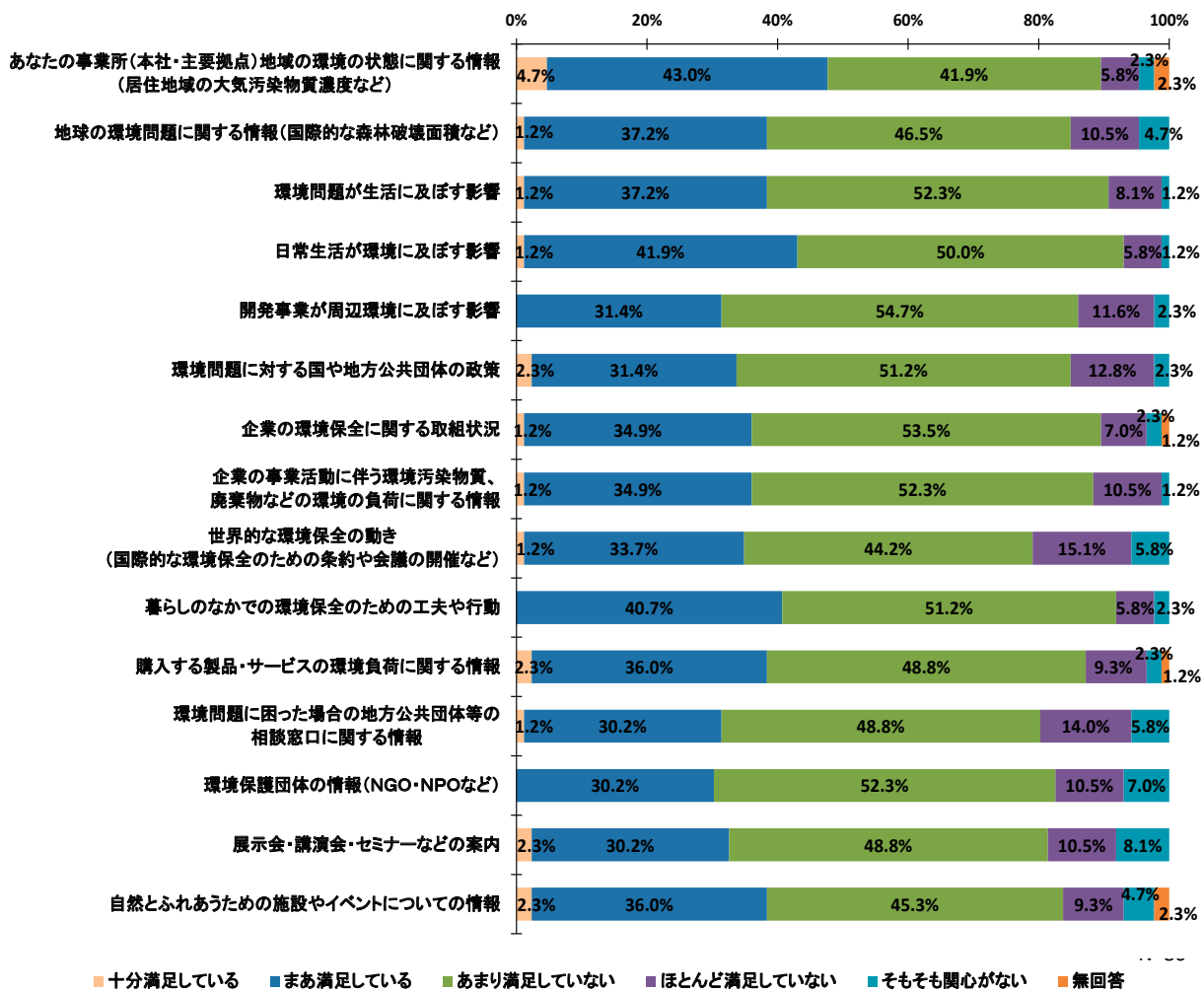


図 5-1 環境問題に関する情報の量や質の満足度

N=86

【設問5-2】

| 設問5-2 | 回答 |
|--------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 「上の問 5-1」で挙げたような環境情報全般に関する量や質について、あなたの事業所（本社・主要拠点）では、どの程度満足していますか。（○は1つ） | 1 十分満足している |
| | 2 まあ満足している |
| | 3 あまり満足していない |
| | 4 ほとんど満足していない |
| | 5 そもそも関心がない |
| | 6 わからない |

【集計結果】

「十分満足している」が3.5%、「まあ満足している」が30.2%の合計33.7%であり、「あまり満足していない」47.7%、「ほとんど満足していない」10.5%の合計58.2%を大きく下回っていた。

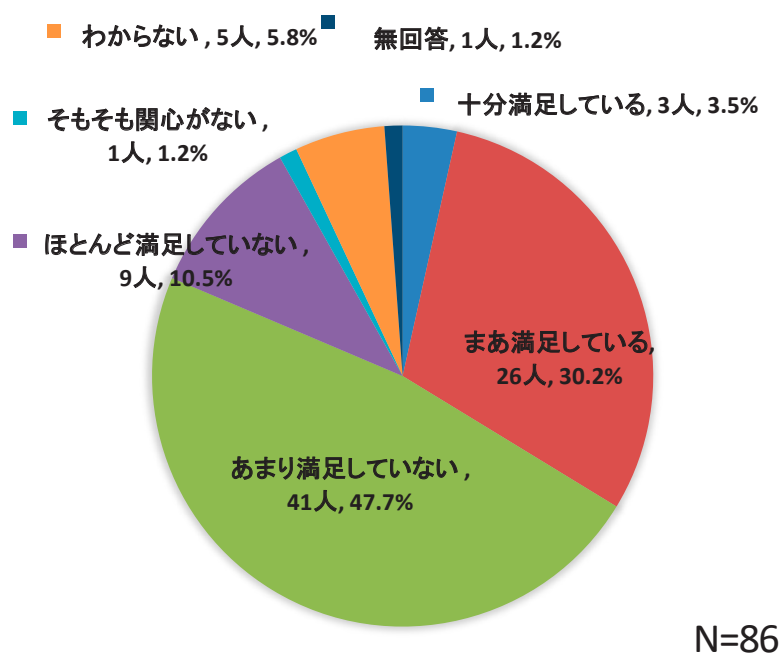


図5-2 環境情報全般に関する情報の量や質の満足度

| | | |
|-------------|-----|-------|
| 十分満足している | 3人 | 3.5% |
| まあ満足している | 26人 | 30.2% |
| あまり満足していない | 41人 | 47.7% |
| ほとんど満足していない | 9人 | 10.5% |
| そもそも関心がない | 1人 | 1.2% |
| わからない | 5人 | 5.8% |
| 無回答 | 1人 | 1.2% |

【設問5-3】

上の問「5-1」で挙げられた下記項目について、あなたの事業所（本社・主要拠点）では、どのように情報を得ていますか。（それぞれ○はいくつでも）

| 番号 | 設問5-3 | 回答 |
|----|-------------------------------------------------|------------------------------|
| 1 | あなたの事業所（本社・主要拠点）地域の環境の状態に関する情報（居住地域の大气汚染物質濃度など） | 1 ホームページ （国・地方公共団体等によるもの） |
| 2 | 地球の環境問題に関する情報（国際的な森林破壊面積など） | 2 ホームページ （ブログを含む個人サイト） |
| 3 | 環境問題が生活に及ぼす影響 | 3 白書、統計書、パンフレットなど |
| 4 | 日常生活が環境に及ぼす影響 | 4 セミナーや講演会、説明会など |
| 5 | 開発事業が周辺環境に及ぼす影響 | 5 テレビ |
| 6 | 環境問題に対する国や地方公共団体の政策 | 6 新聞 |
| 7 | 企業の環境保全に関する取組状況 | 7 WEB上のニュース |
| 8 | 企業の事業活動に伴う環境汚染物質、廃棄物などの環境の負荷に関する情報 | 8 メールリスト |
| 9 | 世界的な環境保全の動き（国際的な環境保全のための条約や会議の開催など） | 9 SNS（※） |
| 10 | 暮らしのなかでの環境保全のための工夫や行動 | 10 学校・職場・家族・身近な人 |
| 11 | 購入する製品・サービスの環境負荷に関する情報 | 11 その他 |
| 12 | 環境問題に困った場合の地方公共団体等の相談窓口に関する情報 | |
| 13 | 環境保護団体の情報（NGO・NPOなど） | |
| 14 | 展示会・講演会・セミナーなどの案内 | |
| 15 | 自然とふれあうための施設やイベントについての情報 | |

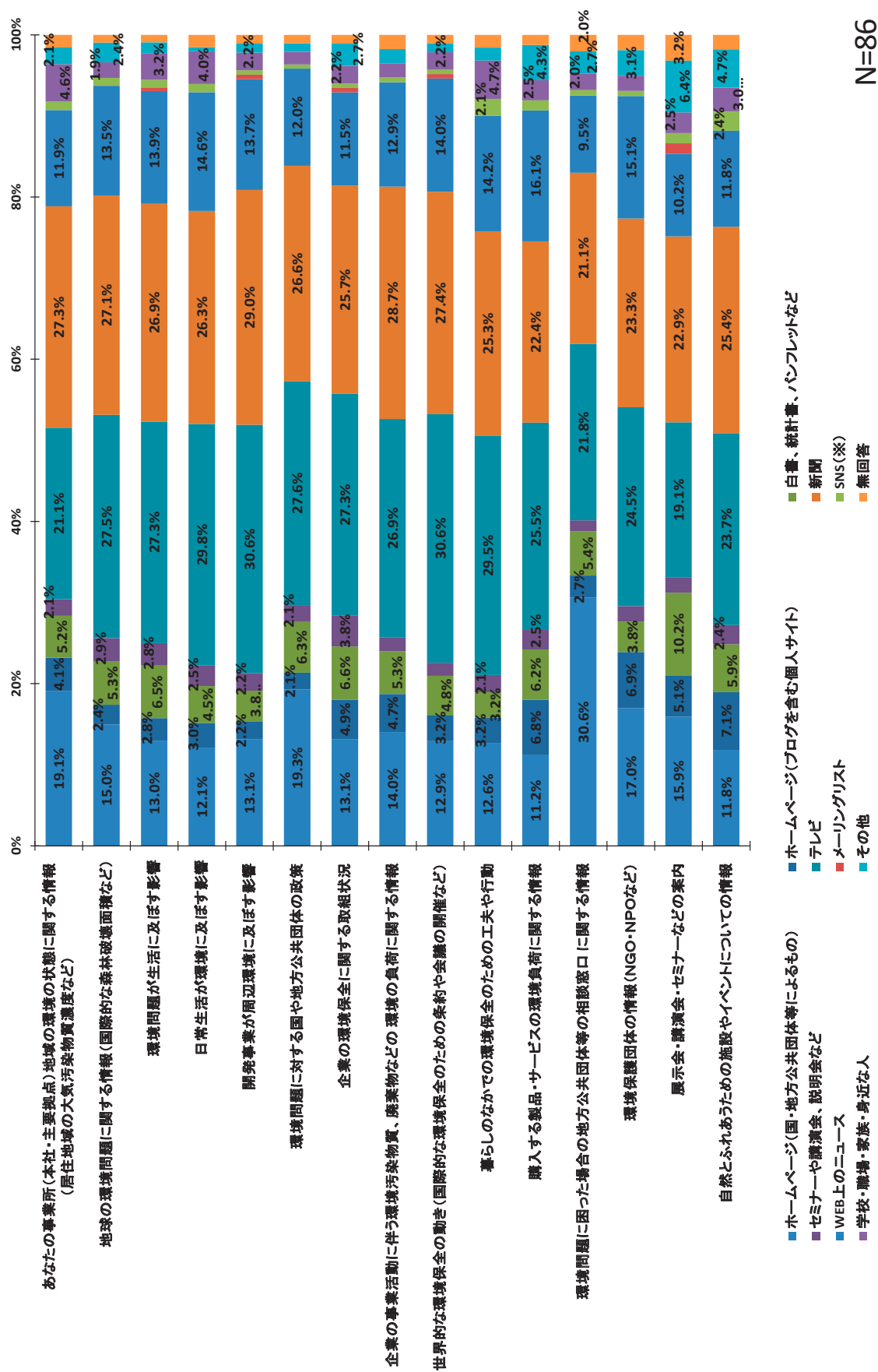
※SNS：ソーシャル・ネットワーク・サービス

【集計結果】

ここでは、環境情報の入手方法を質問している。

情報の入手方法として多いのが、テレビ（19.1から30.6%）と新聞（21.1から29.0%）であった。特に国際的な環境保全の動き、国の地方公共団体の施策や日常生活に関する環境保全など、テレビや新聞で報道されやすい設問は高い結果となっていた。

ホームページ（国・地方公共団体等によるもの）やWEB上のニュースが15%程度であったが、その他の入手方法は、ほとんどが5%未満であった。



N=86

図5-3 環境情報の入手方法

【設問5-4】

| 設問5-4 | 回答 |
|--------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| あなたの事業所（本社・主要拠点）では、最近、以前と比べて、環境情報に関する興味が増えていますか。（○は一つ） | 1 以前よりもとても興味がある 2 以前よりも少し興味がある 3 変わらない 4 以前よりも少し興味が無い 5 以前よりもとても興味が無い 6 わからない |

【集計結果】

環境情報に関して興味の変化を質問している。

「以前よりもとても興味がある」、「以前よりも少し興味がある」と以前より興味が増したと回答した事業所は40.2%であった。一方、「以前よりも少し興味が無い」、「以前よりもとても興味が無い」と興味が減ったとする事業所は11.7%であり、全体的な変化として興味のあるとする傾向が見られた。

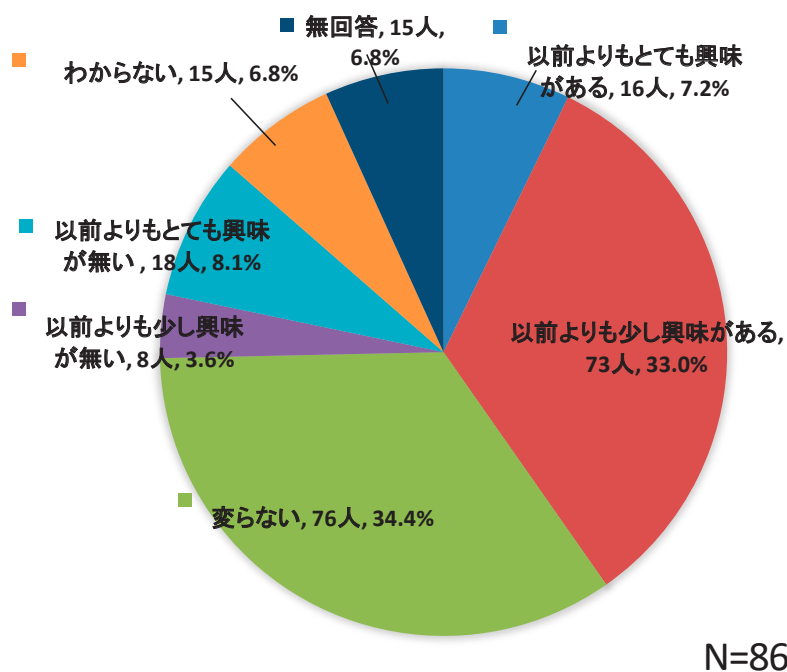


図5-4 環境情報の興味の変化

| | | |
|---------------|-----|-------|
| 以前よりもとても興味がある | 16人 | 7.2% |
| 以前よりも少し興味がある | 73人 | 33.0% |
| 変わらない | 76人 | 34.4% |
| 以前よりも少し興味が無い | 8人 | 3.6% |
| 以前よりもとても興味が無い | 18人 | 8.1% |
| わからない | 15人 | 6.8% |
| 無回答 | 15人 | 6.8% |

【設問5-5】

| 設問5-5 | 回答 |
|----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| あなたの事業所（本社・主要拠点）では、最近、以前と比べて、環境情報全般に関する量や質についての満足感に、変化はありましたか。（〇は一つ） | 1 以前よりもとても満足度が高まった 2 以前よりも少し満足度が高まった 3 変らない 4 以前よりも少し満足度が下がった 5 以前よりもとても満足度が下がった 6 わからない |

【集計結果】

環境情報全般の量や質に関し、満足感の変化を質問している。

「変らないと」が62.8%と最も高く、事業所の多くは、情報の量や質における満足度に関し変化はないと感じている。しかし、一方、「以前よりすこし満足度が高まった」と以前より満足感が増したと回答した事業所が30.2%あった。

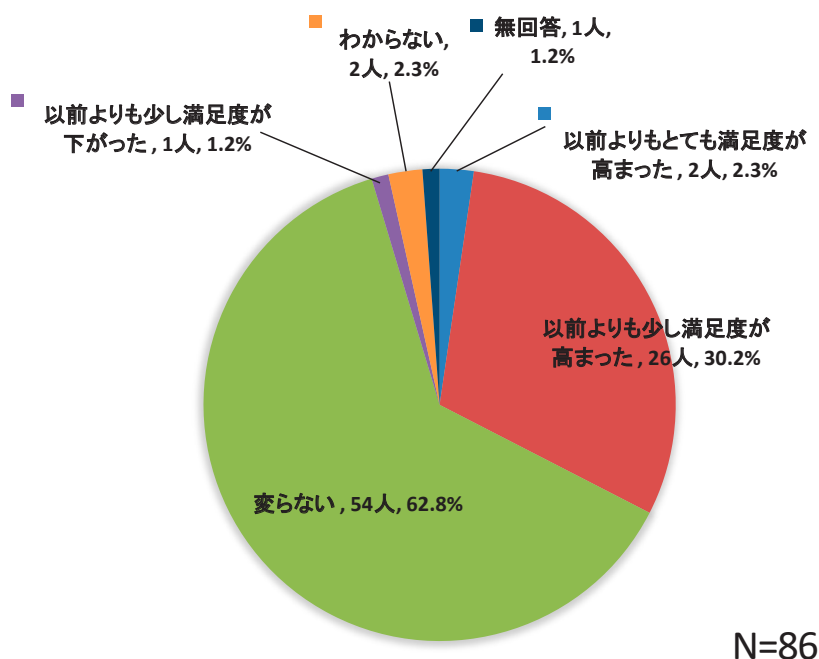


図5-5 環境情報全般の量や質に関する満足感の変化

| | | |
|------------------|-----|-------|
| 以前よりもとても満足度が高まった | 2人 | 2.3% |
| 以前よりも少し満足度が高まった | 26人 | 30.2% |
| 変らない | 54人 | 62.8% |
| 以前よりも少し満足度が下がった | 1人 | 1.2% |
| 以前よりもとても満足度が下がった | 0人 | 0.0% |
| わからない | 2人 | 2.3% |
| 無回答 | 1人 | 1.2% |

【設問 5-6】

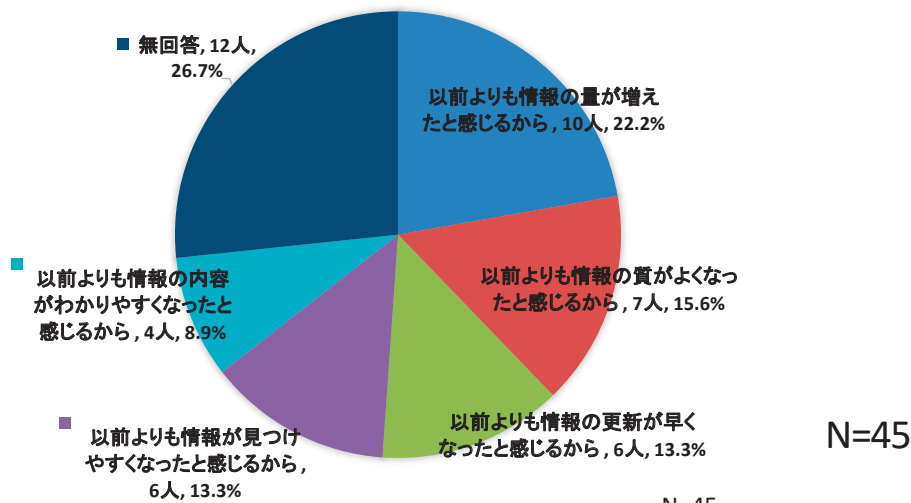
| 設問 5-6 | 回答 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| あなたの事業所（本社・主要拠点）の環境情報全般に関する量や質についての満足感が高まった理由は何ですか。理由として当てはまるものに○をつけてください。 （○はいくつでも） 【上の問 5-2 で 1 又は 2 と答えた人のみ】 | 1 以前よりも情報の量が増えたと感じるから 2 以前よりも情報の質がよくなったと感じるから 3 以前よりも情報の更新が早くなったと感じるから 4 以前よりも情報が見つけやすくなったと感じるから 5 以前よりも情報の内容がわかりやすくなったと感じるから 6 その他（ ） |

【集計結果】

当設問は、設問 5-2 の「環境情報全般に関する量や質の満足度」において、「十分満足している」または「まあ満足している」と回答した事業所において、その高まった理由について質問している。

「以前よりも情報の量が増えたと感じるから」が 22.2%と最も多いが、他の回答も概ね 10%を超える結果となっていた。

※設問 5-2 で 1 または 2 以外の回答者が、設問 5-5 で 1 または 2 を回答し、設問 5-6 にも回答した人は 9 件あった。



| 理由 | 人数 | 割合 |
|----------------------------|-----|-------|
| 以前よりも情報の量が増えたと感じるから | 10人 | 22.2% |
| 以前よりも情報の質がよくなったと感じるから | 7人 | 15.6% |
| 以前よりも情報の更新が早くなったと感じるから | 6人 | 13.3% |
| 以前よりも情報が見つけやすくなったと感じるから | 6人 | 13.3% |
| 以前よりも情報の内容がわかりやすくなったと感じるから | 4人 | 8.9% |
| その他 | 0人 | 0.0% |
| 無回答 | 12人 | 26.7% |

6 環境に対する関心の変化について

ここでは、環境に対する関心の変化について質問しています。

【設問6-1】

| 設問6-1 | 回答 |
|-------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| あなたの事業所（本社・主要拠点）は、最近、以前と現在を比べた場合、環境に対する関心に変化したと感じますか。 | 1 もともと関心は高かったが、前よりも関心が低下したと思う 2 もともと関心は高かったが、前と関心は変わらないと思う 3 もともと関心は高かったが、前よりも関心が更に高まったと思う 4 もともと関心は低かったが、前よりも関心が更に低下したと思う 5 もともと関心は低かったが、前と関心は変わらないと思う 6 もともと関心は低かったが、前よりも関心が高まったと思う |

【集計結果】

環境に対する現在の関心の変化について質問している。

「もともと関心は高かったが、前と関心は変わらないと思う」、「もともと関心は高かったが、前よりも関心が更に高まったと思う」は63.9%と高い結果であった。

また、「もともと関心は低かったが、前よりも関心が高まったと思う」は15.1%であり、全体的に環境への関心の高まりへの変化が見られた。一方、「もともと関心は高かったが、前よりも関心が低下したと思う」、「もともと関心は低かったが、前よりも関心が更に低下したと思う」、「もともと関心は低かったが、前と関心は変わらないと思う」と依然と比べ低下したとする回答は19.8%であった。

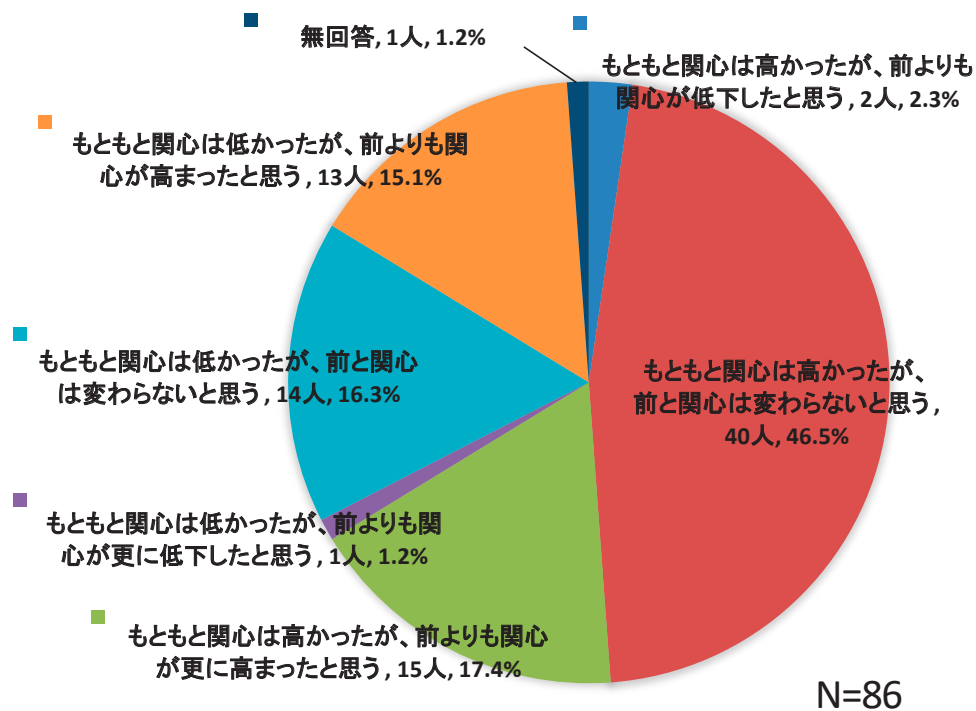


図 6-1 環境に対する現在の関心の変化

| | | |
|-------------------------------|-----|-------|
| もともと関心は高かったが、前よりも関心が低下したと思う | 2人 | 2.3% |
| もともと関心は高かったが、前と関心は変わらないと思う | 40人 | 46.5% |
| もともと関心は高かったが、前よりも関心が更に高まったと思う | 15人 | 17.4% |
| もともと関心は低かったが、前よりも関心が更に低下したと思う | 1人 | 1.2% |
| もともと関心は低かったが、前と関心は変わらないと思う | 14人 | 16.3% |
| もともと関心は低かったが、前よりも関心が高まったと思う | 13人 | 15.1% |
| 無回答 | 1人 | 1.2% |

【設問6-2】

| 設問6-2 | 回答 |
|-----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>上の問6-1で、1又は4に○をつけた方にお聞きします。</p> <p>関心が低下した理由は何ですか。</p> | <p>1 環境に配慮した製品・サービスが身近になるなど、環境が身近になったことで、特に意識をすることがなくなったため</p> <p>2 環境問題が以前より改善されたと思うため</p> <p>3 環境問題がメディアで取り上げられることが減ったため</p> <p>4 環境問題よりも他のことへの関心が高まったため</p> <p>5 環境問題が複雑になりすぎ、何が問題か分かりづらくなったため</p> <p>6 自身が環境への関心を持つことによって、世の中に影響を与えられるとは思えないため</p> <p>7 特に理由は思い当たらない</p> <p>8 その他（ ）</p> |

【集計結果】

当設問は、設問6-1の「環境に対する関心の変化」において、「もともと関心は高かったが、前よりも関心が低下したと思う」または「もともと関心は低かったが、前よりも関心が更に低下したと思う」と回答した事業所について、その低下した理由について聞いている。

対象は3人で、「環境に配慮した製品・サービスが身近になるなど、環境が身近になったことで、特に意識をすることがなくなったため」、「自身が環境への関心を持つことによって、世の中に影響を与えられるとは思えないため」、「特に理由は思い当たらない」であった。

| | |
|-------------------------------------------------------|----|
| 環境に配慮した製品・サービスが身近になるなど、環境が身近になったことで、特に意識をすることがなくなったため | 1人 |
| 自身が環境への関心を持つことによって、世の中に影響を与えられるとは思えないため | 1人 |
| 特に理由は思い当たらない | 1人 |



第3次須賀川市環境基本計画

中間改定

発行 福島県 須賀川市 経済環境部 環境課
〒962-8601 福島県須賀川市八幡町135番地
TEL: 0248-88-9130
FAX: 0248-94-4562
URL: <http://www.city.sukagawa.fukushima.jp>